

(第二類 第二号)

衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第二号

令和四年十月二十四日(月曜日)

午後四時二十分開議

出席委員

- 委員長 平口 洋君
- 理事 奥野 信亮君 理事 富樫 博之君
- 理事 藤井比早之君 理事 松本 洋平君
- 理事 源馬謙太郎君 理事 渡辺 周君
- 理事 浦野 靖人君 理事 伊藤 涉君
- 理事 石原 正敬君 加藤 竜祥君
- 勝目 康君 神田 潤一君
- 熊田 裕通君 斎藤 洋明君
- 塩崎 彰久君 鈴木 憲和君
- 辻 清人君 中西 健治君
- 西野 太亮君 長谷川淳二君
- 鳩山 二郎君 平井 卓也君
- 古川 直季君 穂坂 泰君
- 本田 太郎君 牧島かれん君
- 落合 黄之君 佐藤 公治君
- 櫻井 周君 手塚 仁雄君
- 寺田 学君 徳永 久志君
- 岩谷 良平君 山本 剛正君
- 吉田 豊史君 金城 泰邦君
- 奥水 恵一君 齋藤アレッツス君
- 塩川 鉄也君

委員の異動

十月二十四日

- 補欠選任 川崎ひでと君
- 補欠選任 西野 太亮君
- 福重 隆浩君 金城 泰邦君
- 同日 川崎ひでと君
- 同日 補欠選任
- 西野 太亮君 川崎ひでと君
- 金城 泰邦君 福重 隆浩君

十月十四日

在外国民が国民審査権を行使できないことを避
 慮とする最高裁判決を受け、早期の立法措置を
 求めることに関する陳情書外一件(福岡市中央
 区六本松四の二の五 前田憲徳外一名(第八七
 号))
 参議院選挙における合区の解消に関する陳情書
 外一件(高松市番町四の一〇 高城宗幸外
 一名(第八八号))
 同月四日

衆議院議員小選挙区における地域の実情を踏ま
 えた区割りの改定を求める意見書(福島県棚倉
 町議会)(第三九七号)
 衆議院議員小選挙区における地域の実情を踏ま
 えた区割りの改定を求める意見書(福島県矢祭
 町議会)(第三九八号)
 衆議院議員小選挙区における地域の実情を踏ま
 えた区割りの改定を求める意見書(福島県楢町
 議会)(第三九九号)
 法律の規定に基づき、地域の実情を踏まえた衆
 議院議員小選挙区の区割りの改定を求める意見
 書(北海道恵庭市議会)(第四〇〇号)
 法律の規定に基づき、地域の実情を踏まえた衆
 議院議員小選挙区の区割りの改定を求める意見
 書(北海道北広島市議会)(第四〇一号)

法律の規定に基づき地域の実情を踏まえた衆議
 院議員小選挙区の区割りの改定を求める意見書
 (北海道当別町議会)(第四〇二号)
 法律の規定に基づき、地域の実情を踏まえた衆
 議院議員小選挙区の区割りの改定を求める意見
 書(北海道新篠津村議会)(第四〇三号)
 は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件
 (衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院小選挙
 区選出議員の選挙区の改定案についての勧告」)

〇平口委員長 これより会議を開きます。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する
 件、特に衆議院議員選挙区画定審議会の「衆議院
 小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧
 告」について調査を進めます。
 この際、参考人出頭要求に関する件についてお
 諮りいたします。

本件調査のため、本日、参考人として衆議院議
 員選挙区画定審議会会長川人貞史君及び衆議院議
 員選挙区画定審議会会長代理久保信保君の出席を
 求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異
 議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇平口委員長 御異議なしと認めます。よって、
 そのように決しました。

〇平口委員長 参考人には、御多用のところ
 本委員会に御出席をいただきまして、誠にありが
 とございます。

院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての
 勧告について、川人参考人から説明を聴取いたし
 ます。川人参考人、衆議院議員選挙区画定審議会
 会長 川人でございます。

本日は、発言の機会を与えていただきまして、
 ありがとうございます。

当審議会は、衆議院議員選挙区画定審議会設置
 法、いわゆる区割り審設置法の規定に基づき、去
 る六月十六日に内閣総理大臣に対し、衆議院小選
 挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を
 行ったところであります。

今回の区割り改定は、衆議院に設置された衆議
 院選挙制度に関する調査会答申において、最高裁
 判決において求められている人口比例に基づく定
 数配分方式として望ましいものとされ、衆議院選
 挙制度改革関連法により平成二十八年に導入され
 た、いわゆるアダムズ方式により行う初めての区
 割り改定でございます。

本日は、審議の経過と勧告の概要について御説
 明申し上げます。

まず、当審議会における審議の経過について御
 説明申し上げます。

当審議会としては、区割り審設置法の規定によ
 り、大規模国勢調査である令和二年国勢調査の結
 果に基づく区割り改定案の勧告については、国勢
 調査の速報値が官報公示された日から一年以内に
 行うものとされていたことを受け、昨年七月二日
 に審議を開始しました。

まず、全国二百八十九全全ての選挙区について、
 現行の選挙区の人口や格差の状況、これまでの区
 割り改定の経緯などを確認するレビューを行いま
 した。

この間、昨年十一月三十日に令和二年国勢調査
 人口の確定値が公表され、令和二年日本国民の人

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第二号
令和四年十月二十四日

口が確定し、アダムズ方式による十増十減、格差二倍以上となる選挙区が確定しました。

次に、区割り審設置法第八条において、「審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に對して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる」とされていることを踏まえ、都道府県の行政、地勢、交通等全般に通じ、区割りについて都道府県全体を総合的に判断し得る視点を持つていると考えられる都道府県知事に対し、昨年十二月十四日に、現行の区割りなどについて意見照会を行い、回答をいただきました。

意見照会の際には、県内市町村の意見を聞くなど地域の実情を踏まえて意見を提出いただくようお願いしました。

いただいた知事意見では、特に、市町村合併等により分割された状態となっている市区町を有する都道府県はほぼ全てから、その解消を望む意見がございました。

その後、区割り基準や作業手順を定める区割り改定案の作成方針について、過去の区割り改定時のものを踏まえ、知事意見も参考としながら審議し、本年二月二十一日にこれを決定、公表いたしました。

この作成方針に基づいて、具体的な区割りの改定作業に入り、その後は、週一回程度のペースで審議会を開催し、審議を進めました。

当審議会としては、精力的に丁寧な審議を進め、三十五回にわたる審議を経て、六月十六日に区割り改定案を取りまとめ、同日、内閣総理大臣に對して勧告を行ったところであります。

続きまして、当審議会が具体的な区割り改定案を作成するに当たり基本的な考え方を明らかにした区割り改定案の作成方針について御説明申し上げます。

区割り改定案の作成方針は、区割り基準と作業手順の二つから構成されております。

人口の最も少ない県である鳥取県内の人口最少選挙区、すなわち鳥取二区を基準として、令和二年

日本国民の人口において、選挙区間の人口格差を二倍未満とすること、選挙区は飛び地にならないこととし、市区町村の区域は原則として分割しないこと

とし、市区の人口が人口基準の上限人口を超える場合等、やむを得ない一定の場合に限り分割すること、地勢、交通その他の自然的、社会的条件を総合的に考慮することなど、おおむね過去の区割り基準を踏襲しておりますが、今回については、

特に、市区町村の分割基準について、分割解消により県内の最大格差が拡大する場合には分割を維持することとする、選挙区の改定に当たっては、地勢、交通等を総合的に考慮することとし、

第四十九回総選挙当日有権者数において格差二倍以上となっている状況も考慮することとしたしました。

次に、作業手順については、具体的な区割り改定案の作成に当たっての作業手順を示したものであります。

具体的には、鳥取県については、各選挙区の人

口格差二倍未満の基準となるため、他の都道府県よりも先行して審議を行い、区割り改定案を作成すること、選挙区の数が増加することとなる五

都県については、都県内の選挙区のうち、人口が最も多いもの、又は、人口が最も多いものから順

に定数が増加する数までの順番にあるもの、すなわち一票の価値が軽い選挙区を順次手がかりとし

て改定案を作成すること、選挙区の数が増加することとなる十票については、県内の選挙区のうち、人口が最も少ないもの、すなわち一票の価値

が最も重い選挙区を手がかりとして改定案を作成すること、選挙区の数が増減はないが、人口格差二倍以上の選挙区を有する二府県については、人口基準に適合するように改定案を作成すること、

選挙区の数が増減がなく人口基準に適合していない選挙区のない二十九道府県については、区割り基準に照らし、必要な場合には所要の改定案を作成すること、作業の結果得られた区割り改定案

が、合理的かつ整合性の取れたものになっているかどうかの総合的な検討を行うこととしました。

以上が、区割り改定案の作成方針の概要であり、次に、勧告した区割り改定案の概要について御説明申し上げます。

最初に、都道府県別定数の異動についてですが、これは、区割り審設置法第三条第二項に規定されるいわゆるアダムズ方式により定まるものであります。

令和二年日本国民の人口に基づき計算すると、東京都で五人、神奈川県で二人、埼玉県、千葉県、及び愛知県でそれぞれ一人定数が増加、宮城県、福島県、新潟県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、長崎県の十県でそれぞれ一人定数が減少することとなり、当審議会は、この都道府県別定数を基に審議を行いました。

今回の改定案で変更される選挙区の数については、二十五都道府県で百四十選挙区となります。

その内訳は、選挙区の数が増加することとなる都県の区域内の選挙区として、五都県六十一選挙

区、選挙区の数が増加することとなる県の区域内の選挙区として、十県四十五選挙区、格差二倍未満の人口基準に適合しない選挙区の改定に伴うものとして、大阪府、福岡県の二府県四選挙区、第

四十九回総選挙当日有権者数で格差二倍以上となっている選挙区の改定に伴うものとして、北海道、兵庫県の二道県五選挙区、合併等による市区

の分割を解消する改定に伴うものとして、茨城県、栃木県、群馬県、岐阜県、静岡県、島根県の六県二十五選挙区を改定することとしておりま

す。

人口最少選挙区との格差が二倍以上となる選挙区の数については、令和二年日本国民の人口で、

現行では二十三選挙区ありますが、今回の改定案において全て解消しております。

最大人口格差については、令和二年日本国民の人口で、現行の選挙区では二・〇九六倍ですが、今回の改定案においては一・九九九倍となりま

す。

改定案における分割市区については、現行では分割されている市区は百五ありますが、その解消を求める意見が多くの都道府県から寄せられたことを踏まえ、大幅に解消し、三十二市区となります。現行では三つの選挙区に分割されている市区は五ありますが、これらの分割は全て解消しま

す。

最後に、今回の区割り改定について総合的に申し上げれば、今回の区割り改定は、十年に一度の大規模国勢調査に基づく全都道府県の二百八十九全ての選挙区を対象としたものであり、いわゆるアダムズ方式による都道府県別定数の十増十減、格差二倍以上の選挙区の見直し、多くの都道府県から望まれていた分割市区町の解消などにより、改定される選挙区の数が現行選挙区二百八十九の半数近くに及ぶ過去最大のものとなりました。

また、改定案の作成に当たっては、地域のみならず選挙区の安定性、被災地の状況等にも配慮しながら、詳しく見直しを検討する必要があります。

例えば、東京都などの都市部においては、前回の区割り改定では、定数を変えずに格差を二倍未満に収めるため、格差二倍以上若しくは二倍近くである選挙区が林立している中、多くの市区が分割されるなど複雑な区割りとなっておりましたが、今回は定数増もあつたため、分割解消を求める知事意見も踏まえ、できる限り市区の分割を解消できるよう、地域のみならずにも配慮しながら検討を行うことができました。

以上のように、鋭意、調査審議に努め、当審議会として最善と考える改定案を取りまとめたとところであります。

何とぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、私からの審議の経過と勧告の概要説明を終わらせていただきます。

○平口委員長 以上で説明は終わりました。

○平口委員長 川人会長、久保会長代理を始めとして、審議会の委員各位におかれましては、今般の区割り改定に向けてこれまで精力的に審議を進められ、去る六月十六日に改定案の勧告をされたところであり、この間における御尽力に対し、委員会を代表して、深く敬意を表する次第であります。

それでは、理事会において了承されました質疑事項について、委員会を代表して、私からお尋ねいたします。

今回の区割り改定は、平成二十八年に成立したいわゆる衆議院選挙制度改革関連法に基づいて、都道府県への定数配分についてアダムズ方式を完全採用するものであります。審議会では、今般はどのような手順で改定作業を行い、どのような議論がなされたのでしょうか。また、改定作業において難しかった点、特に留意した点を挙げればどのようなものでしょうか、お聞かせください。

○川人参考人 初めに、改定作業の手順について御説明いたします。

審議会においては、昨年六月二十五日に令和二年国勢調査人口の速報値が官報公示されたことを受け、七月二日に審議を開始しました。

まず、全国全ての選挙区について、現行の選挙区の人口や格差の状況、これまでの区割り改定の経緯等を確認するレビューを行いました。

十一月三十日に令和二年国勢調査人口の確定値が官報公示され、アダムズ方式による都道府県別定数配分の十増十減や格差二倍以上となる選挙区が確定した後、都道府県の行政、地勢、交通等全般に通じ、区割りについて都道府県全体を総合的に判断し得る視点を持つていてと考えられる都道府県知事に、現行の区割りなどについて意見照会を行い、回答をいただきました。

過去の区割り改定時の作成方針を踏まえ、知事意見も参考としながら、本年二月二十一日には区割り改定案の作成方針を取りまとめました。

この作成方針に基づいて、具体的な区割りの改

定作業に入り、その後は、週一回程度のペースで審議会を開催し、精力的に丁寧に審議を進め、六月十六日に区割り改定案を取りまとめ、内閣総理大臣に勧告を行ったところであります。

次に、改定案の作成に当たった議論などについて御説明します。

今回の区割り改定は、いわゆるアダムズ方式による都道府県別定数の十増十減、格差二倍以上の選挙区の見直し、多くの都道府県知事から望まれていた分割市区町の解消などにより、結果として、改定される選挙区の数が現行選挙区二百八十九の半数近くに及び、過去最大のものとなりました。

改定案の作成に当たっては、地域のまとまりや選挙区の安定性、被災地の状況等にも配慮しながら詳しく見直しを検討し、地勢や交通の状況、地域のまとまりなどから慎重に検討しました。

区割り改定案は、こうした様々な事項を検討、考慮した上で、三十五回に及ぶ審議を経て作成したものであり、当審議会としては最善の改定案を取りまとめられたと考えております。

○平口委員長 今回の区割りの改定は、本年二月に審議会が決定した区割り改定案の作成方針に基づいて行われました。

作成方針では、一定の場合を除いて市区町村の区域は分割しないことを原則とするとしており、三つの選挙区に分割された状態となっていた五市区はいずれも分割が解消され、分割市区町の数は百五市区町から三十二市区に大きく減少しました。

一方で、北海道と福岡県においては分割区の数が増え、三十二市区にありますが、このように市区町の分割について、審議会はどのように考え、対処されたのか、お聞かせください。

また、作成方針では、昨年の第四十九回衆議院議員総選挙における当日有権者数において格差二倍以上となっている状況も考慮するものとするとし、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の要件に当てはまらない二道県五選挙区の区割りが変更さ

れました。審議会はどのような考え方に基づいてこの改定を行ったのか、お聞かせください。

○久保参考人 まず、市区町の分割についてでございます。

御指摘のとおり、現行の選挙区におきましては、過去の区割り改定によって分割された市区や、市町村合併に伴い分割された状態となっている市区町など、合計百五の分割市区町がございます。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法第三条第一項は、区割り改定案の作成について、直近の国勢調査人口において、選挙区間の人口格差を二倍未満とするほか、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないと定めております。

また、区割り改定案の作成に当たり、都道府県知事に対して行った意見照会では、分割市区町の解消を望む意見が数多く寄せられました。

これらを踏まえ、当審議会といたしましては、区割り改定案の作成方針において、市区町村の区域は分割しないことを原則とし、一定の分割基準に該当する場合に限って分割することとしたしました。その結果、分割市区町の数も現行の百五から大幅に減少して三十二となり、また、五市区に

あつた三分割の状態は全て解消いたしました。

分割基準におきましては、市区の人口が鳥取二区の二倍以上である場合や、飛び地を避けるために必要な場合のほか、定数に増減のない道府県において、現在分割されている市区の分割解消によつて県内の最大格差が拡大する場合などに限られることとし、三十二の市区におきましては分割

することはやむを得ないものと判断いたしました。

御指摘の北海道や福岡県の新たな分割につきましても、行政区画単位で改定することとした場合、隣接選挙区以外の選挙区に改定が及び、大幅な選挙区の見直しとなりますことから、分割基準に基づいて分割することにいたしました。

次に、第四十九回総選挙の当日有権者で格差二

倍以上となっている状況を考慮したことについてのお尋ねがございました。

今回の改定作業の最中に執行された昨年の総選挙につきましては、当日有権者数ベースで格差二倍以上となった選挙区が二十九存在しております。

これらの選挙区につきましては、見直しを行わないと引き続き格差二倍以上となるおそれがあることから、国勢調査実施時点からの人口異動の結果という現実が生じた客観的な事情を考慮するものとし、選挙区の見直しを行ったものでございます。

○平口委員長 今回の区割りの改定案では、二十五都道府県、百四十選挙区の区割りの見直しが行われ、全小選挙区の半数近くが改定の対象とされました。特に、十増十減の対象となった都県では、多くの選挙区の区割りが変更されることとなりました。このように、区割りの改定対象となる選挙区が過去最多となったことについて審議会はどのようにお考えか、お聞かせください。

また、従来、周知期間が一月とされてきましたが、審議会は適切な周知期間をどう考えるか、お聞かせください。

次に、今回の区割りの改定案では、選挙区間の最大人口格差は、現在の東京二十二区と鳥取二区の間の一・〇九六倍から、福岡二区と鳥取二区の間の一・九九九倍に縮小しました。しかし、一・九九九倍は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の定める二倍未満を辛うじて満たした数値であり、また、一・九倍を超える選挙区は十九選挙区あります。

今後の人口動向の傾向からすると、早晚、格差二倍以上となる選挙区が生じることも考えられますが、審議会では今回の改定案での格差をどのよう

に評価されているか、お聞かせください。

○久保参考人 今回の区割り改定は、いわゆるアダムズ方式が初めて適用され都道府県別定数が十増十減となったこと、格差二倍以上となる選挙区の見直しを行ったこと、また、多くの都道府県知

事からの要望のあった分割市区町の解消を目指したことなどによりまして、結果として、二十五都道府県、百四十選挙区において改定を行うこととなりました。

直近二回、過去二回の区割り改定は、緊急是正措置として限られた範囲での見直しとこととされたのに対し、今回は全都道府県を対象に必要な見直しを行ったことから、過去最大規模の見直しとなりました。

お尋ねの、いわゆる周知期間につきましては、当審議会としてお答えする立場にございませぬが、今回の見直しについては、既に各方面で様々な議論が行われ、国民の皆様も高いものと認識しております。

勧告に基づく区割り改定法案成立の暁には、政府におかれましては、選挙人を始め関係者の皆様に混乱が生じることのないよう、その趣旨や内容を含め、きめ細かく周知啓発を図っていただきたいと切に希望しております。

また、格差が一・九倍を超える選挙区が十九あることについてお尋ねがございました。

区割り審議会設置法におきましては、令和二年の国勢調査人口において、選挙区間の人口格差を二倍未満とする旨、明確に規定されており、また、合理性のある将来推計人口を算出することは困難でございまして、これ以外の人口基準を一律に適用すべき改定基準とするは難しいと判断いたしました。

また、先ほど御答弁申し上げましたように、国勢調査実施時点から約一年後に行われた第四十九回総選挙の当日有権者数ベースで格差二倍以上の選挙区が生じている状況につきまして、これを考慮することとし、当該格差が二倍未満となるよう見直しを行っております。

さらに、平成二十八年に議員立法で新設された現行の区割り審議会設置法第四條第二項は、十年後を待たずに、中間年の国勢調査の結果で選挙区間の最大格差が二倍以上となったときは改定案を作成すると定めており、今回の令和七年国勢調査

の結果によつて最大格差が二倍以上となったときには、当該規定によつて適切に対応されるものと思ひます。

今回の勧告は、累次の最高裁判決を踏まえて改正された区割り審議会設置法に基づいて行つたものでございまして、選挙区間の人口格差の是正に寄与するものと考えております。

○平口委員長 審議会では、改定作業を進めるに当たつて各都道府県の知事から意見を聴取されておりますが、これらの意見をどのように審議し、どのような形で区割りの改定案に反映されたのか、お聞かせください。

また、各都道府県知事の意見では、具体的な区割り改定に関する意見とは別に、人口減少と都市部への人口集中が進むことにより地方選出議員の減少が避けられないことや、これにより地方の声が国政に届きにくくなることへの懸念が少なからず示されております。

このような意見についてどのような御所見をお持ちか、政治学が専門である川人会長のお考えを交えつつ、お示しください。

○川人参事 都道府県知事は、都道府県の行政、地勢、交通等全般に通じ、区割りについて都道府県全体を総合的に判断し得る視点を持つていて、現行の区割りなどについて意見照会を行い、回答をいただきました。

こうして提出された知事意見については、市町村の意見を聞くなど、地域の実情を踏まえて提出されたものであることから、区割り改定案の作成方針に照らして検討し、反映できるものについては区割り改定案に反映しました。

具体的に申し上げれば、分割市区町の解消を望む意見が多く寄せられたことを踏まえ、区割り改定案の作成方針において、市区町村の区域は分割しないことを原則とし、一定の分割基準に該当する場合に限つて分割することとし、審議の結果、分割市区町は、現行の百五市区町から三十二市区町に大幅に減少しました。

また、御指摘のとおり、いただいた知事意見の中には、地方選出の国会議員が減少することを懸念する意見もございました。

衆議院選挙区の都道府県別定数は、区割り審議会法に規定されるいわゆるアダムズ方式により計算することとされております。

アダムズ方式については、衆議院に設置された衆議院選挙制度に関する調査会答申において、比例性のある配分方式であること、都道府県間の格差をできるだけ小さくすること、都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、一定程度将来にわたつても有効に機能し得ることといった点から総合的に考慮され、様々な比例配分方式の中で望ましい配分方式とされ、議員立法により導入されたものと承知してあります。

政治学者としての個人的意見を申し上げます、アダムズ方式とは、都道府県の配分議席は、人口を小選挙区基準除数で除して得た数に一未満の端数が生じたときには、これを一に切り上げる数とする方式ですが、これは、端数がない場合には完全比例する配分議席となること可能な比例代表制の諸方式の中では、人口の少ない県に最も有利な方式であると言つてことができます。

審議会としては、現行法の規定に従い、アダムズ方式による都道府県別定数配分に基づき改定案を取りまとめたものであります。今後の選挙制度の在り方については、各党各会派において御議論いただくべきものと考えています。

もとより、選挙制度に対する国民の信頼と地方の声も含めた多様な民意の反映が両立できるよう、国会において活発に御議論いただき、地方の活性化につながる様々な施策が進められるよう念願しております。

○平口委員長 ありがとうございます。

冒頭にも申し上げましたが、川人会長を始め審議会委員の御尽力に対し、重ねて敬意を表しまして、以上で私からのお尋ねを終わります。

次回、来る二十六日水曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時五十五分散會

(第二類 第二号)

衆議院 第二百十回国会 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第五号

令和四年十一月二日(水曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 平口 洋君

理事 奥野 信亮君 理事 富樫 博之君

理事 藤井比早之君 理事 松本 洋平君

理事 源馬謙太郎君 理事 渡辺 周君

理事 山本 剛正君 理事 伊藤 渉君

理事 石原 正敬君 加藤 竜祥君

勝目 康君 川崎ひでと君

神田 潤一君 熊田 裕通君

小寺 裕雄君 鈴木 憲和君

辻 清人君 中西 健治君

西野 太亮君 長谷川淳二君

平井 卓也君 古川 直季君

本田 太郎君 八木 哲也君

山口 晋君 落合 貴之君

佐藤 公治君 櫻井 周君

手塚 仁雄君 寺田 学君

徳永 久志君 岩谷 良平君

遠藤 良太君 奥水 恵一君

福重 隆浩君 齋藤アレンス君

塩川 鉄也君

総務大臣 寺田 稔君

衆議院調査局第二特別調査 大泉 淳一君

室長

委員の異動

十一月一日

辞任 補欠選任

吉田 豊史君 遠藤 良太君

同月二日

辞任

齋藤 洋明君

鳩山 二郎君

穂坂 泰君

牧島かれん君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任

山口 晋君

西野 太亮君

小寺 裕雄君

八木 哲也君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいた

します。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきまして

は、先例により、委員長において指名するに御

異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○平口委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に山本剛正君を指名いたしま

す。

○平口委員長 この際、総務大臣から発言を求め

られておりますので、これを許します。寺田総務

大臣。

○寺田国務大臣 去る十月三十一日の本委員会で

御質問のありました事項につき、御回答申し上げ

ます。

まず、自民党広島県連が十月三十日に開催をし

た政治資金パーティーにおいて、「寺田氏」説明責

任果たす」と発言した報道に関し、会議形態が政

治資金規正法第八条の二の政治資金パーティーに

該当するかどうかの御質問につきましては、同条に

規定する政治資金パーティーに該当をいたしま

す。

次に、私の五つの国会議員関係政治団体のう

ち、直接管理していないと答弁した三団体の収支

報告書の表紙に記載されている人全員の生存確認

についての御質問につきましては、令和四年十月

三十一日付訂正前に記載をされていた寺田稔竹原

後援会の会計責任者を除き、全員が生存している

ことが確認をされたところでございます。

以上です。

○平口委員長 内閣提出、公職選挙法の一部を改

正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。寺田総

務大臣。

公職選挙法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○寺田国務大臣 公職選挙法の一部を改正する法

律案につきまして、その提案理由及び内容の概要

を御説明申し上げます。

この法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が

行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案

についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議

員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代

表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の

数を改める措置を講じようとするものでありま

す。

次に、法律案の内容について、その概要を御説

明申し上げます。

第一に、令和二年の国勢調査の結果に基づき衆

議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け

て、当該勧告どおり二十五都道府県において百四

十選挙区の改定を行うこととしております。

第二に、令和二年の国勢調査の結果に基づき、

衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙す

べき議員の数を東京都選挙区で二、南関東選挙区

で一増加させるとともに、東北選挙区、北陸信越

選挙区及び中国選挙区で一ずつ減少させることに

してあります。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月

を経過した日から施行し、この法律による改正後

の公職選挙法の規定は、施行日以後初めてその期

日を公示される衆議院議員の総選挙から適用する

こととしております。

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第五号
令和四年十一月二日

(第二類 第二号)

衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第六号

(三)

令和四年十一月八日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 平口 洋君

理事 奥野 信亮君

理事 藤井比早之君

理事 源馬謙太郎君

理事 山本 剛正君

理事 東 国幹君

理事 石原 正敬君

加藤 竜祥君

川崎ひでと君

熊田 裕通君

齋藤 洋明君

鈴木 憲和君

土田 慎君

中西 健治君

鳩山 二郎君

古川 直季君

本田 太郎君

山口 晋君

後藤 祐一君

櫻井 周君

寺田 学君

岩谷 良平君

遠藤 良太君

空本 誠喜君

福重 隆浩君

塩川 鉄也君

総務大臣 寺田 稔君

総務副大臣 尾身 朝子君

総務大臣政務官 中川 貴元君

文部科学大臣政務官 伊藤 孝江君

政府参考人 吉川 浩民君

(総務省自治行政局長)

政府参考人 森 源二君

(総務省自治行政局長)

政府参考人 川窪 俊広君

(総務省自治行政局長)

政府参考人 植松 利夫君

(国税庁長官官房審議官)

政府参考人 森友 浩史君

(文部科学省総合教育政策局社会教育振興総括官)

政府参考人 小林万里子君

(文化庁審議官)

衆議院調査局第二特別調査室長 大泉 淳一君

委員の異動

十一月八日

兼任

加藤 竜祥君

勝目 康君

熊田 裕通君

塩崎 彰久君

辻 清人君

本田 太郎君

落合 貴之君

岩谷 良平君

浦野 靖人君

同日

東 国幹君

石井 拓君

上杉謙太郎君

小森 卓郎君

土田 慎君

山口 晋君

後藤 祐一君

補欠選任

小森 卓郎君

東 国幹君

石井 拓君

土田 慎君

山口 晋君

上杉謙太郎君

後藤 祐一君

小野 泰輔君

空本 誠喜君

同日

勝目 康君

熊田 裕通君

中曾根康隆君

加藤 竜祥君

塩崎 彰久君

辻 清人君

落合 貴之君

補欠選任

勝目 康君

熊田 裕通君

中曾根康隆君

加藤 竜祥君

塩崎 彰久君

辻 清人君

落合 貴之君

小野 泰輔君 岩谷 良平君
空本 誠喜君 浦野 靖人君
同日
兼任
中曾根康隆君 補欠選任
本田 太郎君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出 第一五号)

○平口委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治行政局長吉川浩民君、総務省自治行政局長源二君、国税庁長官官房審議官植松利夫君、文部科学省総合教育政策局社会教育振興総括官森友浩史君、文化庁審議官小林万里子君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称す者あり〕

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○平口委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。後藤祐一君。

○後藤(祐)委員 立憲民主党の後藤祐一でございます。まず十増十減法案についてお伺いしますが、今回の法案については、これは一票の格差是正のため、

めにやむを得ない改正だと思っておりますが、今後どうしていくのかについてはよく議論する必要があります。なお、神奈川県知事からは、区画審判に対して、一國勢調査が実施される五年ごとに選挙区の区割り改定が行われると、有権者や候補者に多大な影響を与えることになるため、頻繁な見直しに繋がらないような区割り改定を行うことを要望する。という意見が提出されております。今日この後審議される附帯決議、大まかに合意されていると伺っておりますが、この中でも、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、議員定数や地域の実情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとするかとされております。

是非、これは与野党で国会において議論していくべきだと私からも申し上げたいと思っております。現行のアダムズ方式、今回はこれだと思っておりますが、次回以降これを続けるというのには望ましくないと思いますが、大臣、どうお考えですか。

○寺田國務大臣 今回のアダムズ方式でございます。御承知のとおり、これまでの一人別枠方式が三回連続最高裁判決でも違憲状態とされたということを踏まえまして、このアダムズ方式、これは衆議院選挙制度の調査会の平成二十八年度の答申を踏まえて、アダムズ方式が望ましい、また、十年ごとの大規模國勢調査の結果に基づき行うということにされました。また、中間年についても、格差が二倍以上であれば見直しを行うこととされまして、衆議院選挙制度改革関連法により議員立法で導入された経緯がございます。

こうした経緯にももちろん留意する必要がありますが、この選挙制度の在り方、委員御指摘のとおり、議会政治の根幹に関わる重要な問題でこ

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第六号
令和四年十一月八日

ざいまずので、今後等については、十分各党各会派において御議論をいただくべき事項であると考えております。

○後藤(祐)委員 資料一を御覧ください。

前回の勧告のときは、二〇一七年四月十九日に区割り審の勧告があつて、六月九日に法案成立、七月十六日には施行になつて、三か月でできてい

るんですね、実施されているんですね。ところが、今回は、六月十六日に区割り審の勧告が今年あつて、これは間に開会を含むものですから、今月成立したとしても来月施行ということ、半年か

かかってしまうわけです。これは、統治機構の不安定性ですとか有権者の混乱という意味で非常に望ましくないと思つておられます。是非、今回の勧告は、四月中ぐらいに勧告をして、通常国会中に法案を成立させるべきだということを改めて申し上げておきたいと思つておられます。

それは、寺田大臣について、各種懸念がございますので質問したいと思つておられますが、まず配付資料の四ページ目を御覧ください。

これはまず確認ですが、寺田大臣は、大臣としてあるいは国会議員としての資産公開において、寺田総務後援会に対する貸付金がそもそもゼロであると言つていたんですが、これは十月十二日に千二百五十万円の貸付金があるというふうに修正をされておられるということ、よろしいでしょうか。

そして、翌日十三日の会見では、的確、厳格に資産として公開する必要がある、今後このようなことがないように注意すると述べておられますが、事実でしょうか。

確認です。

○寺田国務大臣 委員の資料にありますとおり、私からの貸付金千二百五十万円、これは貸付金をしている事実があるわけではございません、事務的ミスによってこの報告がでなかつたことはおわかりを申し上げたいと思つておられますが、御指摘のとおり、千二百五十万円ということではございません。確認をいたしております。

○後藤(祐)委員 資料五を御覧ください。

寺田総務後援会の収支報告書によれば、これは平成二十三年のもので、寺田総務議員本人から六百万円の借入金があります。こういった操作自体はよくあることですね、お金足りなくなつた場合に議員からお金を貸し付けるということはあることなんです。なので、平成二十三年の年末における借入金の残高六百万円、これは正しいです。

ところが、六ページ目を御覧ください。

翌年、平成二十四年、新たに寺田総務議員から一千万円の更なる借入れをしていただいております。そして、借入金残高は千六百万円になるはずなんです。六ページ目の下のところですね、平成二十四年の資産の内訳の中における借入金残高は一千万円となつていて、これは千六百万円になつていないとおかしいはずですが、大臣、これはおかしくないですか。

○寺田国務大臣 委員御指摘のとおり、最初、六百万円の貸付金を確かに行つておられます。翌年、更に一千万円という貸付金が確かに発生しておりますが、これは私自身の貸し借りの問題でございますが、六百万円については返済をいたしましたが、年末残高としては一千万円になつたものと記憶をしております。

したがって、ちよつと当時の事務担当者はもう不在でございますが、今御指摘の呉後援会の方の経緯について確認中でございます。分り次第、これは御報告させていただきます。

○後藤(祐)委員 そうしますと、寺田総務後援会から寺田総務議員に対して平成二十四年に六百万円の返済があったということ、よろしいですか。

○寺田国務大臣 はい、おっしゃるとおり、六百万円の返済をいただきました。しかし、同年、一千万円も貸し付けているということ、よろしいですか。

○後藤(祐)委員 ここに平成二十四年の寺田総務後援会の収支報告書がございますが、この支出の中には、その六百万円の返済という支出はありま

せん。この平成二十四年の収支報告書、間違つていませんか。

○寺田国務大臣 返済をいただいたことは私も明確に覚えておりますので、今、先ほど申ししたとおり、当時の収支報告書の作成につき、その経緯等について確認中でございますが、私に対する六百万円の返済はなされておりますので、当然それは記載すべきものであるというふうに思つております。ちよつと今、確認をしております。

○後藤(祐)委員 おかしいですね。平成二十四年の呉後援会は、翌年への繰越額が四十七万五千三百五十二円。つまり、ここに六百万円の返済という記述が支出として存在しない。六百万円の返済をしないでも残高が四十七万五千三百五十二円しかないのに、何でここからプラスして六百万円返せるんですか、大臣。

○寺田国務大臣 呉後援会の方の、当時、受入れ寄附があつたというふうにお伺いしております。その受入れ寄附額によつて返済をしたものと私は推量しておりますが、ちよつと確認中でございます。

おっしゃるとおり、残高はほとんどございませんで、今おっしゃるような現有残高で六百万円の返済はもちろんできないわけではございません。また、返済をいただいたという事実もありませんので、一定の寄附の記載があつたものと、今、その点も含めて確認をさせていただきます。確認させていただきます。

○後藤(祐)委員 そうすると、その寄附についてはも未記載ということですか。

○寺田国務大臣 確認中でございますが、もし寄附が本当にあつたということであれば、これは今調べ中でありませうけれども、それは記載すべきだと思つておられます。

ただ、今まさに確認中ですので、お時間をいただければと思つておられます。

んが、間違ひをうそで塗り固めるのはまずいですよ、大臣。

四十七万円しか残金がないのに、返せるわけないじゃないですか。後で言い訳するために、別に寄附がありました、何でそんなことができるんですか。呉後援会は私とは関係ない団体だこの前おっしゃつていたじゃないですか。何でそんな操作が十年前のものに關してできるんですか。どうなつておられますか、大臣。

いづれにせよ、収支報告書の訂正は発生するということ、いいですね、大臣。

○寺田国務大臣 委員御指摘のとおり、これは私が直接管理している団体ではございません。また、収支報告についてもチェックすべき立場にありませんが、返済をいただいたという事実は明確にございまして、その点について確認をさせていただきます。必要が生ずれば訂正をしなければならぬと思つておられます。

ちよつと確認中でございますので、お待ちいただければと思つておられます。

○後藤(祐)委員 これ、収支報告書ですから、私は全部見ますよ。簡単じゃないですか、これを今確認してもらつていいですよ。

この後の同志の質疑がありますから、それまでの間にこれを確認してください、お渡ししますから。じゃ、今すぐ持つてきてくださるでしょうか。

委員長、よろしくお願ひします。

○平口委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○平口委員長 速記を起してください。ただいまの議事につきましては、理事会で協議をいたすことにします。

○後藤(祐)委員 これは収支報告書があるんですから、これを見れば明らかですので、早く理事会で協議いただいて、大臣、もう今見ているでしょうから、事務所で調べてください。それで、今日のこの審議のうちに、こういうこと、という説明をしてください。

次に行きたいと思つておられますが、資料の二ページ目

を御覧ください。

これは、平成二十五年十二月十二日に、宏池会の団体である宏池政策研究会に以正会から六十万円を寄附しているという記載がありますが、以正会の平成二十五年の収支報告書にはこの寄附の記載がありません。この六十万円、誰が寄附したんですか。

○寺田国務大臣 これは、以正会からではなく、別の政治団体である、みのある会からの寄附でございます。

宏池政策研究会の方の事務的ミスで以正会というふうに記載をした、現在の事務担当者でない、もう辞めている方でございますけれども、みのある会からの寄附をいましておきます。みのある会からの寄附ということで所要の訂正を行っております。

○後藤(恒)委員 その所要の訂正というのは、宏池政策研究会の寄附元、寄附者の氏名と、あとその次のページ、三ページ目にございますが、みのある会、これは大臣の資金団体です。つまり自分のお金ですよ、これは、これは会費となつていますけれども、会費じゃなくて寄附というふうに直すということでしょうか。

かつ、これは自分のお金じゃないですか、まさに。宏池会に対する自分のお金の寄附です。これを以正会が払ったことではございませぬ。これは、以正会が自分の団体だと言っているようなものじゃないですか。そこも併せて御説明ください。

○寺田国務大臣 宏池政策研究会に対して、事務的に毎月、会費の徴収ですという形で来られ、会費としてお渡しをいたしたということもございませぬが、宏池政策研究会の方で政治団体の寄附というふうに取り扱っておられるということでありましたので、会費でなく寄附にしたということでございます。

みのある会にせよ以正会にせよ、そうした政治団体の間の寄附を行うことは、政治活動を行う者としてそうしたことはもちろんあり得るわけですし、

そうした寄附の取扱いということで訂正をさせていただきます。訂正をさせていただきます。

○後藤(恒)委員 自分のお金だから寄附をするのはもちろんいいんですけれども、それを以正会で書けちゃうということ自体が、以正会がもう自分のコントロールしている団体ということそのものを物語っているんじゃないですか。

さて、今日だけで収支報告書の訂正、三か所です。今、宏池政策研究会の寄附者の名前、そして、さつき理事会マターになったものはいずれにせよ収支報告書の訂正が必要はなはずであります。大臣、政治資金規正法を所管する総務大臣として、一体何回、収支報告書あるいはこれに伴う領収書とか宣誓書とかを含めて、一体これまでに何度訂正したんですか。

○寺田国務大臣 私が直接管理をしている団体ではありません。事務的ミスがあつたのも、それは事実でございます。

それは事務的ミスとして訂正をさせていただいたということでありまして、確かに回数はいくつかもありませんが、事務的ミスについてはちゃんと訂正を、今後適正にやっております。各団体にお願いをしたところでございませぬ。

○後藤(恒)委員 大臣の関係政治団体で何回の収支報告書及び領収書、宣誓書などの訂正ですか。

○寺田国務大臣 宣誓書については、これは収支報告書とはまた別でございますが、収支報告書の訂正という意味では、四回だということになります。

○後藤(恒)委員 少なくとも大臣が答弁したものに、今日三回と、宣誓書を私は入れるべきだと思つていますが、あつた、竹原後援会の会計責任者が亡くなつていたので、別の方に替へるところでございませぬ。その名前のところ、一月四日の会見でおっしゃっておりますので、宣誓書を別とすると四回の収支報告書の訂正、

もうこれ以上ないということではないですか。

○寺田国務大臣 何回も申し上げますが、これは、私が直接チェックすべき立場でもありませんし、各政治団体の活動、政治活動の自由の観点から任せておきますので、それは事務的ミスが絶対ないというふうには申し上げられませんが、そこは何ともいひませんが、それは、もちろん事務的ミスがあればきちんと訂正をさせていただきます。

○後藤(恒)委員 まだあるということですか、大臣。

○寺田国務大臣 それは、私自身がチェックしておりませぬ。収支報告書を見ておりませぬので分かりませぬ。正直言つて、私も見ていないものを確認することはできないわけでございますが、その点は御理解いただきたいと思つてます。

○後藤(恒)委員 どこかで見えた光景ですね、これは、この場で、山際大臣と同じじゃないですか、大臣。もうこれ以上ありませんねと聞いたら、あんなでもない。山際大臣よりたちが悪いのは、総務大臣なんです。政治資金規正法を所管する大臣なんです。まだ政治資金規正法違反があるかもしれない、そんなことを答弁で言う大臣、総務大臣、これ以上務められるんですか。

今手元にある材料で、思いつけるものはないですか、本当に、ないですか。将来、見当たらないものが出てくるかもしれないという話はちよつと別としまして、今まで起きたことの中で収支報告書を訂正しなきゃいけないものはありませんか。

○寺田国務大臣 何回も申し上げますと、私が直接関与している収支報告書でないものについて、その全について責任を負うことはできませんが、今既に訂正した点については、それは正當な訂正であると思つております。

○後藤(恒)委員 本当ですか。竹原後援会の会計責任者は亡くなりましたよね。実は、収支報告書というのは、領収書を添付するとともに、領収書が取れなかつた支出につい

ては、徴収といつて、領収書を徴収することが難しいもの一覧というものがあつて、それには会計責任者の名前と判を押して、これも十二条二項に基づいて提出することになつてはいるんです。

これも訂正しなきゃいけないんじゃないですか、大臣。

○寺田国務大臣 いずれにしましても、会計責任者の死去に伴う訂正は行つておりますし、必要な訂正は行つてはいると思つてます。

○後藤(恒)委員 じゃ、徴収のところが名前の訂正は行つてはいるんですか。

○寺田国務大臣 訂正を行つております。訂正すれば、もう一個増えてはいるんじゃないですか、訂正すべきものが、四つプラス宣誓書プラス今の、六か所じゃないですか。四つプラス宣誓書プラス今の、六か所じゃないですか。まあ、でも、同じことを言うのでしたら、次、もう一つ聞きたいと思つてます。

配付資料の最後の方ですね、八ページかな。竹原後援会の代表の下見勝二さん、週末にかけてテレビでも何度か出ておりましたが、代表はもう辞めたとか、後援会事務所に入社することは一つもないとか言つておられるので、この下見さんは竹原後援会の代表をもう辞めたんですか、別の方に替わつたんですか。確認の上答弁してくださいと通告しておりますので、答弁ください。

○寺田国務大臣 はい。通告いたしたいとおつて、既に十一月四日付で異動届を出し、代表の座を辞しておられます。

○後藤(恒)委員 竹原後援会というものは、代表は、俺は違うと言つて、後づけでこうやって代表を替へている。会計責任者の方は亡くなつていた。事務担当者は秘書の方です。領収書は、寺田総さん本人の名前の領収書をこの後援会の名前前で支出している。これはどう見ても大臣の団体だし、そもそも運営がしつちやかめつちやかじゃないですか。

今日、幾つか明らかになりました。収支報告書あるいは宣誓書、徴難の記述、こういったもの訂正が少なくとも六か所。そして、これまで四つの違法行為が明らかになっていまして。寺田慶子氏への賃料について納税されていない脱税疑惑、以正会からの人件費が請負となっていた所得税の脱税疑惑、竹原後援会の会計責任者の異動の日から七日以内に届出を行わなかった政治資金規正法七条違反、そして寺田慶子氏から呉後援会に交付した百二十万円の領収証に収入印紙を貼付しなかった印紙税法八条違反、四つの違法行為。そして、六か所の収支報告書等の訂正。そして、大臣や国会議員としての資産公開の二回の訂正。

もう、政治資金規正法を所管する総務大臣を辞めるべきだと思いますが、大臣、いかがですか。
○寺田国務大臣 しつかりと職責を果たしてまいります。

○後藤藤也委員 終わります。
○平口委員長 次に、櫻井周君。
○櫻井委員 立憲民主党の櫻井周です。

本日、質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、公職選挙法改正ということで、今次改正の目的についてお尋ねをしたいと思います。ごいいますが、今回、この区割りに当たっては、審議会の皆様、委員の皆様におかれては、政治的中立を保つべく努力をされてきたというふうにご認識をしております。

事前に情報が、少なくとも私が知る限りにおいて漏れてくることもなかったということで、しっかりと静かな環境の中で議論をされて、そして答申を作成されたというふうにご承知をしております。

また、寺田大臣におかれても、寺田大臣の選挙区広島五区については、結構大きな変更があるというところで、これは所管の大臣だからといってそこを手心を加えるというふうなこともなかったんだらう、こういうふうにも思いますので、ある種、政治的な公平性というのをしっかりと保ちながら

らできたということ、まず御礼申し上げたいというふうに思います。

その上で、質問に入っていくところではございますが、先ほど後藤藤一議員が通告をされていた質問でまたやり切れなかったところを、ちよつと私の方で引き続き質問をさせていただきます。

まず、寺田慶子さんから寺田総呉後援会宛てに領収証を発行されていて、収入印紙が貼付されていなかったということ。平成三十年十二月十四日という日付がこの領収証には書いてありますが、これはいつ広島県の選挙管理委員会に提出されたのでしょうか。

○寺田国務大臣 当時の事務担当者に確認したところ、御指摘の領収証の写しは、収支報告書と併せて令和元年の五月の三十一日に広島県選管に郵送されております。当時は、集配局でありましたので、午前中の割と早い時間に出しておりますから、当日中に到着したものと推量いたしております。

○櫻井委員 そうすると、以前の質疑の中で、選管に提出してその後収入印紙を貼付された、こういうことを寺田学議員の質問に対して答弁されておりましたけれども、これはそうではないということでもよろしいんですか。

○寺田国務大臣 事務担当者が領収証の写しを取った段階ではまだ収入印紙が貼付をされていなかったわけでありまして、その収入印紙が貼付されていない状態が五月三十一日に収支報告書と併せて郵送をされております。同日中に領収証の原本に収入印紙が貼付されたというふうに報告を受けております。

○櫻井委員 そうすると、そもそもこの収入印紙というものは、領収証を発行されたとき、つまり領収証を渡したときにつけていないといけないということなはずなんです。これは五月三十一日に収入印紙を貼付した、この領収証を作成されたのは平成三十年十二月十四日なのに、収入印紙を貼付したのは令和元年五月三十一日頃、こういう

うことになりませんが、そういうことでよろしいですか。

○寺田国務大臣 もちろん、前の年の十二月に受け取っております。そのときはいわゆる正式の領収証でなく仮受金として処理をして、正式の領収証の作成については、翌年、すなわち令和元年に行い、先ほど申しましたように、五月の三十一日に領収証の原本に収入印紙が貼付されたというふうなことでございます。

○櫻井委員 ますます分からなくなっている。でも、選管に提出された領収証の日付は平成三十年十二月十四日です。正式に後でやったというんだつたらそつちを選管に出すべきで、じゃ、何で平成三十年十二月十四日付の領収証を選管に提出したんですか。これ自体がおかしいんじゃないですか。

○寺田国務大臣 ですから、お金の収受は確かに平成三十年の十二月に行っております。正式の領収証の作成は、膨大な領収証の作成事務がございまして、そのときでなく年をまたいだということでございます。

○櫻井委員 いやいや、だって、これはもう領収証を発行しちゃって、それで選管に提出しているんでしょ。これがもう領収証そのものじゃないですか。これじゃないとおっしゃるんだつたら、正式なものの後で作ったとおっしゃるんであれば、これも差し替えなきゃいけないんじゃないか、つまり、収支報告書を訂正しないといけないんじゃないんですか。

○寺田国務大臣 提出したものは正式の領収証の写しでございます。それは間違いないと思います。提出日に収入印紙が貼付されたということも事実でございます。

○櫻井委員 そうすると、この平成三十年十二月十四日は、これは何の日なんですか。

○寺田国務大臣 お金の支出日でございます。
○櫻井委員 いや、お金の支出日であれば、そのときに合わせて領収証を、支出されて受け取ったその日が領収した日なわけですから、

この日の日付でちゃんと書かないといけないじゃないですか。後日作成したとあって、何か話が全然かみ合わないですよ。

これ、いずれにしても、収支報告書の訂正が必要なんじゃないですか。さつき後藤議員の質疑の中で、四つないしもう一個増えて五つというふうな話もありましたけれども、これも必要なんじゃないですか。

○寺田国務大臣 いや、そこは、支出日と実際の領収証の作成日が違うことは当然あり得るわけがあります。それは全くあり得る話で、正式の領収証は後日作成をし、提出をしたということでございます。

○櫻井委員 いずれにしても、収入印紙を貼つている日、つまり印紙税法に違反している可能性も十分ありますので、この点について更に同僚議員とともに調べてまいります。大臣からも誠実なる答弁をお願いいたします。

それから、これはちよつと寺田大臣のことではございますが、ポスターの管理料についてもいろいろ報道が出てきております。ポスター管理料として、ポスター掲示を了解していただいたお宅に金銭を支払うことは法律上問題ないのかというふうな質問でございます。

設置のときに払う場合と、それから管理について払う場合、管理というのは、設置した後ずっとメンテナンスが必要だ、そういうふうな話もあるものですから、それぞれについてお支払いするということとは問題ないのかどうかについて、総務省の方で答えをお願いいたします。

○寺田国務大臣 個別の事案については差し控えますが、一般論で申し上げます。
これは政治資金規正法上の問題でなく、公職選挙法上のいわゆる寄附について、百七十九条の第二項において、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、供与の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものというふうにご規定されております。すなわち、対価がないものが寄附ということでございます。

おっしゃる通りに、設置について支払う場合と管理について支払う場合、その双方の支払いにずれについても、対価としての性格があつて、債務の履行である認められれば寄附に該当しない。それは、具体的な金額であるとか寄附かどうかについては、実際の対価性がどうであるかという個別の判断になつてまいります。個別の判断、これはまた個別の事案ごとに事実即して判断されるべきものと考えます。

○櫻井委員 対価性があればいい、という今の大臣の御答弁でしたけれども、そんなことを言い出したら、しかも、金額については個別に判断とおっしゃいますけれども、例えば、一件について二万円とか五万円とか八万円とか、それでも全然構わないということなんですか。

○寺田国務大臣 それは、個別の事案ごとに具体の事実即して判断されるべきということでございます。

○櫻井委員 こんなことになつちゃうと、来年の四月、統一地方選挙がありますけれども、今、いわゆる二連ポスターというんですね、貼り出しをあとこちで見かける時期になつてまいりましたけれども、二万円とか五万円とか八万円とか払つていいですよということになつちゃうと、みんな、何かそんなことをやっていると大臣がいるらしいよ、じゃ、うちもらおうかなと言われたら、これは大変なことになつちゃうんですよ。

私、これまでも、支援していただいている方に、厚意で無料で貼らせていただいていたけれども、何か五万円も払つていららねえ、私も五万円頂戴と言われたら、私も困りますし、ここにいらつしやる皆さんも結構あちこちにポスターを貼つておられると思うんですけども、いいんですか。皆さん、五万円払つてくださって、千枚貼つておられる人は、じゃ、それだけで年間五千万円ですか、払うんですか、皆さん、こういうことになつちゃうんですよ。

これはきちつと、こういうところで、しかも、ポスターを貼っているのは選挙区内ですよ、こ

れは選挙買収そのものように見えますけれども、大臣、こんなことでいいんですかね。

○寺田国務大臣 繰り返しにはなりますけれども、総務省は個別の事案について実質的な調査権を有しておりません。したがつて、具体的な事実関係を把握する立場もありませんので、それがいいかどうかという点についてはお答えを差し控えますが、先ほど一般論については申し上げたとおりが法律の規定でございます。

○櫻井委員 これは、我々の問題として、是非、ここにいらつしやる議員の皆さん、問題意識を共有して、こんなことを許しちゃいけない。大臣として、総務省としての見解はそうであつたとしても、そんな解釈がまかり通つてはいけないうふうなことを申し上げて、ちよつと次の質問に移らせていただきます。

あともう一つ、政治活動に関することなんです。宗教法人が所有する施設において、政治活動のポスターが外から見えないような場所に掲示をされている、こんな事例がございました。昨今、宗教団体と政治家との関係ということがよくテレビ等でも報道されており、テレビを見ていたら、議員さんのポスターがしつかりテレビにも映つておりました。

政治活動のポスターを施設の外から見えないように掲示することは、これは政治活動であり、宗教法人法上の目的とは違つて、宗教とは違つた目的で使つているということになるんでしょうか。

○小林政府参考人 お答えいたします。個別の事柄について詳細を承知しておりませんが、一般論として申し上げます。個人や政党等の政治活動用ポスターの掲示は政治活動に当たると考えられます。

ただし、一般論として、宗教法人がその宗教活動の用に供する建物を一時的にほかの目的に使用したからといって、直ちに宗教法人法上の問題は生じないと考えております。

用になる、こういう理解でよろしいですかね。もう一回答弁をお願いします。

○小林政府参考人 お答え申し上げます。宗教団体の目的を逸脱したかどうかという部分につきましては、ある特定の時点のみを捉えて判断すべきではなく、その宗教法人の継続的な活動全般との対比において判断すべきものであると考えております。

○櫻井委員 そうすると、ポスターだけでなく、政治家のいろいろな報告であるとか、また選挙結果の報告であるとか、いろいろなこともされていりやに報道もありますから、そういったことも加味して、その施設が専ら宗教目的に使われているかどうか判断される、こういうことよろしいですか。

○小林政府参考人 お答え申し上げます。繰り返しになつて大変恐縮でございますけれども、個別の事柄について詳細を承知しておりませんが、一般論として申し上げます。そのようなポスターの掲示は政治活動に当たりますが、宗教法人がその宗教活動の用に供する建物を一時的にほかの目的に使用したからといって、直ちに宗教法人法上の問題は生じないと思つております。

先ほど申し上げましたように、ある特定の時点のみを捉えてということも難しいので、その宗教法人の継続的な活動全般との対比ということになります。あくまでも一般論としてのお答えになつてまいりますけれども、繰り返しで恐縮です。

○櫻井委員 その時点だけを判断するのはなかなか、総合的に判断するということのようでございますが、そうすると、ちよつと貼つていた場合は、宗教活動というわけではなくなつてくる、政治活動にも使つている、こういうことだ、そういう答弁だということふうな受け止めさせていただきます。

その上で、総務省にもお尋ねいたしますが、宗教法人の施設について、宗教目的でない使用の場合には、やはり、宗教法人の施設で宗教目的といふことであれば固定資産税が免除されているとい

うふうに承知しておりますが、宗教目的でない、例えば政治活動に使つておられるということであれば、これは固定資産税をしっかりと徴収すべきだと考えますが、総務省、いかがですか。

○川窪政府参考人 お答え申し上げます。宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地につきましては、固定資産税の非課税措置が講じられております。専らその本来の用、すなわち宗教本来の用に供しているかどうかにつきましては、宗教法人の各施設の利用の実態を見て、課税団体である各市町村におきまして適正に判断されるべきものと考えているところでございます。

○櫻井委員 これは総務大臣にもお尋ねしますが、今、ただでさえ地方財政が厳しい、財源が足りない、こういう話になつておられるわけでございます。

やはり、これはしつかり課税をして、地方財源の確保をするべきだといふふうな考えですが、総務大臣としていかがお考えでしょうか。

○寺田国務大臣 今、税務局長も申し上げましたが、やはり、課税主体の各市町村において適正に判断をしていただきたいといふふうに思つております。当然、課税すべきものは課税すべきということよろしいかと思つております。

○櫻井委員 残り時間も少なくなつてまいりましたので、ちよつと法案の方の審議もさせていただきます。

こういう意見なんですよ、具体的に見ますと、ただ、我が兵庫県では兵庫五区という選挙区がございまして、そのお隣は鳥取一区でございます。これは隣同士なんですけれども、一票の格差は実は一・六倍、つまり、鳥取一区の一・六倍、兵庫五区、人口はいるということでございます。

ただ、実際、町といいますが、そこに行ってみますと、兵庫五区の方が圧倒的に人口密度が低い、過疎地だということも思うんです。それなのに投票価値は低い、こういうことで、一般に言われていることと実は違うことが起きているのではないのかというふうにも思います。

また、政治的な支援の必要性ということでは、確かに過疎地に対しても政治的な支援は必要だと思いますが、他方で、例えば女性、男女格差、特に賃金を見ますと、女性の賃金は男性の七割程度ということもなっています。これは先進国最悪レベルのジェンダーギャップ指数ということでもあります。そうすると、女性にこそこうした支援が必要なのではないのか、それこそ、その格差を埋めるために、女性に一人二票渡すとかいうことが必要なんじゃないのかという議論も起きているかというふうにも思います。

また、若者の世代人口が少なくなると、若者の声が全然政治に反映されないのではないのか、そういったお声もございまして、それが結果的に、将来、赤字国債、今もどんどん発行しております。今回これから審議される補正予算案においても大増発ということになりそう、そんなところでございまして、そうすると、若者にとんどもん借金のツケが回されるといふことになりはしないか、そういった懸念の声も上がっているわけですね。

一方で、政治の最大の役割の一つは税金の使い方だといふふうに思いますが、予算の決定をするのが政治の最大の役割だといふふうに考えますと、明治時代の選挙制度では高額納税者のみ投票権があったというように時代もございました。

そこで、ちよつと財務省にお尋ねをしたいんですが、東京都と鳥取県で、一人当たりの納税額、それぞれお幾らか、一人当たりの納税額の格差は何倍あるかということについて教えていただけますでしょうか。

○植松政府参考人 お答えいたします。

国が収納しております令和二年度分の所得税、法人税等の収納額の合計は、国税庁統計年報によりまして、東京都は約三千兆二千九百二十一億円、鳥取県は約一千百十七億円となっております。これを総務省人口推計による各都道府県の令和二年十月一日現在の推計人口で単純に除しますと、東京都は約二百十六万円、鳥取県は約二十万円となり、東京都は鳥取県の約十一倍となります。

○櫻井委員 私は、納税額に合わせて、それで投票権を設定する、そんなことはするべきでないと思っております。やはり、これぐらい一方であつた別な差があるわけですから、どこかに投票価値に差を設けるということを出すと、あちこちから、じゃ、こつちに投票価値を重くしてくれということ、いろいろな議論が出てきてしまうのではないのか、こんなふうにも心配します。

むしろ、今の社会、いろいろな課題があるからこそ、憲法十四条に書いてあるとおり、国民はみんな平等なんだ、平等な立場でもって集まって、そして、しっかりと議論をして社会の問題を解決していく、これが本来あるべき姿だといふふうに私は考えます。

大臣、やはり、投票価値の平等、これをしっかりと守っていくということは基本理念として大事なことだと思っておりますが、大臣の見解をお示しくださいますか。

○寺田国務大臣 御指摘のとおり、投票価値の平等は大変重要な考え方であり、累次の最高裁判決において、法の下の平等は、投票権に関しましては、国民は全て政治的価値において平等であるべきであるということが判示をされているわけでございます。

そうした憲法の投票価値の平等の要請があるのは当然でございますが、その平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対的基準ではなく、国会が正當に考慮することのできる他の政策的な理由のないし目的との関連において調和的に実現されるべきものであるという考えも示されておりますが、選挙制度の合憲性については、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するかどうかというのが判断基準となつているものと承知をいたしております。

いずれにしても、投票価値の平等という大変重要な目的、また、他の、国会としても考えるべき、また政治としても考えるべき政策的な要請の関連も含め、そうした議会政治の根幹に関わる問題でありますので、十分各党各会派において御議論いただければ幸いです。

○櫻井委員 投票価値の平等、これは非常に大事な概念だといふ御答弁もいただきましたが、一方で、選挙区の区割りも頻りに変わるのには好ましくなく、こういった議論もございまして、福岡二区と鳥取二区、今回の改正をやつたとしても、一・九九倍と、ほぼ二倍の格差になつてしまつて、そうすると、今後の人口減少、人口の動きによれば、また五年後にも一回改正をしなければいけないというふうなこともなつかねません。

やはり、これは、ある種、ざりざりをやるんじやなくて、もう少し余裕を持って切り込んでおく。特に、福岡県の場合には、福岡県内の差、福岡二区と福岡七区で随分差があるようですので、こういったところを調整しておけば、頻りに選挙区の区割り変更をしなくて済むようになると思っておりますが、この点についてのお考えをお示しいただけますでしょうか。

○森政府参考人 区割り審議会の事務局も務めておりますので、私の方から御答弁申し上げます。衆議院議員選挙区画定審議会において、今回の区割り改定案の作成に当たっては、審議会設置法において、直近の国勢調査人口において最大人口格差を二倍未満とすることが規定されていること

と、そして、次の令和七年の国勢調査の結果により最大人口格差が二倍以上となつた場合には、各都道府県の定数を変更することなく、審議会において、二倍未満となるよう改定案を作成することが規定をされていることから、法律に明文の根拠のない独自の人口基準というものは用いなかつたものと承知をしております。

その上で、同法に基づき区割り審が策定した区割り改定案の作成方針における区割り基準では、選挙区の数に増減のない道府県の選挙区の改定案の作成に当たっては、福岡二区もこれでございまして、選挙区の区域の異動は、区割り基準に適合させるために必要な範囲とするものとする、改定案の作成において、改定に係る市区町村の数又は人口などを総合的に考慮するものとする、ことといたしまして、あくまで、必要な範囲内での改定を行うこととされたものと承知をしております。

○櫻井委員 時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○平口委員長 次に、落合貴之君。

○落合委員 立憲民主党の落合貴之でございます。今日は、文部科学政務官もお越しいただきまして、最初にそちらの方から取り上げさせていただきます。投票率も年々下がつてきてしまつております。プ

ラスとして、選挙に出る人のなり手不足、もうどんどん減つてきているわけですね。来年、統一地方選挙がありますが、四年前の前回も候補者が不足して、無投票の選挙区がかなり増えました。都道府県議会議員の二六・九％、町村議会議員の二三・三％が、選挙を経ないというか、投票なしで当選をしているわけですね。これは田舎だけの問題なのかと思つてお

す。これは田舎だけの問題なのかと思つておす。例えば、埼玉県それから千葉県、県議会議員選挙の四割が無投票です。これは民主主義の危機的な状況であると思つておす。

我々は、それに対して、育休と同じように、立候補のために休暇が取れる立候補休暇制度、それ

から、十八歳以上、やる気のある若者は選挙に出られる被選挙権年齢の引下げ、こういったことをしっかりと法案にして提出をしております。この数年間、全部たなざらしになってしまっていますので、是非、総務省としても、議論を前に進めるバックアップをしていただければと思います。

それから、投票率もどんだん下がっているわけですが、そもそも、千か所以上、今回の参議院選挙でも投票所を閉めてしまっているんです。これは、もう二十年くらい、どんだん投票所を減らしていき、こういったことが続けられてきました。

科学的にも、投票所を減らすとその地区の投票率は下がるといえる。いろいろな学者が調べて、そして警鐘を鳴らしているわけです。それに對しても有効な策を打っていない今の総務省の、法律というより運用の仕方です。これもしっかりと正していただきたいと思っています。

移動投票所とかをやっていますというふうには大臣は答弁しているんですが、移動投票所を導入したとしても、投票所自体を少なくしていったら、その地区の投票率は下がっているんです。どんだん投票率を下げる施策を総務省が行っている。これは問題があると思います。

私は、半年前のこの倫理特で、そもそも大人が、子供ではなくて大人が主権者教育を必要としているというところを取り上げました。それなりの年齢の方が急に政治に興味を持って選挙に行こうと思っても、もう三十年くらい選挙に行っていない、一回も行ったことがない、どうやって行っているのか分からない、子供と同じぐらいの年代の子たちが選挙に行く中で、私はどうやって投票しているか聞けないというような相談も私は多くあったというのを金子前総務大臣に提言しました。

総務省に聞いても、投票の仕方さえもホームページ等で説明をしていない。国民が全員、投票の仕方を知っていることを前提として、選挙が行われている。これが問題だということで、今回の参議院選挙から、投票の仕方がユーチューブで説

明されるようになりまし。総務省のホームページにも、参議院選挙の仕組みですとか、投票の仕方等を説明するページもできました。これは一歩前進だと思います。

このやり取りをしている中で、高校生への主権者教育はしっかりとやられているんだということを総務省は度々強調していましたが、今日、文科政務官、お越しいただいておりますが、一方で、いろいろな事例が起きています。

例えば、これは報道されていますが、高校で高校生が、みんな選挙に行きましようという壁新聞みたいなものを作りました。参議院選挙は比例と地区区があつて、こういう仕組みなんですと壁新聞を貼つたら、政治活動は禁止だといつて、先生に刺がすように言われたと、いろいろなやり取りがあつたわけです。

これは、主権者教育をやっていると総務省が言っておきながら、文科省は主権者教育は後ろ向きなんです。壁新聞でそういうのを生徒が貼つたらいけないという指導になっているんですか。

伊藤大臣政務官 選挙権年齢が満二十歳以上から満十八歳以上に引き下げられたことなども踏まえ、高校生が、選挙権を始めとする政治に参加する権利を行使する、良識ある主権者として主体的に政治に参加することについての自覚を深めるという点については重要だと、まず考えております。

このため、高等学校では、学習指導要領に基づき、政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導も行われております。例えば、実際の選挙の候補者を対象に模擬投票を実施した事例などもあります。

また、学校の政治的中立性の確保に留意しつつ、高等学校という場において、選挙へ行くことの啓発活動が行われることについては差し支えないというふうな考えをしております。

発活動をするということも禁止されていないというふうなことでよろしいですね。

伊藤大臣政務官 平成二十七年の通知につきまして、文部科学省から、政治的活動についての定義を定めさせていただいております。まず前提としてですね。

この政治的活動というものについては、一つが、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であつて、また二つ目として、選挙運動を除き、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることという、目的と効果を中心とした定義を定めさせていただいております。この定義をすることにも、高等学校等の生徒の政治的活動については無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるといふことを想定しております。

ただ、この定義に照らしますと、先ほど御指摘があつたような、一般論として選挙制度の仕組み等を紹介するポスターを校内に掲示するという行為は、直ちに政治的活動に当たるとは考えにくいというふうな認識をしております。

落合委員 こういう話はいろいろと聞きます。政治の話をしたら先生がいい顔をしなかつたですとか。

今回の事例は、結局、当時の末松文科大臣がツイッターで生徒に、こういうのは重要なことなので頑張ってくださいみたいなことを言及するようないふことも発展しました。教育現場には、要は、主権者教育の重要性が浸透していない。これは、大人が子供に対して政治に関わるなというふうなことを指導していたら、投票率が上がるわけがないんです。政治家になろうという人の数も増えないうんです。やはりこれは本能的に、しっかりと現場に喚起をしていくべきだと思います。

総務大臣は胸を張つて、総務省は主権者教育は必ず成功しているという答弁を歴代の総務大臣が、特に十八歳選挙権が導入されてからされてきたんです。これは、実際にはそんなにうまくいっていないということでもよろしいですね。これは改善するべきじゃないですか。

寺田国務大臣 主権者教育の重要性、これはもう委員の御指摘のとおりでございます。

やはり大事なことは、文部科学省との連携、また政治や選挙に関する副教材の作成、また、全ての高校一年生にこれをきちんと配付をして、今年度から新たに設置をされた「公共」の科目においても御活用いただけるよう、それを浸透させていかなければなりません。

様々な取組をこれまで総務省として行っておりますのも事実であります。より一層文部科学省と連携しながら、積極的にこの主権者教育、教育機関に行つていただけるよう、文科省を通じて要請をまいります。

落合委員 現場は恐るやうな状況です。やはり思い切つた政治的なりーダーシップを取つていただければというふうに思います。今、十四歳が職業を考へるような事業をやつていなくても、政治家だつてその一つの選択肢になるはずなんです。そういったことを中学生、高校生が実感できるような、そういう教育に変えていただくことが、千葉とか埼玉でも四割の県議が選挙を経ないで受かっているという、この民主主義の危機を憂へることになると思います。抜本的に姿勢を正していただければと思います。

では、急いで、十増十減法案ですが、これは数年前の区割り法案のときも、後藤祐一委員始め取り上げていました。

公職選挙法においては、選挙区の区割りについて全国で書き方がばらばらなんです。

例えば、これは私が選出されている東京六区で選挙区を何て書いてあるかというところ、東京五区に属さない地域というふうな書いてあるんです。これは、有権者が東京六区の地域を調べても、どこなんだと分からないわけです。では、この東京五区に属さない地域、東京五区はという範囲なの

かというところ、何とかまちづくりセンター管内というのがあるかと並んでいるわけですか。

例えば、この一つのまちづくりセンター管内で、例えば一番最初に書いてある池尻まちづくりセンター管内というのは世田谷区池尻の何丁目の何番地までしかなくて、その何丁目の、世田谷区池尻の何丁目何番地以降は隣の代沢まちづくりセンターなんです。要は、住所とまちづくりセンターも一致していないんです。これも、自分の選挙区がどこに属するんだか、特に区割りが変わったときに有権者が分からない。一方で、札幌市白石区ですか、これは、どこの何丁目までがこの選挙区という表記をしているんです。

これは、いろいろな委員が何回質問しても、法の技術的に、自治体に任せているんですか、そういう形で答弁が歴代行われていて、同じ回答しか出てこなくて、全く改善されない。これも、国民が選挙がよく分からないことにつながっているんじゃないでしょうか。大臣、これは思い切った変更をすべきじゃないですか。

○寺田国務大臣 委員御指摘の小選挙区の区割りの表記について、公選法別表第一の規定ということになるかと思いますが、できるだけ簡素化、簡略化の観点から、番号の小さい選挙区においては、支所、出張所の管轄区域がある場合は、当該管轄区域を列挙して表記をする。支所、出張所の管轄区域がない場合には、町あるいは字名を列挙して表記をする。番号の大きい選挙区については、第何々に属さない地域と表記をするという統一したルールを採用しておりますが、現行のこの記載ルールは、法制上も、また事務の合理性から見ても簡素化の観点から適切でありますし、このルールは平成六年の最初の区割り画定法から踏襲をされておりますことから、合理性を有するものと考えております。

委員御指摘のとおり、各自自治体において十分この区割りの混乱が生じないように、有権者に対してきめ細かく周知、広報また啓発を行うべきでありまして、市区町村とも連携を取りながら、

きめ細かく周知啓発を図ってまいります。

○落合委員 先ほど言及した、投票所を減らしているのも、最初、十年前くらいまでは効率化と言っていたんです。最近はやむを得なくなってきたが、要は、予算をある意味節約するために効率化をしますということをやっていたわけですか。それでほとんど投票所を減らして、田舎の選挙区でさえ、田舎のシニアでさえ投票に行かなくなってしまうわけですか。

これも、法律を作る上で簡素化するんだと言っています。私も、私でもさえないこの選挙区がどこだということと分からないくらい、プロにしか分からないような記載になってしまっているわけですか。私は、簡素化もある意味重要かもしれないですが、選挙においては、分かりやすさ、それから平等に機会が与えられる、そういったことが重要だと思えます。簡素化だけを追求するべきじゃないというふうに思いませんか、大臣。

○寺田国務大臣 今回の区割り改定、御承知のとおり、全国の小選挙区の半数近くの百四十におおむね区域が変更されます。したがって、十分な区割りに関する周知、広報を行うことは当然のことでございますので、総務省としても、今回の区割り改定法案が成立した折には、制度改正の周知のチラシ、また、全ての選挙区が改定される都道府県において、改正前後の区割り地図の作成、また、区割り区域が変更される市区などについては、それぞれの選挙区に対応する区域や地名、地名などを明記した改正前後の区割り地図、これを市区町村の意見も聞きながら作成し、各有権者のお住まいがどの選挙区なのかをできるだけ分かりやすく周知を行ってまいりたいと考えております。

○落合委員 これは、実際にその自治体がいかにやらなければ大変な混乱になると思っています。私の選挙区では、私が選挙に出たのは十年前からなんです。この十年で三回、選挙区の区割りが変わっています。毎回、変わったところの有権者が投票所に行ったときに、私の選挙区じゃなく

なっていることに当日気づく方が多いわけですか。

これは、どこの選挙区で聞いても同じことが起こっていると思えます。是非これは、今までもおりの周知では足りないということをお前に予算を組んでいただければと思います。

大臣の国会議員関係団体、寺田松竹原後援会について、この数週間、いろいろな委員会を取り上げられております。大臣の答弁を、議事録を見ますと、自分がこの団体の役員ではないし、代表者でもないということ、法的責任はないというふうな答弁をされております。しかし、この団体は、国会議員関係団体、関係団体ということで登録をされているわけですか。

総務省のホームページには国会議員関係団体一覧というのがあって、全て、各国会議員名がだめと並んでいて、そこに国会議員関係団体がひもつけられて公表されている。これをホームページで公開されていることは御存じでしょうか。

○寺田国務大臣 国会議員における関係政治団体、これは、設立のときに当該国会議員本人が同意を与えることにより国会議員の関係政治団体としての位置づけとなり、そのことが、御指摘のようにホームページ等で見ることができるとは承知をいたしております。

○落合委員 例えば、大臣、法的に関係ないと言っている、大臣が代表者を務める政党支部の会計事務担当者、この寺田松竹原後援会の事務担当者と同じ人なわけですか。これは、一体的に運用されていることは、調べれば推測もできるわけですか。しかも、これは、国会議員関係団体として、ホームページにも寺田松竹原後援会の関係団体ですということ公表をされているんです。

法的責任があるなしという議論もあるんです。責任はありませぬというのを言っても、有権者は全然納得しないです。法的責任あるなしは今後も予算委員会やこの委員会や総務委員会でもやっていくとして、道義的責任は少なくともあるんじゃないですか。

○寺田国務大臣 これまでも国会で御答弁させていたいただいているとおり、事務担当者の名前の記載はございませぬ。それは、何か必要が生ずればお手伝いしようという意味でありまして、今回問題になりました竹原後援会については、別途の者が主たる事務を担当しているわけでございます。

ちなみに、私の地元、地元にも当然帰るわけでございますが、竹原も行つてまいらるわけでございますが、この点については、少なくとも私の後援会のメンバーに誤解はないものというふうには思っております。

○落合委員 なので、法的責任はないとしても、道義的に大臣が関係団体のいろいろな問題に対して責任を持つ必要はありますよね。

○寺田国務大臣 今、道義的と言われましたけれども、私も、記者会見の場あるいは国会の場でも、そうした事務的ミスが生じたことについてはおわびを申し上げているところでありまして、それは法的な責任という意味ではないということでございます。直接私が指揮監督した政治団体ということで、直接私が指揮監督したり収支報告を見るべき立場でもございませぬ、現実、収支報告も私のところに来ないわけでございます。チェックもいたしております。しかし、そうした意味でおわびを申し上げたということでございます。

○落合委員 自分の国会議員の関係団体としてホームページに掲載しているのに、チェックもしていませんということ自体がおかしいんです。先ほど、私、済みませぬ、法的責任はないにしても言っちゃったんですけれども、この議論は棚上げにしたとしても、道義的責任はありますよね、どう考えても。

そもそも、総務省が国会議員関係団体をしつかり公表するようになったのは二〇一〇年なんです。それより前までは、どこの団体が誰の国会議員関係団体なのか、一個一個団体を調べないと分からなかったんです。なぜ、これをこういうふうに一覧で公開するよ

請に反するため、上記の裁量権、いわゆる国会の裁量権ですね、考慮してもなおその限界を超えており、これを是認することができない場合に、初めてこれが憲法に違反することになるといふふうにあります。

ここで、これをどう読むかなんてですけども、最後の部分ですね、これを是認することができない場合は、具体的に何を示しているんだというふうに理解をされておられるでしょうか。

○森政府参考人 お答えをいたします。

衆議院議員選挙の格差訴訟に関しては、累次の最高裁判決によりまして、第一点、定数配分又は選挙区割りによる格差に於いて投票価値の平等の要求に反する状態に至っているか否か、そして第二点、当該状態に至っている場合には、憲法上要求される合理的期間内には是正がなされなかったとして定数配分規定又は区割り規定が憲法の規定に違反するに至っているか否か、そして第三点として、当該規定が憲法の規定に違反するに至っている場合には、選挙を無効とすることなく選挙の違法を宣言することと定めるか否かという、こういった判断の枠組みが示されてきたというふうにご承知をしております。

具体的に申し上げますと、例えば先ほどの昭和五十一年の最高裁判決におきましては、投票価値の不平等約五倍というものが憲法の選挙権の平等の要求に反する程度になっていたとされた上で、昭和三十一年の改正後、八年余りにわたって改正が何らされなかつたなどとして、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかつたものと判断をされております。この際には、違憲、事情判決という判断が出ております。

また、平成二十三年の最高裁判決においては、従前の都道府県別定数配分方式である一人別枠方式について、選挙区間の投票価値の格差を生じさせる主要な要因であつて、もはや合理性が失われたものとして、違憲状態と判断された上で、ただし、憲法上要求される合理的期間内には是正がなされなかつたものと言ふことはできないと判断されて

おります。違憲状態で合理的期間未経過、こういう判断でございます。

一方、先ほど御引用いただきました平成三十年の最高裁判決では、平成三十二年以降十年に行われる国勢調査の結果に基づく各都道府県への定数配分をアダムス方式により行うことによつて、一人別枠方式の下における定数配分の影響を完全に解消させる立法措置が講じられていたと、投票価値の平等を確保するとの要請に応へ、選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図つたものと評価され、これは合憲という判断をされたものと承知をしております。

○徳永委員 今承知をいたしました。お答えをいたしました。お答えをいたしました。

要は、まずは、一票の格差が例えば五倍とかになると、もうこれは駄目ですよ。あるいは、二倍を超えていても、二倍前後であつたとしても、それを是正する措置を合理的と考へられる期間内に対応しなければ、これもまた憲法の求めるところではないということになるというところであります。したがって、今回のこういった改正に至つておるわけなんだというふうにご承知をいたします。

そうした中で、繰り返しますけれども、投票価値の平等と民意の的確な反映をどう調和をさせていくかということ、まさに立法府の裁量に委ねられていくわけであつて、まさにそこは政治の業といつたところなのかもしれません。そうした中で、やはり一番難しいのは、民意の的確な反映といつたものをどのように担保していくのかといつた部分だろうというふうにご承知をいたします。

この最高裁の判決要旨の中にもありました、例えば、民意の的確な反映のために考慮すべき事項の一つとして、判決では、地域の面積というものは具体的に例示をされていくわけでありまして、これを見ますと、十月二十六日の本委員会でも

斎藤委員が取り上げておられました。今回の区割り改定後の小選挙区の面積について、最も小さ

い選挙区は東京二区の一・三平方キロメートル、最も大きいのは北海道十二区で一万五千三百十六・六平方キロメートル、実に七百五十五倍という格差がありました。

さすがにこれは無視できないのではないかと、うことで、まさにこの投票価値の平等を追求していくと、それぞれ選挙区の面積が過度に拡大するということの是非というものがやはり考えられていくべきなんだろうというふうにご承知をいたします。もう一度御答弁をいたしたいと思います。

○森政府参考人 お答えをいたします。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法におきましては、令和二年の国勢調査の結果による日本国民の人口において、各選挙区の人口格差を二倍未満とすることが厳格に求められているところでございます。

したがって、この点は、繰り返しになって恐縮でございますが、一票の格差に優先して例えば面積の要素を考慮に入れるというふうなことになるかと、これは区割り審議会設置法の規定やこれまでの最高裁判決に照らして困難であるというふうにご承知をいたします。

衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、一定以上の広大な面積を有する選挙区などについて設置できる選挙事務所の数とか選挙運動費用の上限額の特例は設けられておりますので、選挙区の間隔については一定の考慮としてはなされておるものだというふうな、こうした答弁になるところでございまして。

○徳永委員 選挙区の間隔を考慮して云々はできないという答弁でしたけれども、例えば、日本と同じ小選挙区制度を取つているイギリスでは、選挙区の間隔が一万三千平方キロを超えてはならないという決まりがあります。また、一万二千平方キロメートルを超える場合には人口基準を緩和するといった特例を設けていると承知をしております。

こうした、例えば一つの措置として、一定程度の間隔を超えた場合には特例を設けるというの

は、私は検討の余地は今後あるのではないかと、うふうに思ふんですけれども、これは政治家として総務大臣の見解を聞きます。

○寺田国務大臣 現行法の考え方は、今選挙部長が答弁したとおりでございます。

アダムス方式により、特段、面積上の上限であるとか等は、あるいは人口基準等の緩和については、現行法上はもろろんないの御承知のとおりでございますが、今後、先ほど委員が引用された最高裁判決にも、面積等の考慮要因としてもろろん列挙されております。

こうしたことももろろん留意点としては今後の議論としてあるかと思ひますので、これはまさに、小選挙区の区割りの在り方、また人口基準の在り方、また今言われた面積についての考え方については、十分、各党各会派において御議論をいただくべき事項であると考えております。

○徳永委員 地域の面積のことを取り上げて申し上げましたけれども、要は、私は何が言いたいかと申しますと、一票の格差の議論は、確かに、二倍か三倍かといった数字、投票価値の平等性を追求していくというのはとてもとても重要なことだとは思ひますけれども、それと同じくらい重要なことは、民意が選挙によつてきちんと反映をされて、そして代表されるという点だということに思ひます。

ここを見落とすと、政策形成において大きくゆがませしてしまうことがあるのではないかと大変危惧をされるものなので、この辺りについて、大臣、通告していませんけれども、もし御答弁いただければお願いいたします。

○寺田国務大臣 今委員御指摘の民意の反映というものは、もろろんこれは、様々な民意を一体どういうふうに通正に反映していくか、多くの考慮要因、ファクターもあるかと思ひます。その点についても、今後、十分議論すべき事柄であると思つております。

○徳永委員 最後に一つ、ちよつとこれは今までのやつから離れるんですけども、私の地元の滋

賀県の定数は、今回の改定で四から三になりま
す。ただ、実は、小選挙区制度がスタートした段
階では三で、四になり、また三に戻る、そして、
将来推計人口で当てはめて計算すると、令和十二
年にはまた四になる。これはやはり、先ほどもど
なたか質問されていましたけれども、この部分
というのはもうちよつと我々真剣に考えるべきだ
と思うんですね。もう一度言いますと、滋賀県の
場合は、制度発足時に三、前回の改定で四、今回
の改定で三、また十年たつと四、こうなると、混
乱が大分出てくるのではないかと。

また、アメリカの民間シンクタンクの研究を見
てみますと、選挙区が変更された有権者の投票率
というものは、そうでない有権者よりも低くなる
という傾向があるというふうにされています。やは
り、選挙区というものが安定的にしっかりと、変
わらないということは大事だということに思いま
すけれども、この辺り、いかがでしょうか。

○森政府参考人 お答えをさせていただきます。
区割り審設置法の規定による衆議院小選挙区の
改定については、従来から、五年に一度の国勢調
査人口というものが用いられてきているところで
すが、その理由としては、御指摘のような安定性
についての考慮もあつたものと承知しております。

また、区割り審設置法第三条第一項の規定によ
り、区割り改定案の作成に当たっては、各選挙区
の人口格差を二倍未満とするともに、行政区
画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理
的に行わなければならないとした上で、同法に基
づく区割り審が策定した区割り改定案の作成方針
における区割り基準では、選挙区の数に増減のな
い道府県の選挙区の改定案の作成に当たっては、
選挙区の区域の異動は、区割り基準に適合させる
ために必要な範囲とするものとするか、改定案
の作成において、改定に係る市区町村の数又は人
口などを総合的に考慮するものとするということ
をいたしました。あくまで必要な範囲内での改定
を行うというふうにされているものと承知をして

おります。

○徳永委員 今の件について、大臣の見解も併せ
てお聞きしたいと思ひます。

○寺田国務大臣 様々な議論が行われている中
で、先ほど選挙部長が答弁したとおり、一定の考
慮がなされた結果、現在の区割り画定審議会設置
法、またアダムズ方式に基づく投票価値の平等、
またその他の様々な考慮要因がある中で、やはり
選挙区の安定性、おっしゃるとおり、これは大変
重要であるというふうに認識をいたしております
で、この選挙区の安定性が、投票価値の平等との
調和の中で、やはり考慮されるべき重要課題であ
ると認識しております。

○徳永委員 次回以降に引き継いでいきたいとい
うふうに思ひますので、よろしくお願ひいたしま
す。

それでは、ちよつと話題を変えまして、地方議
会改革についてお伺ひをいたします。

政府の地方制度調査会は、十月二十四日の専門
小委員会において、地方議会改革に対する答申案
案を公表されたところであります。統一地方選挙
を来年春に控えまして、地方議会改革というもの
が求めらるるわけですが、まずは、この答
申案の概要を、簡単に結構です、総務省、説明
してください。

○吉川政府参考人 お答えいたします。

第三十三次地方制度調査会では、各議長会から
の要望も踏まえまして、地方議会の位置づけや議
員の職務の明確化、多様な層の住民の議会への参
画につながる環境整備など、地方議会の在り方に
ついて、各議長会からの意見聴取を含めた調査審
議が進められております。

御指摘いただきました十月二十四日の専門小委
員会では、地方議会に関する答申案について審
議がなされました。この中では、多様な人材が参
画し、住民に開かれた地方議会の実現に向け、各
議会における自主的な取組のほか、議会の位置づ
け等の明確化、立候補環境の整備、議会のデジタ
ル化といった対応策について言及されております。

す。

具体的には、議会の位置づけ等の明確化につ
いては、全ての議会に共通する一般的な事項につ
いて地方自治法に規定を設けることも考えられるの
ではないかと、立候補環境の整備については、まず
は各企業の就業規則において立候補に伴う休暇制
度を自主的に設けること等を要請してはどうか、
議会のデジタル化については、住民から議会への
請願書の提出等のオンライン化を可能とすべきで
はないかといった議論がなされております。

○徳永委員 ありがとうございます。
私は県会議員出身でございます。かねてよ
り、地方議会の役割、責務が法律のどこにも記さ
れていないというのを大変腹立たしく思つてきま
した。地方自治法の八十九条に、「普通地方公共
団体に議会を置く。」とだけしか書かれていないん
です。憲法において国会議員はいっぱい書かれて
いますけれども、地方議員、地方議会については
議会の置くところしか書かれていない。これではとい
うことをすつと思つてきました。

今回、答申では、そういった部分については、
地方議会の責務とか役割とか、地方議員はかくあ
るべしといったようなことを条文に追記すべきだ
という答申をいただいております。

これは大臣、是非、年明けの通常国会で地方自
治法を改正をして、地方議会の役割をしっかりと
条文の中に追記をしていく、位置づけていくとい
うことをやっていきたいというふうに思つていま
すけれども、大臣、いかがでしょうか。

○寺田国務大臣 委員御指摘のとおり、地方議会
の役割、これは大変重要なものと認識をしており
ます。

先ほど局長が答弁したとおり、今回の地制調
で、御指摘の地方議会の位置づけ、また議員の職
務の明確化など、地方議会の在り方について調査
審議が進められております。
したがって、地方議会の課題については、地方
議会関係者の皆様からも強い御要望も寄せられて
いるものと承知をしておりますので、地制調にお

ける議論も踏まえて、総務省として必要な対応を
十分検討してまいりたいと思ひます。

○徳永委員 先ほど、櫻井委員でしたか、地方議
員のなり手がいないというようなお話もございま
した。

そういった部分でいきますと、やはり地方議会
の活性化といったものの一つの起爆剤として、地
方自治法を改正をして地方議会の位置づけ、役割
をしっかりと明記をしていくということは大変重
要な取組だというふうに思ひますので、是非、次
期通常国会には地方自治法改正案を御提出をいた
だきますよう強く期待をいたしました。質問を終
わります。

ありがとうございます。
○平口委員長 次に、小野泰輔君。
○小野委員 日本維新の会の小野泰輔でございます。

まず、冒頭に、質問の機会をいただきました山
本理事、我が党の同僚委員、そして時間の調整も
いただきました他党派の皆様方に心より御礼を申
し上げたいと思ひます。

今日、私は、区割り法案のことについて御質問
をさせていただきますというふうな判決を経て、努力
してきて、是正がなされたわけでございますけれ
ども、アダムズ方式というところでやはりやらなけ
れば、一票の格差、投票価値の平等というものは
しっかりと適正化することはできないということ
で、今回の十増十減というふうになつたわけでござ
いますけれども、まずお伺ひしたいのは今後の
ことなんです。

とにかく、先ほどからも様々な御指摘がありまし
た、福岡の方で一九九倍ということ、非常に
ざりざりのところでクリアしているというふうな
こともあります。今後も、地方の人口減少という
ものが進展していった場合に、更なる地方の選挙
区の減少というものが当然予想されているんです
けれども、このことについての予想あるいは懸念
していることがあれば是非伺ひたいと思ひます。

○森政府参考人 お答えをいたします。

お尋ねにつきまして、社会保障・人口問題研究所による将来推計人口に基づきお答えしたいと存じますが、当該人口は前回の平成二十七年の簡易国勢調査の結果に基づくもので、あと、外国人も含めた全国ベースのものとなっておりますものが約五年前に公表されております。

これによる二〇三〇年の将来推計人口に基づいて計算をした場合に、今回の増十減を實施した後の都道府県別定数と比較すると、東京都、愛知県、それから今ほどの滋賀県、岡山県、また福岡県でそれぞれ一人定数が増加、北海道、秋田県、茨城県、群馬県、香川県でそれぞれ一人定数が減少する試算となるものというふうにご承知をしております。

なお、これは推計値を用いた試算でございますので、実際には、外国人を除いた十年後の実際の日本人の人口に基づいて、その時点で改めて計算をされるということになるものでございます。

それからまた、今後の懸念事項ということでございますが、区割り審が区割り改定案の作成に当たって都道府県知事に意見照会を行っておりますので、その際、回答いただいた知事意見において、地方の定数が減少することについて、地方の代表が減ることによって地方の声が国政に届きにくくなる、反映されにくくなること、それから、国家の方向性や行く末を人口の多い都市部から選出された議員だけで決めていくことを懸念する、こうした意見があったということをご承知をしております。

○小野委員 人口の推計に外国人が入っていると、いうこともありますが、では、どこに外国人の方が多くあるかという、やはり都市部が多いということもありそうです。この推計自体は変動もする可能性もあると思います。より地方の方はダメージが少ないというふうなこともあり得ようかというふうに思うんですけれども。

ただ、やはり少子高齢化というのがどんどん進んでいる。私も今、東京の選挙区であります。

地方で妻と子供を置いて、逆単身赴任で子育てをしております。やはり、客観的に見ても、子育てのしやすさを考えると、地方の方が子供が多い。しかし、そういったところが、若者がどんどん、これは働く場の問題もありますけれども、都会に流出をしております。そして、都会で子供をなかなか産めるような環境が整っていないということでも人口が減ってしまうということが当然予測できるというふうに思いますので、そういう意味ではやはり、地方創生策といいますが、そういったこともちゃんとやらなければいけないんですが、この選挙制度もこのままでいいんだらうかという問題意識を私は非常に多く持っております。

私の場合には、今、選挙区は東京ですから、五増えるわけですが、ただ、それがいいのかわるかという非常に疑問を持っております。先ほども徳永委員が非常にいい質問をされておりましたけれども、今日はこの後、空本委員が、空本委員も実は自分自身の選挙区も減ってしまうというところで、かなり厳密な議論もあるかと思っております。私はもうちょっと、日本全体の社会の在り方と、そして地方と中央との関係での選挙区の在り方、この辺の大きな話を議論していきたいというふうに思っております。

そういうことで、人口が減っていく中で、特に地方においてこれから定数が減ってしまうというふうなことが先ほどの答弁でもありましたけれども、ただ、減らさずとも、本当に、例えば一とかゼロというふうにはしてはいけないというふうに思うんです。

やはり、先ほども質問にもありましたけれども、地方の実情をちゃんと反映するような議員と、いうものを置いておくということが民主主義にとつて非常に大事だと思っております。私も先ほど徳永委員の質問をお聞きして驚愕しましたけれども、一百万平方キロメートル、これが最大の面積で、最小の面積が東京二区のみか二十平方キロメートル、この大きな違いというのがあります。そういう広い場所に議員を、では本当に一人

でいいのか、二人置く必要があるんじゃないかとかという話もあると思っております。

そこで伺いをしたいんですが、アダムズ方式をまた維持をして、そして、人口が最少の県で今の定数を維持した場合の衆議院議員の全体の定数というのは、これは一部の政治家もおっしゃっていることでもありますけれども、衆議院議員をやはり増やさないといけないんじゃないかというふうなことをおっしゃっている方もおられます。

ただ、私も、そういったことを理由にして議員を増やすということに対しては、これはやはり慎重に考えなければいけないと。常に議員は自らのパフォーマンスを上げて、そして最大限働く、そして野方国に議員が増えるようなことがあつてはならないというふうにご承知をしております。

お伺いしたいのは、アダムズ方式で、人口が一番低いところで、ある一定程度の定数を維持した場合に、議員の増という可能性が今後出てきて得るのかどうかということをお伺いをしたいと思っております。

○森政府参考人 お答えをさせていただきます。衆議院議員の定数についてということでございますが、今般のアダムズ方式導入に至る平成二十八年の衆議院選挙制度に関する調査会答申では、「現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難い」としつつ、「衆議院議員の定数削減は多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である」とのことから、削減案を求められるとするならば、「このこと、衆議院議員の定数を十人削減して四百六十五人とする案が示されたものと承知をしております。」

そして、小規模な県の定数を維持するために、定数を増やさなければ対応できないのではなにかということにつきましましては、今回、確かに、増十減というところで、現行の定数のままで

いきますと、いわゆる人口が減少県のところの定数が減っている、これは事実でございます。

そうした観点からすると、定数増加という議論というのも出てくるわけでございますけれども、また、定数の在り方については増のベクトル、また減のベクトル、様々な御意見もあるかと思っておりますけれども、そういったことについては、議会の政治の根幹に関わる問題ということで、各党各会派においてもこれまで議論いただいておりますし、今後も御議論いただくべき事柄ではないかというふうにご承知をさせていただきます。

○小野委員 ありがとうございます。各党も本当に、自らが痛みを伴いながら、議員の数を増やして何とか最高裁が出した判決に従うように努力してきたことだと思っておりますけれども、ただ、私は、それも限界に来ていんじゃないのかというふうにご承知をさせていただきます。

先ほども申し上げたように、もう既に区割り後の一票の格差も一・九九ぎりぎりで見直してまわっているところがあるんで、五年後には見直しでまた選挙区の調整をするんでしよう。そういう意味では、いろいろ、今のポーターにいる選挙区民の方々がまたちょこちょこと変わってしまうというふうな不便も与えてしまうようなことでもあります。

先ほども浦野委員と話していたら、団地の中でも区切りがあるんだと。私も、港区などで活動しておりますと、タワマンごとに、マンションごとに選挙区が違うなということもありました。ただ、やはり、そういったことをやるんでしよう。ただ、やはり、地方でどんどん減っていく議員をどうするのかという問題を、このままでうまくいくとは到底思えないんですけれども、非常に大きなジレンマがあると思っております。

そこで、寺田大臣にお伺いしたいんですけれども、こういった状況、非常に私は、八方塞がりのところ、あるいははばく策をずっと重ねて重ねてきているというふうにご承知をさせていただきます。

ついでどう御覧になつてゐるか、これは政治家の立場として結構ですので、御見解を伺いたいと思ひます。

○寺田国務大臣 今の衆議院小選挙区の都道府県別定数、これは、委員御承知のとおり、区割り画定審議会設置法に基づくいわゆるアダムズ方式により、十年ごとの国勢調査、また、中間年における見直しも含めてなされてゐるところであります。それに基づいて今回もこの区割り改定の案を出させていたゞいておりましたが、やはり、先ほども答弁しましたとおり、選挙区の安定性というのも非常に重要な要素でございます。

このアダムズ方式については、各都道府県への議席配分方式について、比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分することなどを満たすべき条件とした上で、様々な方式が検討される中で、従来の定数配分から変動要因が最も小さい方式としてこれが望ましいとされたことを受けまして、平成二十八年に立法化されたわけでございます。

この選挙制度の在り方については、やはりこれは議会政治の根幹でございます。各党各会派において御議論いただくべきでありますが、特に人口減少地域、また地域間格差が拡大して、特に人口減少地域、また人口減少を食い止めていくことや、また、過度の都市部への一極集中の是正というのは極めて重要な政策課題であります。

したがって、活力ある地域づくりの実現に向けても、関係省庁として、重要政策として取り組んでいきたいと思ひます。

○小野委員 非常にもう限界に來ていると思ひます。

私が最高裁の判決をいつも見ていて思うのは、先ほど徳永委員が御紹介した資料にも書いてありますけれども、一票の格差と、それから様々な民意的確な反映というものを、これを調和を図ることが求められてゐるというふうな判断が言ふんですけれども、ただ、結局は厳格な、二倍というものを上回つたら駄目だということ

が課せられていて、結局はかなりこれは厳しいロープで縛られてゐるんじゃないのかなというふうにも思ふわけですね。

ですから、やはり政治が、地方が疲弊してゐる状況が、日本が存続していくためには非常に重大な問題なんだということを認識して、一票の価値の格差以外の部分についても考えていく必要があるかなというふうな強く思つてゐるんですね。これは、自分自身の選挙区がどこであるとか関係なく、政治家全てが考えなければいけない問題だということに思ひます。

そこで、投票価値の格差をある程度容認してゐる選挙制度というものを、上院ではよくあるんですけれども、下院においても採用してゐるような外国の事例というのがあるかどうか、これをお答えいただきたいと思ひます。

○森政府参考人 お答えをいたします。諸外国における人口以外の要素が考慮された選挙制度については、例えばアメリカにおいては、上院議員は各州二名ずつ選出する旨、下院議員は人口比例による定数配分を原則とし、各州に定数一名を保障する旨がそれぞれ連邦憲法に規定されてゐるものと承知をしております。

この結果として、アメリカでは、連邦制で各州二名とされてゐることから、格差が二〇二〇年四月の人口で六十八・五一倍、また、下院については、これは二〇一〇年の国勢調査人口になります。これは二〇一〇年の状況でございます。

それから、フランスにおいては、上院については、地方公共団体の代表を確保し、間接選挙により選出する旨が憲法に規定をされておりました。

具体的には、おおむね各県を選挙区の単位として、県内選出の下院議員及び上院議員、州議会議員、県議会議員、市町村議会の代表を選挙人団とする間接選挙により選出することとされておりました。現在の定数配分は、おおむね人口十五万人までにつき一人、それを超える場合は、人口二十五万人までごとに一人ずつ追加して配分されてゐるものと承知をしております。

この結果として、上院の最大格差では、二〇二〇年一月の推計人口で五・〇六倍、また、他方、下院については、これは二〇一九年の人口になります。これは二・六六倍であるものと承知をしております。

それから、スペインにおいては、憲法上、上院を地域代表と位置づけられた上で、直接選挙により選出される議員については、原則として各県に四人ずつ定数を配分し、州議会の指名により選出される議員については、各州に少なくとも一人の定数を配分することとされてゐるものと承知をしております。

○小野委員 詳しいデータの御紹介、ありがとうございます。そういう意味で、我々が当たり前のように思つてゐる一人一票の価値の平等というものも、これも最高裁判決がまさに言つてゐるように、絶対の基準ではないわけですね。ですから、このことをもつと我々が議論しなければいけないんだということに思ひます。

私は、法学部で一票の価値について憲法で学んだときに、そのとおりなんだというふうな思ひました。そして、二票をやはり行使するとそれは不公平だということ、二・〇以上になると落ちたんだという理屈もすぐくすんと落ちたんだという理屈も、ただ、考えが変わつたんですね。

それは、私が地方行政の場に行つて、そこには、本当に山林で誰も手入れできていないところ、山深く入つていって山を守つてゐる、そして、その下の地域の人たちに恩恵をもたらしてゐるような人はいるわけですね。しかし、そういう人たちの思いとか、そしてやつてほしいということ、大都市に住んでゐる人にはなかなか伝わらないんですね。

ですから、やはりそういうことも考えて、我々の国土を守つていく。そして、先ほど申し上げた人口減少社会にどう対応していくのかということについて、もつともつと、この選挙制度、そ

して政治制度も政治家が、裁判所に言われているからではなくて、もつと柔軟に考える。先ほどのように、海外ではもう既にそういうことが行われている。アメリカの上院の場合にはもう五十八倍もついているんだというようなこともやはり考えるべきなんだというふうな思つておられます。

そして、もし、それがなしに、例えば一票の投票価値をちゃんと保とうということであれば、一人一人の議員の議決の重みをつけたつていんじゃないかというふうにも思ふんですね。それぐらゐの大胆な発想転換で我々がこの問題に立ち向かつていくということが必要だということに思ひます。

それでは最後に、今回のこの区割りの法案について、なるべく単一、一つの自治体が複数の選挙区にまたがらないようにするということのような努力はされたというふうな思ひます。これはもちろん、五年後にまた崩れてしまう可能性は大なんですけれども、このことによつて自治体の負担というのは具体的にどれくらい減るものなのかということをお伺いを最後にしたいと思います。

○森政府参考人 お答えをいたします。今回の衆議院議員選挙区画定審議会による都道府県知事に対する意見照会への回答においても、市区町の分割の解消を望む理由として、選挙事務の煩雑化などの弊害があることも挙げられてゐるものと承知をしております。

具体的には、分割市区町においては、同じ市区町でありながら選挙区が異なることによる有権者への適切な周知とか、開票所の増設や変更、あるいは増設をした場合の事務従事者の確保、それからまた、選挙公報の配布誤りなどがないように注意が求められるなどといった負担が生じるとして、解消が求められてきたものと承知をしております。

今般の区割り改定案におきましては、分割市区町は現行の百五市区町から三十二市区に大幅に減少し、三分割されてゐた市区町は解消されたところがございます。これにより、今ほど申し上げた

ような選挙事務等の負担が軽減、解消されること
が期待できるものと考えているところでございま
す。

○小野委員 ありがとうございます。

とにかく、大胆な改革が必要だと思えます。私
どもは、道州制を含めて、やはりもつともつと自
在に選挙制度を組み立てられるような仕組みも考
えるべきではないかというふうな思っています。
ありがとうございます。

○平口委員長 次に、空本誠喜君。

○空本委員 日本維新の会の空本誠喜でございま
す。今日もよろしくお願ひいたします。

先ほど来、小野泰輔議員の方から、公選法の在
り方、今後の在り方について、大局的な観点から
質問をさせていただいております。私の方は、もっ
少し細かく議論をさせていただければと思ってい
ります。

本日は、やはり、小選挙区の区割りの在り方、
また、地方切捨てになつていないのかとい
うアダムズ方式の在り方、また、五年ごとのイタ
チごっこになつていないかという格差是
正の在り方、また、東京一極集中と高齢化、過疎
化の地方の在り方について議論をさせていただ
ければと思っております。

配付資料をお配りさせていただいております。
まず、一枚目の配付資料でございます。

こちら、広島県におきまして、七つの選挙区が
六つの選挙区になります。特に、私の活動してお
りました広島四区におきましては、四区が全部、
大きく引き裂かれてしまいますというか、分割さ
れてしまいます。

私、十減には賛成いたしました。しかしながら、
広島四区の地域の声として、この広島一区、広島
三区、広島五区に分割されてしまう、大変違和感
を感じていらっしゃる方がたくさんおられます。
これを新聞で見てもびっくりです。

特に、この中でも、広島市安芸区という地区が
ございいます。この安芸区は、今回、広島三区に編
入されていく予定なんですけれども、実は、この

広島三区とは、道では全くつながれておりませ
ん。山があるだけでございいます。先ほど、徳永委
員の資料にございましたが、交通事情とか地理的
状況、こういったものを留意するというような最
高裁の要旨がございいますけれども、そういった中
で、やはり、生活圏が違つて、そういったもの
を分けて、ただ単なる字面合わせ、また数字合
わせだけになつていないかということございま
す。

また、特に、広島市安芸区の中でも飛び地がご
ざいまして、安芸区矢野地区、こちらは、今回の
見直しに当たつて、広島一区の中にぽつんと浮か
んだ離れ小島になります。さらに、船越地区も、
ほぼくつぽつぽつはいるんですが、広島一区の中
にございいます。そういった意味で、この船越地区、
矢野地区においては、できれば広島一区に編入し
ていただきたい、できれば安芸区全体を一区に入
れるとか四区に少し残すとか、そういった工夫が
必要ではないかと思っております。

今回、事務方の方と御相談させていただきな
がらいろいろ御指導いただいたときに、やはり時間
的制約等もございまして、この区割りが法文
法案の中に組み込まれている、それをいじること
は大変難しいというお話もいただいております。け
れども、単なる字面合わせ、数字合わせというや
り方というのは、やはり地域の方々にとつては大
変不満を生んでしまう。

やはりそこは、平面だけではなくて、実際の産
業とかそこで生活している方々の顔を見てある程
度区分する必要があるのではないかと思ふんです
けれども、今回は難しいとしても、今後の区割り
改善、総務大臣の方から御指導いただけないで
しょうか。大臣としての御見解をお願いしま
す。

○寺田國務大臣 今回の区割り案については、も
う委員御承知のとおり、区割りそのものも法律に
書き込まれております。第三者中立機関である区
割り審においてこの改定案を作成したものでござ
いいます。

したがって、総務大臣として、個別の区割りに
ついて区割り審等に進言等をするのは、第三者
機関に委ねた趣旨にはそぐわないものでございま
すが、もちろん、今後の考え方、在り方等につい
ては、十分、各党各会派で御議論をいただくべき
事項であるというふうな考えております。

政府といたしましては、今回の区割り審の勧告
を受けましてこの法案を提出をさせていただいて
いるということは御理解いただきたいと思います。

○空本委員 総務省として、総務大臣として、や
はり第三者機関に対しての働きかけというのはな
かなか厳しいということはあるんですけど、それ
も、やはりそこは、与党、野党の議員の皆さんの
議論の中で、しっかりと、こういう区割りの問
題、地域の分断をさせない、こういう在り方、で
きれば附則の方にも記載していただけたら大変
ありがたいと思ひます。また、寺田総務大臣に
おかれましては広島県の自民党の県連の代表であり
ます。また、平口委員長におかれましては広島
選出でございいますので、是非この広島地域の問
題と一緒に考えていただきたいと思います。よろ
しくお願ひいたします。

次に、アダムズ方式による地方の切捨てになつ
ているんじゃないかという問題について、配付資
料二をまず御覧いただきたいと思ひます。

これは、今回の十増十減に対して、東京に一極
集中しているであろう、これに対して、中国地方
の五県の知事が不満の声を上げられております。
中国地方もですが、四国もですが、こういう過
疎化が進んだ地域においては、議員定数が今回大
幅に減つていく。特に、中国地域においては、比
例代表も含めて四議席減るところでございま
す。

衆議院というのは人口割ですということござ
いいますので、人口が少ない地域でございいますの
でそれは仕方ないかと思ひますが、先ほど来、地
方の在り方ということもいろいろ議論が上がつて
おりますけれども、やはり今後、過疎化が更に進

んだ上で、台風とか大雨、豪雨、中国地方は豪雨
災害に見舞われた地域でございいます。これからも
台風の凶暴化とか大型化、そういった中で、過疎
化している中山間地域を多く抱えるこの地域、や
はりこれから被害を受ける可能性が十分高いで
す。

そういった中で、地域の声を、先ほど来同じ話
がございりましたが、議員の数が減ればその地域の
声を届けられなくなるのではないかと、若しくはそ
の力が弱まってしまうのではないかと、若しくはそ
の危惧されてまいります。やはり、地域の声をしつ
かり届けていただきたい。

最近話題となつております走行距離課税です。
今話題の、公共交通機関を整備してない地
域、ここにとつては、この走行距離課税というの
は大変大きな問題であります。自家用車、車にし
か頼らざるを得ない地方において怒りの声があ
がっていることは確かでございます。しかし一方
で、都会の生活を支えているのは地方であつて、
食料を供給しているのは地方であります。食料安
全保障、また国家安全保障、農業や防衛の観点か
ら、やはり、地方の声、もつと強く届けるべきで
はないかと思ひます。

実は、私の事務所も二十代の女性の秘書がおり
ますけれども、東京生まれ、東京育ち。しかしな
がら、こういった話をしていると、えっ、東京で
はそんなに思つていなかったけれども、大変なん
です。例えば、今デジタルカード。これについて
らっしゃるマイナンバーカード。これについて
言つたら、コンビニなんて近くにない、バスに
乗つて、車に乗つて、ようやく使えます。と。
じゃ、そういった田舎、そういった声が届かなく
なるというのは大変だねというふうな、若い女性
からもこういった声が上がつてきます。

配付資料三番を御覧いただきたいと思ひます。
こちらは、東京ブロックと中国ブロックの、面
積と新しい選挙区割りによる議員定数、これを比
較したものでございいます。中国地方の面積、また

東京都の面積、見ていただければ分かるのとおり、もう十五・一倍、計算間違いがなければ十五・一倍だと思えます。そして、逆に、衆議院の数、比例代表合わせて、東京が四十九、中国が二十七、参議院も入れますと、東京都、東京ブロックが六十一、中国ブロックが三十七。逆に、〇・六、五分の三と、逆転していますといえますか、これを割り算すると二十五倍。まさに、大きく地方が切り捨てられるんじゃないか、地方の力が届かなくなるんじゃないかというところ、先ほどの中国地方の県知事からの声のとおりだと思えます。

しかし、日本維新の会は、やはり、私たち政治家自身が身を切る改革を進めていく、これを旗頭に進んでいます。したがって、効率的な議院運営をこの国会でも行うという点では、やはり十減することもいいんじゃないかな。逆に、地方では議員定数削減をどんどん進めています、効率的な議院運営、効率的な国会運営、こういったものを私たちは求めています。

そこで、アダムズ方式における定数削減、どういうふうになってしまふかなというのを、総務省の方からデータをいただきながら、私なりに計算をさせていただきました。

配付資料の四を見ていただきたいんですけれども、これは、全体の衆議院の定数が変動した場合に、アダムズ方式で都道府県の小選挙区がどう変わっていくか、令和二年の日本の国民の人口を基に、ベースにしたデータでございます。

これを見ていただければ分かるんですけれども、例えば、今二百八十九の小選挙区の定数、アダムズ方式の、割り算する除数としては四十六万六千。この場合、十増十減になって、今のとおり、東京を中心とした、また、愛知、神奈川、埼玉、千葉といった都市部が増加する。一方で、地方が、また中国地方などが減ってくる。

ここで、以前の三百議席に今戻したらどうなるかなということ計算してみました。そうすれば、十五増四減になります。四減だから地方の数は減るのは少なくなるね、ああ、これはよかったです。

ねと思つたら、逆に都市部の数が、東京は六、神奈川は三、愛知が二と、やはり都市部中心の構造になってしまっています。

一方で、今度は二百八十九から十議席減らしてみます。そうするとどうなるかといえますと、都市部は増加はある程度抑えられてしまふんですが、地方の定数の削減というものが大きく、定数が削減されてしまいます。加えて、北海道、東北、北関東、また四国、こういったところが定数減となつてしまいます。六増十六減、このときのアダムズ方式、数で四十七万九千でちょうどびつたりぐらいになるので、二百七十九の議席数になります。

こういった形で、やはりこのアダムズ方式というやり方は、明らかに地方を切り捨てていくという方式に間違いのないであろう。都市型の政治、都市偏重の政治を誘発する、誘導する可能性は非常に高い。先ほどの走行距離課税、こういった発想も出てきていますが、これは地方を完全に切り捨てるものであります。そういう政治がどんどん進んでしまふのではないかと危険性がこのアダムズ方式にははらまれている。

参考には、先ほど、滋賀県が、議員定数が四から三、三から四になってしまふ可能性があるよという話が徳永議員からございましたけれども、もう岡山県、今回議席数が減ります、一議席減りますが、例えば岡山県全体で人口が数千増えた場合、また一議席戻す。そのときにどこが減るかというところ、香川県若しくは秋田県が減る可能性が高い。地方同士やり取りでございますが、また地域分断とかそういうことも起きてしまふ可能性がある。

そこで、質問をさせていただきたいんですが、国会においても、やはり維新のような効率的な議院運営を目指すというやり方、格差是正と併せて、十増十減ではなくて、小選挙区十減をやつてみたらどうでしょうか。その場合、アダムズ方式だけではなく、地方切り捨てにならないような、都市偏重にならないような何らかの工夫をするべき

であるというふうにご考えておられますけれども、総務大臣、いかがでしょうか。

○森政府参考人 今般に至る経緯を少々御説明をしたいと思います。

衆議院議員の定数につきましては、今般のアダムズ方式導入に至る平成二十八年の衆議院選挙制度に関する調査会答申で、現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難いとしつつ、衆議院議員の定数の削減は多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である、このことから、削減案を求められるとするならばとして、衆議院議員の定数を十人削減して四百六十五人とする案というものが示されたものと承知しております。

そして、各都道府県への議席配分方式について、満たすべき条件として、比例性のある配分方式、また、選挙区間の一票の格差を小さくするために、都道府県間の配分議席の増減変動が小さくする、都道府県間の配分議席の増減変動が小さい、一定程度将来にわたつても有効に機能し得る、この四点の方式についての確認の上で、諸外国で検討されてきた九つの考え方のうち、従来から定数配分からの増減変動が最も小さい方式であったアダムズ方式が望ましいとされた。

この答申を受けて、平成二十八年五月、小選挙区都道府県別定数配分を十年に一度の大規模調査の結果に基づきアダムズ方式で行うこと等を内容とする、いわゆる衆議院選挙制度改革関連法が議員立法によって成立した、こういうことでございます。

こうした経緯もございまして、衆議院議員の定数、議員定数の削減、あるいはその際に何らかの工夫を、こういった御提言かと存じますが、各党各会派において御議論いただくべき事柄というふうにご存じおるところでございます。

○空本委員 先ほど総務大臣から、特例措置、そういったものに留意しながら考えていくことも大事だ、議員の中で議論ということもありましたので、これは与党、野党かわらず検討いたしたかったらと思っております。

もう一点、先ほど来、格差二倍の解消の話がございましたけれども、この根本は、やはり最少の有権者数である鳥取県、鳥取一区、鳥取二区の数だと思えます。鳥取一区と例えば東京十三区を、直近の総選挙の格差を見ますと二・〇七九倍。令和二年の国勢調査の人口で、格差は鳥取二区と東京二十二区で二・〇九倍。やはり、鳥取県の人口を増やさない限り、この二倍の格差の問題というのはなかなか解消できない。(発言する者あり)それと、鳥取二区、石川三区、鳥取一区、京都五区、香川三区、こういったところが一番少ない選挙区でありまして、逆に、福岡二区、福岡五区、宮城二区、京都六区、福岡三区、これが一・九九倍、まあ一・九倍ぐらいの選挙区でございます。福岡県の場合、六万人ぐらいの人口が増えればもう一個議員定数を増やす、こういったアダムズ方式の見直しも行われますが、福岡県内、今の人口であれば、区割りを見直していただければ、何とか福岡県はとどまる。

しかしながら、これを五年ごとにイタチごっこのようにやるといのが本当にいいのかどうか。先ほど来お話がありましたけれども、例えば一・九九倍じゃなくて一・八倍ぐらいで抑えておけば、五年じゃなくて十数年後ぐらいの見直しで終わって、度々有権者の方々に御迷惑をかけることもないんじゃないかと思うんですけれども、最高裁の違憲判決を受けないように法的な配慮が何らかできるのではないかと懸念しますが、いかがでしょうか。

○森政府参考人 お答えをいたします。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法においては、令和二年国勢調査人口による日本国民の人口において、各選挙区間の人口格差を二倍未満とすることが規定をされておまして、先般の委員会の参考人質疑でも、これは審議会の参考人、久保

会長代理から、そのように法律で明確に規定されており、また、合理性のある将来推計人口を算出することは困難であることから、これ以外の人口基準を一律に適用すべき改定基準とすることは難しいと判断したとの答弁があったところでございます。

ただし、今回の改定作業の最中に執行された第四十九回総選挙において、当日有権者数ベースで格差二倍以上となった選挙区が二十九存在しております。これらの選挙区につきましては、見直しを行わないと引き続き有権者ベースでの格差は二倍以上となるおそれがあることから、審議会において、国勢調査実施時点からの人口異動の結果という現実が生じた客観的な事情として考慮することとし、当該格差が二倍未満となるような見直しが行われたものと承知しております。

なお、審議会設置法四条二項においては、十年後を待たず、中間年の国勢調査の結果で選挙区間の最大格差が二倍以上となったときは、審議会が改定案を作成すると定めておりますので、今回の令和七年国調の結果によって最大格差二倍以上となったときは、当該規定によって対応されるものと存じます。

御指摘のような一・八倍といった基準を法律に規定するのことも含めまして、更なる格差是正等の衆議院選挙制度の在り方は、民主主義の根幹に関わる重要な課題でございますので、各党各会派において御議論いただくべき事柄と承知をしております。

○空本委員 御回答ありがとうございます。
大臣から、この件について、やはり根本的な問題、どうお考えでしょうか。

○寺田国務大臣 委員御指摘のとおり、様々な特に地方の御意見、私も拝聴しているところでございますが、今回、法律に基づくアダムズ方式で法案を出させていただいたわけですが、やはり根本的な問題、すなわち、区割りの定数配分もそうでございますし、また、東京への一極集中の問題、また、地域の衰退の問題等、これは全体的な

問題として、重要な政策課題として取り組まなければならないと思っております。

選挙制度の在り方そのものは、各党各会派において、そうした点も踏まえて御議論いただくべき事柄と考えておりますが、特に、地方の人口減少、また過度な一極集中、都市部への一極集中の是正というのは、これは、総務省も、重要課題として今後とも各省と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○空本委員 是非、大臣、よろしくお願ひします。

また、東京一極集中、また地方の過疎化についての考え方で、今、参議院の方では、四国と中国地方は合区になっております。やはりここについても何らか、先ほどの過疎化と併せて、やはり地域の問題がございますので、衆議院は民、民衆の代表であつて、人口割はしようがないのかもしれないけれども、例えば、先ほど申し上げました食料安全保障、国家安全保障、国土保全、こういった観点から、一次産業人口の人数なんかを加味するとか、先ほど面積の問題がありましたけれども、面積についても、国会議員も北海道で活動する人の経費と東京で活動する人の経費は違ってくると思えます。そういった公費の在り方、こういったことも含めて考えていかなきゃいけないのかなと思っております。

そういった意味で、やはり参議院、また衆議院の比例代表においても、一次産業や国土保全や国家安全保障、こういった観点から、衆参共に是正の考え方を大きく見直す必要があるのではないかと思っておりますが、総務省としていかがでしょうか。

○森政府参考人 お答えいたします。
参議院選挙における都道府県の合区については、合区した区の間で利害対立が生じた場合に、国政に両県民の意思を十分に反映することが困難になる、人口減少に直面している地方の実情が国政へ反映しにくくなるなどの意見があるというこ

とは承知をしております。また、都道府県が果たしてきた役割などを踏まえて、合区の解消に向けた意見があるということも承知をしております。重要課題であるという認識を持っておりまして、それから、衆議院比例の方のブロック別定数配分でございます。

これは、平成六年の制度導入時から、人口比例的な配分方式、へア式最大剰余法というものが採用されてきておりましたけれども、その後、平成二十八年一月の調査会の答申におきまして、比例代表選挙における議席数の各ブロックへの配分方式について、将来的な人口変動を考慮しても変化が穏やかになると見込まれること、あるいは、アラバマのパラドックス、総議席が増えたのに割当て議席が減少する地域が生じるといった逆説的な結果でございますけれども、こうした逆説現象を避け得ることなどから、小選挙区選挙における都道府県への議席配分方式の見直しと同様に、いわゆるアダムズ方式による配分に変更することが適当であるというふうにご承知をしております。

そして、この後、同年五月の議員立法による衆議院選挙制度改革関連法でアダムズ方式が採用されることとなったものと認識をしております。

これら衆議院の比例代表の定数配分の方法、あるいは参議院の在り方、こうしたことも民主主義の根幹に関わる重要な問題でございますので、各党各会派の方で御議論いただくべき事柄だと認識をしております。

○空本委員 ありがとうございます。
堂々たる広島をもう一回取り戻す。寺田大臣におかれましては、しっかりとよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。
○平口委員長 次は、斎藤アレックス君。
○斎藤アレックス委員 ありがとうございます。国民民主党の斎藤アレックスでございます。国民民主党を代表して、まず、本日議題となっております公職選挙法改正案、いわゆる十増十減に関する質

問から始めさせていただきます。
本臨時国会における当委員会の最初の質疑でも私から申し上げましたけれども、国民民主党は、今回の十増十減という、アダムズ方式に基づいた、法律に基づいた区割り改定に関しては、肅々と進めていくべきとの立場ですので、当法案には賛成の立場でございます。

一方で、選挙制度の在り方は不断に検討して、必要であれば見直していくべきであるとも考えておりますので、選挙制度の在り方に関しては、国会の各会派が集い、協議を進め、将来のあるべき選挙制度の在り方に関して早急に議論を深めていくべきだと、改めてお呼びかけを冒頭にさせていただきました。

特に、現行の定数配分の方法では、人口減少が地方部でより激しいせいでも、都市部の定数は増える一方で地方部の定数が減り続けることになりま

す。本日の委員会でもる問題意識が各委員から述べられているところがございますけれども、やはりこういったところは大きな問題だと私も思います。

人口減少を含め、より多くの課題を抱える地方部の意見が国政に反映されづらくなり、更に地方の疲弊を招くという悪循環を懸念する意見は、多くの県知事や地方議会などからも今回も挙げられているところでございます。

今回の区割り画定審議会からの意見照会に対する都道府県知事からの回答のうち、一例として私の地元、滋賀県の三日月知事から出されている意見を紹介させていただきますと、今回の区割り見直しにより、都市部選出の国会議員が増加し、地方選出の国会議員が減少することで、都市部の意見が相対的に大きくなる一方で、地方の意見が国政に届けにくくなり、過疎化、少子高齢、人口減少といった課題の解決が遠のくことを強く懸念して

いますとありました。また、加えて、区割りの見直しの前提となる各都道府県の区域内の選挙区の数を配分するに当たっては、単純に人口に比例した定数配分とするのではなく、地方の意見が十

分に反映されるよう、抜本的な選挙制度改革を行っていただくようお願いいたします。こういったふうにも意見が出されていまして。

これは、区割り画定審議会というよりは、政府や、そして何より我々国会に投げかけられている要請だと思えますけれども、地方のこういった意見を、政府、総務省、また大臣、こういったふううに受け止められていますか。お答えいただけますか。

○寺田国務大臣 委員御指摘のように、区割り審からの意見照会に対する知事意見において、複数の知事から、地方の選挙区の減少についての懸念の声が上がっていることは承知をいたしております。

御承知のとおり、今回の区割り改定については、いわゆる区割り審設置法に規定されるアダムズ方式によりまして算出をしたとおりでございます。その報告を踏まえて法案提出をさせていたしておりますが、やはり、各都道府県への小選挙区の定数配分方式、また衆議院の選挙制度の在り方全体、これは非常に議会政治の根幹でございます。各党各会派において、地方の問題も含め御議論いただくべき事柄と考えておりますが、もとより、地方の人口減少を食い止めて地域活性化を図っていくことや過度の都市部への一極集中の是正といったことは、これは重要な政策課題でございますので、引き続き、総務省としても、活力ある地域づくりの実現に向けまして取り組んでまいりたいと思っております。

○斎藤(ア)委員 ありがとうございます。
様々な県知事から、地方における定数減に対する懸念が今回の意見照会でも出されていて、これは、今回選挙区が減る私の滋賀県のような選挙区以外の知事からも、今後の地方部での定数減を懸念する声が上がっているんです。

事務方にお伺いできればと思うんですけども、参考までに、大変多くのこういった意見が上がっていると思えますので、区割り画定審議会からの意見照会に対して、このように、現行の定数

配分の方式では地方の意見が届きにくくなるのではないかと、こういった同様の懸念を示された県知事意見というのはどの程度あったのか、そういったところをしっかりと認識をされているのかどうか、お伺いできればと思うんですけども、部長、いかがでしょうか。

○森政府参考人 お答え申し上げます。
数ということではなく、幾つか御紹介をさせていただきます。

また、新潟県においては、現行の定数配分方法では、人口減少が進む地方の定数が減少してしまっている、地方の声を国政に届きにくくなる懸念が懸念されます。また、福島県においては、今後の避難指示の解除等により、本県の人口は、しばらくの間は不安定かつ流動的な状態である、人口の算定や区割りの改定に当たっては、本県の特殊事情について十分に考慮する必要があるとする意見。

また、富山県では、現行の制度では、人口減少が続く地方の定数が削減されることとなります。これを解決するためには、東京一極集中の是正が根本的に必要であり、我々地方としても努力しているところですが、国でも政策誘導をお願いいたします。こういった御意見。

こういった御意見が出ているものと承知をしております。

○斎藤(イ)委員 ありがとうございます。
今御紹介いただいたように、同様の意見がたくさん出されていて、私の方でも、同様の意見をどのように数えるのかというのはいろいろ数え方があると思えますけれども、ざっと数えただけでも、十五から二十程度の知事からは、こういった同じ問題意識で意見が出されていた認識をしておりまして、しっかりと、こういった意見も受け止めて今後の各党各会派での議論に当たって

ていかなければならないと私も考えております。次の質問も私の地元の滋賀県の話となつて恐縮でございますけれども、各都道府県に対する定数配分です。

今回定数が減る十減のうち滋賀県と岡山県では、次の大規模国勢調査、これは二〇三〇年に行われますけれども、この結果、定数がまた、再び一増えることが推計されています。これは、先ほどの質疑でもありましたけれども、国立社会保障・人口問題研究所が出している人口の将来推計に基づいた推計でございますので、そうなる蓋然性が高いんだらう、私はそのように考えております。

ちよつと滋賀の話になつて恐縮ですが、そもそも、初めて小選挙区制の選挙が行われた一九九六年、滋賀県の定数は三選挙区から始まりまして。その後、二〇〇二年に定数が一増えて四選挙区になりました。それから二十年がたちまして、二〇二二年の今年にまた三に減るんですけれども、また十年後に四に戻る可能性が高い。

当然、それに応じて、その度に県内の区割りが大きく変わるということで、先ほど立憲の徳永議員もおっしゃっていましたが、私の挑戦させていただいた滋賀一区は変わる予定では今のところないんですけれども、やはり県内では大きな混乱が生じることが間違いないということでございます。法律どおりに粛々とやるとはいえず、さすがに地域の混乱が大きくなつてしまつております。

こういったことが起こると、頻繁に大規模な選挙区割りの結果、有権者の間に混乱とまた関心の低下。多くの有権者の方々は、自分の選挙区が何区かということには理解していないんですけれども、誰が国会議員であるのかとか、誰が挑戦しているのかというのはおぼろげに把握されていることが多いと思えます。こういったところが大きく変わつてしまつたと更に関心が低くなつてしまつたということが懸念をされるんですけども、選挙区割りの改定が頻繁に起こることによって、関心が低下を

すると、あるいは混乱が生じるといったことに対する政府の受け止めがいかかかなものなのか、ちよつとお伺いをしたいというふうに思っています。

○寺田国務大臣 委員御指摘の国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計、これに基づいて計算すると、滋賀県、岡山県で定数が一増となることについての御指摘かと思えます。

この将来推計人口については、平成二十七年の簡易国勢調査の結果に基づき、外国人も含んだ全国民ベースのものでありまして、五年前に公表されたものでございます。

今回の区割り審の考え方は、十年に一度の大規模国勢調査の結果によりまして、それに基づいて定数配分を行うというふうなことであります。

もちろん、人口増減の結果によって、一旦区割りが減つて、将来戻るといふことはあり得るわけですが、将来的に、できるだけ少ない変動という意味でもアダムズ方式が採用されたというふうな承知をしておりますので、御指摘は、あくまで推計値に基づく試算でございます。定数配分の見直し及び区割りの見直しについては、その時々の実際の日本国民の人口により対応してまいりますのが適切ではないかと思っております。

○斎藤(イ)委員 今大臣からお答えをいただいたとおり、法律に書かれた計算方法で粛々と定数の配分をするしかないというのが現在の法に基づいた統治というわけですから、しようがないんですけれども、この法律というが基準を見直して、ある程度冗長性を持たせて、もちろん違憲判決が出ない範囲の一票の格差の中で、頻繁な定数変更を避けるような仕組みを設けていくということも是非検討を進めていかなければならないのではないかなというふうな考えをしております。

次に、滋賀県の話から離れませんが、全国的に、今回の区割り改定の結果、人口格差が二倍以上、人口格差が一・九倍以上の選挙区では十九あることになってくるんですけども、これは、次の簡易国勢調査の結果、すぐにでもまた格差が二倍を超えるような選挙区が出てきてもおか

しくない、そういった可能性はあるというふうに思っております。

また、同じ都道府県の中でも、とても人口格差がある状態が残ってしまったところがありま

す。例えば、滋賀県の隣の京都では、京都府六区、一番南の、宇治市や京田辺市などがある、

ベッドタウンのあるところですけども、こちらと京都府五区、京都の一番北側、舞鶴市などがあ

る選挙区ですけれども、人口格差が一・九六七倍と、同じ府の中でもこれだけの格差が残るような改定の今回結果となっております。

問題意識は先ほどの質問と同じなんですけれども、最高裁判所が示している二倍という人口格差

未満のぎりぎりの状態で何とか区割り変更を行ってし

てのいのでいくような状態が続くと、頻りにまた区割りが変わることになってしまつて、同様に、

有権者の関心であったり、そういったものが下がつてしまつて、混乱してしまつてということが懸念をされるんです。

この区割り画定の際に、目標とする人口格差を更に小さくして頻りに区割り変更を防ぐ、ある程度冗長性、余裕を持たせるといったことであつたり、あるいは、将来の人口推計をしつかりと考慮をしながら、簡易国勢調査の結果、またすぐに選挙区を変えなければならぬといったことをできるだけ避けるといったような、こういった観点がある今回の区割り画定の中にあつたのかなかつたのか、なかつたと思はなければならぬことをお伺いできればと思います。

森政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の論点の検討につきまして、衆議院議員選挙区画定審議会における今回の区割り改

定案の作成に当たつて、審議会設置法において、直近、令和二年の国勢調査人口において、最大人口格差が二倍未満とするということが規定をされて

いること、そして、次の令和七年の国勢調査の結果により最大人口格差が二倍以上となつた場合には、各都道府県の定数を変更することなく、審議会において、二倍未満となるよう改定案を作成

することが規定されていることから、法律に明文の根拠のない二倍以外の数値だとか将来見込み人口といった独自の人口基準は用いなかつたものというところで承知をしております。

ただ、令和二年国勢調査人口で格差二倍未満であつたとしても、第四十九回総選挙当日有権者数が格差二倍以上となつて

いる選挙区については、今回見直しをしないと次回総選挙でも引き続き格差二倍以上となるおそれがあることから、国勢調査実施時点からの人口異動の結果という現実

に生じた客観的な事情として考慮すべきものと考えたものと承知をしております。

今ほど京都の御指摘もございましたけれども、京都におきましては、国勢調査人口で二倍以上となつて

いる、あるいは総選挙当日有権者数で格差二倍以上となつて

も、根本的にこれを解消する方法としては、やはりデジタルを活用することが重要だと考えております。究極的にはインターネット投票というものが考えられるわけですが、その段階として、投票所で電子的な手段で投票する電子投票というものを導入することが有効だと思っております。

こういった考え方に基づいて、地方選挙においては電子投票を可とするような法改正がなされて、制度が既にある状況でございますけれども、今時点、今時点というのはちょっと言い方がさっくりして恐縮ですが、最後にこの電子投票が地方選挙で活用された、行われた例というのはいつだったのでしょうか。

○森政府参考人 お答えをいたします。

一番直近で地方選挙における電子投票が実施されましたのは、青森県の六戸町の町議の補選でございます。平成二十八年の一月十七日ということでございます。

○斎藤委員 ありがとうございます。

なかなかこの電子投票は活用が広まらずに、そして平成二十八年を最後に一件も行われていないという状況でございますけれども、その理由にはもろもろあるんだと思います。

私も、総務省の方に聞いてみると、様々なトラブルがあつて、それを回避して活用が広まらなかったということも伺っています。それだけではなく、そもそも、この電子投票制度を活用していくことが必要だ、活用を促していくんだという御意思が今の総務省、大臣におありなのかお伺いしたいです。できれば、国政選挙における電子投票についてもどのように御認識をされているのかということも伺いたければと思うんですけれども、大臣、いかがでしょうか。

○寺田国務大臣 委員御指摘のとおり、電子投票制度、これは事務の効率化等の観点からももちろん意義を有しており、御指摘のとおり、地方選挙においては、制度的な枠組みはできておりますが、様々なトラブルの発生、また、かつて条例を

制定した自治体もその条例が廃止をされたり凍結をされている点、また、電子投票機を安定的に供給できる業者がいらないという物理的な制約があるのが現状でございます。

こうした技術的条件はあるものの、そうした電子投票が実施できるような改定を令和二年に行つたところでありまして、これは、全国の選挙管理委員会に対して、開票の迅速化、また電子投票のメトリックについては説明会を実施をして、周知を図っております。

電子投票システムの開発、先ほどの技術的なものは物理的な制約もありますが、引き続き地方自治体における電子投票の導入については促してまいりたいと思っております。

国政選挙への導入につきましては、これは投票方法の変更でございます。また選挙制度の根幹に関わる要素がありますことから、これは十分、各党各会派で御議論をいただければと存じます。

○斎藤委員 ありがとうございます。

こういつた電子投票の手段、あるいはそこをもう飛び越してインターネット投票をするというところができれば、略称が同じで按分が発生してしまう問題とか、あるいは同姓同名の方を出してわざと混乱を狙うような、そういった動きなども止められるというか、そういったことに左右されずにしつかりと選挙が行われるといった可能性もあると思えますので、そういったことも含めて、是非各党派での議論を進めていきたいと思っております。

最後に、ちょっと話が飛んでしまつて恐縮なんですけれども、一点お伺いしたいんです。

期日前投票を私も様々な理由で利用させていただいてるんですけども、期日前投票をする際には宣誓書を書かないといけないことを、その理由を併せて書いて出さなければならぬということになってるんですけども、正直者の方からすると、選挙当日、選挙に行けるかもしれないから、この宣誓書を書くのはちょっとはばかられ

る、それでやはり期日前投票をやめておこうというところにもなりかねないと思つて、私もちょっと書くときに、うっ、うっと思つてしまつて、投票日に行けるかもしれないと思つてしまつて。

そういったことで、期日前投票の利用を促進しているのが今の政府の立場だと思つていただいても、宣誓書の自身がその立場と相入れないというか、本音と建前が違うような状態になつてしまつていてと思うんですけども、この宣誓書の中身を要するといったことの必要性は認識をされていないのか、投票に対する阻害要因になつていないのかといったところを、ちょっとお答えいただければと思います。

○森政府参考人 お答えをいたします。

現行の選挙制度は、まず選挙期日の公示日又は告示日に立候補の届出を認め、候補者が選挙運動を行つて、選挙人に投票を行うに当たつての情報を提供し、最後に選挙人が投票を行うという流れを基本としておりまして、投票日当日に投票を行うということが原則ということでございます。

期日前投票制度は、選挙の当日に投票することが困難であると思込まれる選挙人の投票機会を確保するための例外的な投票制度であることから、宣誓書の提出を必要としている、こういうことでございます。

したがって、宣誓書そのものを廃止することについては困難であるというふうに考えるところではございますけれども、宣誓書の提出に係る手続の簡素化につきましては、複数の地方公共団体から、今ほど先生御指摘のような御提案あるいは要望、こういったことが寄せられているところでもございまして、こうした提案、意見もよく聞てまいりたいと思つて存じます。

○斎藤委員 ありがとうございます。

いづれにしても、各党派で、国会議員の身分に関わることで、議論を深めていくことが必要だというふうな思つております。引き続き、そういった観点で各党の皆様に呼びかけて

いきたいと思つた。本日ありがとうございます。

○平口委員長 本会議散会後直ちに委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時四十八分開議

○平口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

今日もまずは寺田大臣の所管大臣としての資質、資格を問わなければなりません。

今日の午前、文春オンラインで、寺田総務後援会が発行した領収書について、二〇一八年から三年間の領収書において、寺田総務の領収書に記された宛名の筆跡が十一枚にわたつて酷似しており、竹原後援会側が領収書の宛名を記入していたという、領収書を偽造した疑いを報じております。

寺田大臣は、十一月一日、参議院総務委員会では我が党の伊藤議員の質問に答えて、支払いを受けたお店の方も、そこは私の竹原事務所というふうに通称で呼ばれておりまして、寺田事務所宛てのものもございまして、あるいは竹原事務所と書いてあるものもあり、あるいは竹原後援会事務所と書いてあるものもあり、そして、私自身の手帳と見比べると、寺田総と名前宛てで書かれていた領収書もあるということでございましてと答弁をいたしました。

しかし、ねじやパイプを買つた領収書とか区内特別郵便などの領収書など、様々なお店や郵便局で購入しているのに宛名の筆跡が同じということはお店側が宛名を書いているのではなく、寺田事務所の方で宛名を記載したということではないのか。寺田総後援会事務所宛て宛名を記載したということではないのか。

参議院総務委員会での答弁は虚偽だつたという

ことになるのではありませんか。

○寺田国務大臣 竹原後援会の事務処理についてのお尋ねでございます。

もちろん私自身がその事務処理の詳細を承知しておりませんので、参議院の伊藤委員からの御質疑のときでございますが、領収書の取扱いについて関係者から聞き取りを行いました。その内容を、聞き取った内容をお答えしたところでございまして、聞き取りの内容をお伝えしたということでありまして、伝聞であるということを示すこととしておりまして、そのこと自体が虚偽に当たるといふふうには考えておりません。

○塩川委員 一日の記者会見で、「領収書の宛名が竹原後援会ではなく、私の名前を用いたものは確かに存在しておりますが、これは政治資金規正法上も全く問題なく、竹原後援会に対して発行されたものとして取り扱うことができることになっております」と大臣は述べておられます。

政治資金適正化委員会の、政治資金監査に関するQ&Aでは何と書いてあるか。領収書等に宛名が記載されていない場合に、国会議員関係政治団体側で追記することは適当ではありませんとはつきり書かれております。

この点についてはお認めになりますか。

○寺田国務大臣 適正化委員会のガイドラインにおいては、もちろん、国会議員本人の名宛てであっても、それは後援会宛て、政治団体宛ての領収書として取り扱えるという記述はあるのは承知しております。もちろん、竹原後援会という正式名称で書いていただくのが一等望ましいことは、そのとおりであろうかと思っております。

○塩川委員 国会議員関係政治団体側で追記をすることは適当ではありませぬ、この点については、適当ではないということはお認めになりますか。

○寺田国務大臣 おっしゃるとおり、そういう、可能な範囲で、お店の方で、すなわち支払いを受けた方で記入をしていただくべきであるかと思

います。

○塩川委員 その場合に、お店はばらばらなのにその筆跡が同じということになりますと、これは虚偽ということに当然なるわけですが、その点については確認をさせていただきませんか。

○寺田国務大臣 前回、伊藤委員の質疑のときにおいては、関係者に聞き取りを行った結果をそのままお伝えしたところでございます。それは、あくまで聞き取りの内容、伝聞であるということを示すこととしてお答えをしておりますが、実際、誰が書いたかについては確認をさせてもらいます。

○塩川委員 この寺田後援会の領収書に記された宛名の筆跡が十一枚にわたって同じ人物ではないのかということが問われているわけでありまして、この点については是非御確認いただきたいというところと、大臣の答弁の中で、お店の方で書き直す時間があれば後援会宛てに書き直していただいているというお話もありまして、過去三年間の収支報告書において、この竹原後援会宛てに宛名を手書きで書き直した、そういう領収書はないと承知しておりますが、この後援会宛てに書き直していただいているという答弁は、本当に事実で即したものでないでしょうか。

○寺田国務大臣 これは一度、私自身が後援会の方とお店に行つて物を購入して、領収書は何と書きましようかというふうに言われて、その方は私宛て、個人宛ての領収書を用意されていたので、でき得ればこの後援会宛てに書き直していただきたいと私自身が申し上げたところでございます。したがって、実際の事務処理がどういふふうに行われたかについての詳細は承知しておりませぬので、先ほど言ったような、聞き取りによることをお伝えをしたということでございます。

○塩川委員 是非、その点も含めて確認をいただいで、御報告をお願いしたいと思います。

Q&Aについても、これにふさわしい事態になっていないということが問われているわけ

あります。

過去、政治資金パーティーの会費を払った際に白紙の領収書ももらって自分たちで書き込んでいたことが、二〇一六年当時、大きな問題となりまして。当時の安倍総理は、法律上問題ないと弁明しながらも、改善するよう幹事長から通達したと言わざるを得ませんでした。白紙領収書の問題が国民の政治不信を招いたこと、これを自民党が認め、所属議員に通達したものであります。寺田大臣も御存じだと思います。それなのに、令和元年の収支報告書の領収書には、自民党広島参議院選挙区第六支部の領収証がありますけれども、これはパーティー券であります、その宛名の筆跡も同じ筆跡のものとしてあります。

改めて確認していただきたいんですが、こういった広島参議院選挙区の第六支部の領収証、パーティー券代、こういったことについて、領収書の追記が頻繁に行われているんじゃないのかという疑念が浮かぶわけですが、この点についても明らかにしていただきたいと思いますか。

○寺田国務大臣 ちよつと、私自身、その領収書自身を見てもおりませぬし、収支報告自体、私はチェックする立場にございませぬので、いずれにしても、確認をさせていただきます。

○塩川委員 寺田後援会については疑問が尽きないわけですね。前回の私の質問に、会計責任者が亡くなってから三年間も届出を訂正しないままだったこと、これが政治資金規正法に反していること、これが政治資金規正法を所管する大臣の後援会が法律違反をしていたという重大な問題であります。

また、大臣は、会計責任者の職務代行者がいて、収支報告書に記載されている二人の事務担当者、そして、別の事務を取り扱う者がいると答弁をしております。この間の答弁の中で、職務代行

者、二人の事務担当者のうちの一人、また、別に事務を扱う者については、大臣との雇用関係はないということをお答えになっております。もう一人

の事務担当者の方は、大臣と雇用関係があるという事です。

そこで、大臣と雇用関係にないと言った方ですけれども、例えば、この職務代行者の方は、どこからその仕事に係る給料あるいは報酬を受け取っているんでしょうか。

○寺田国務大臣 私が聞き取りいたしましたのは、職務代行者として別に代行としての報酬は得ていないというふう聞いております。

○塩川委員 それでは、事務担当者の方ですけれども、お二人のうちの一人は雇用関係にある、地元秘書の方だということ、そこはそれでよろしいんですかね。

○寺田国務大臣 そこに書いてある事務担当者の一人は、秘書ではないんですけれども、事務員といひましようか、常勤雇用の方が一名名前が入っているというのはおっしゃるとおりです。秘書という扱いにはしておりませぬ。

○塩川委員 これは、第五選挙区支部で黄金の支払いをしている方ということではよろしいんでしょうか。

○寺田国務大臣 そうです。常勤雇用の方は、第五選挙区支部で支払っております。

○塩川委員 それでは、もう一人の方については、当然、竹原後援会の事務所において事務なりを行つておられる方だと思えますけれども、その方は、その仕事に対しての給料あるいは報酬はどこから得ているんでしょうか。

○寺田国務大臣 もう一人は、常勤という形態ではありませぬ、いわゆるお手伝いという形態で、毎日来るという扱いではなくて、その都度、必要が生ずれば仕事をしていただくという形になっております。これは竹原後援会から払っているのではなくて、報酬という形でもって、私の別の関係政治団体である以正会の方から報酬の形で支払っております。これは常勤ではございませぬ。

のもう一人の事務担当の方の報酬を支払われているということですね。

○寺田国務大臣 はい、常勤ではない方で、支部職員でなく、報酬という形で以正会から払わせていただいております。

○塩川委員 さらに、別に事務を取り扱う者がいるということですが、この方について、その仕事に見合う給与あるいは報酬というのはどうなっているんでしょうか。

○寺田国務大臣 別の事務を取り扱う方も、これは常勤の方ではございませんので、報酬という形でもって以正会の方からその仕事に応じて支払いをさせていただいております。

○塩川委員 ですから、実際に事務を担当している方、また、別に事務を取り扱う方というのが、直接、第五選挙区支部で雇用関係にある方とも、以正会から報酬を得ている。以正会そのものは、もちろん代表の方はお知り合いの方であるわけですが、いわばそういう意味では身内の方で、一体であります。そういった点でいうと、寺田国務大臣後援会というのはどういう運営をしているのかということになるわけです。

寺田国務大臣後援会の代表者が、自分は後援会の代表ではないと各種の報道で述べております。九十代のこの男性の方は、自分が代表であるはずがない、五年以上前から後援会とは関わりがない、憤りを感じる、無責任極まりないと述べています。

この竹原後援会の代表の方は、五年以上前から後援会とは関わりがないということは、御承知だったんでしょうか。

○寺田国務大臣 その代表だった方は、平成二十六年十一月から直近まで、今年の十一月、変更届が出されるまで代表を務められていたことは事実でございます。現に、平成二十六年に代表に就任されたときには、自ら代表の名刺をお作りになって、私の事務所にてその名刺を持ってこられて、竹原後援会の代表になりましたと御挨拶をされたというふうには後ほど報告を受けております。

○塩川委員 近年、この二年、三年において、この後援会の代表として、この代表名を上げている方が、実際にそういった後援会の場で挨拶をされたりということはあったんでしょうか。

○寺田国務大臣 政治団体竹原後援会の代表の方です。竹原後援会の役員会であるとか、私自身はもちろん参加してはいるんですが、代表という立場でもって竹原後援会において活動されていらっしゃるというふうには思っております。

○塩川委員 出たお礼、存じております。話としての事実関係についてはお述べになりました。

大臣は、竹原後援会とは別の独立した別団体だということとをずっと申し上げているわけですが、でも一方、事務担当の一人は地元雇用の関係にある方でありまして、もう一人の事務担当の方と実際に事務を取り扱っていた方というのは以正会から報酬を得ている方でありまして、そうなりますと、代表者は不在、会計責任者も不在、事務担当の人は大臣と深い関わりのある方、そういった方々ばかりということになりますと、この竹原後援会そのものがいわば大臣の身と一体の組織だということも明らかであるわけですし、当然、収入の面でも、竹原後援会に、大臣が代表の自民党広島県第五選挙区支部から高額の寄附を受けているわけでありまして、事実上、竹原後援会が広島第五選挙区支部と一体となっているということも明らかで、これは独立した別団体だと言っていることはもうできないんじゃないでしょうか。

○寺田国務大臣 事務担当者には確かに一名常勤職員が名を連ねておられますが、これは何か必要があれば竹原後援会のお手伝いをしてくださいという意味でございまして、実際ほとんど私の第五支部の常勤職員の方は竹原後援会の事務はしていません。

先ほど言われた代表の方は、直近まで代表を務めておられましたし、また、実態としてもそうし

たお仕事をされていたんだというふうには思いません。

この竹原後援会というものは、あくまで私とは別の団体として認識をしておりますし、恐らく後援会の方も、自ら独立した政治団体として活動されていたということでございます。

○塩川委員 実際、でも、その活動を見ても、事務担当の方の人数費というのは、竹原後援会ではゼロじゃないですか。ですから、竹原後援会が自前で運営しているわけじゃないんですよ。第五選挙区支部又は以正会という格好で、大臣が深く関わって、その事務担当者が実際の活動を行っているということであれば、これはまさに別団体ではなくて一体のものというふうになるのは当たり前じゃないでしょうか。

○寺田国務大臣 もちろん、竹原後援会として、後援会としての活動、政治活動をしておりますが、これは実体的な政治団体で、一定の経費もかかっております。もちろん、第五支部からお金は行っておりますから、自らも、竹原後援会としての収入は存在をいたしております。

そして、役員構成も、先ほど申しましたように、第五支部とは全く別でございます。先ほど、一名ほど常勤職員は、何かあればお手伝いをしてほしいという立場で事務担当の名前に入っているというところでございます。

○塩川委員 元々、国会議員関係政治団体というのは、まさにお金を透明化するということを示している。政治家とまさに一体の団体だということが前提にあるわけですから、そこを別だだと言っていること自身が全く筋が通らないということとであります。

そういう点でも、この大臣の行った対応といたしまして、所管大臣としてふさわしくないというところを言わざるを得ません。

大臣が、二〇〇九年、自らのブログで、政治と金にまつわる報道に触れて、ガラス張りのクリンな政治を目指してまいりますと書いておられます。亡くなっている方が会計責任者、届出をして

いる職務代行者、事務担当がいても、実際には違う別な人が会計処理を行っている。さらに、領収書の宛名の筆跡が同一人物ではないのかといったことを含めてみても、こういった具体的な話がガラス張りだと言っているんでしょうか。

○寺田国務大臣 御指摘の竹原後援会については、もちろん私はその事務処理の詳細を承知をしておりますが、ブログ、御指摘の二〇〇九年四月のブログ、これは、そのときから一円単位の領収書添付というふうになりまして、領収書が一円単位、すなわち一円以上支出があれば領収書をつけるというふうなことがあったがために、そういったことを記載をしております。

いずれにしても、竹原後援会の事務処理等について、現在、発表もなされておらず、今後、もちろんどういふふうな調査になるかわかりませんが、予断を与えるようなことは私も差し控えたいと思っております。

○塩川委員 所管する法の趣旨や目的を理解していない寺田大臣は大臣の任に値しない、所管大臣としての資格がないということも申し上げざるを得ません。

そこで、先にお聞きすることができなかった統一地方選の期日特例法案について一つお尋ねします。

法案には、統一対象期間、三月一日から五月三十一日に任期満了を迎える地方自治体の首長、議員の選挙に加え、六月一日から六月十日に任期満了する自治体も統一地方選挙で選挙できるとする任意の規定があります。

この任意規定は、九五年一月の阪神・淡路大震災がきっかけです。被災した自治体は、九五年四月に予定していた統一選挙を六月十日まで繰り延べたことから、次の九九年四月の統一選挙での選挙実施を望んだ被災自治体に配慮して設けられたものですが、この間、状況は変わっています。

兵庫県議会などが要望し、任期短縮特例法が二〇一七年通常国会で成立しました。この特例法により、これら被災自治体は、それぞれの議会での

議決を経て、一九九一年統一地方選挙での当選者の任期を三年十か月に短縮する措置を取りました。任期短縮を行った自治体は、任意規定を用いることなく統一地方選挙を行えることになりました。統一地方選挙の対象となる選挙に、六月の一日から六月の十日任期満了の首長も実施できるとした任意規定を残しているのはなぜなのか。

○森政府参考人 お答えをいたします。阪神・淡路大震災に伴い任期が延長された被災地方公共団体につきましては、御指摘のとおり、平成二十九年の任期特例法により任期の短縮が行われ、任期満了日が令和五年四月二十九日又は三十日となったことから、統一地方選挙特例法第一条第一項の規定により統一対象となります。

一方、御指摘の、六月十日までに長の任期が満了する団体については、統一地方選挙として選挙を行うことができることとする特例につきましては、阪神・淡路大震災に伴い任期が延長された地方公共団体に限つたものではないこと、平成十一年以降、平成三十一年の統一地方選挙まで計六回にわたり設けられ、現にこれまでの統一地方選挙で当該特例を適用してきている地方公共団体が存在すること、総務省において意向確認調査を行ったところ、令和五年六月一日から十日までに任期満了となる地方公共団体の長の選挙について、統一地方選挙として行う意向であると回答した地方公共団体があること、また、当該特例を設けても特段支障が生じるとは考えられず、むしろ統一率を高めることで国民の関心を高めるといふ本法案の目的に資すると考えられることから、今回の統一地方選挙においても当該特例を設けようとするものでございます。

○塩川委員 経緯を見ても、この六月一日から十日までの任意規定は必要がないと改めて述べておくものです。

この委員会での議論でも、再統一とか統一率を高めるといったお話もありましたけれども、それぞれの自治体の事情によつて今の選挙期日があるわけです。統一率を高めるといふことが、対象選挙を拡大したり、任期を短縮、延長して選挙日を統一するということになるわけですが、でも、そのことは、住民の政治参加や参政権、公務員の選定、罷免権の行使という憲法上保障された国民民主権と議会制民主主義上の原則に関わる問題です。選挙は民主主義の根幹を成すもので、国民の基本的な権利である選挙権は大変重要なものです。地方議員の任期は四年間であり、四年ごとに住民の信託を受け住民の意思を反映することは、憲法からいっても民主主義からいっても大原則でありま

す。この国民の権利を制限することは極力避けるべきだということを指摘しておきます。そこで、区割り法案についてお尋ねをいたします。今回の区割り改定案は、二十五都道府県百四十選挙区の区割りの変更となります。現行の小選挙区比例代表並立制が導入される以降、二〇〇一年の改定時は二十都道府県六十八選挙区、二〇一三年の〇増五減による区割り改定は十七都府県四十二選挙区、二〇一七年の〇増六減による区割り改定は十九都道府県九十七選挙区、そして今回、十増十減の区割り改定案は二十五都道府県百四十選挙区、四回の区割り見直しが行われてきております。

この間行われてきた小選挙区の、〇増五減、〇増六減で区割り変更が行われてきたが、本案により、三たび、三度区割り変更が行われた選挙区といふのはどれだけあるんでしょうか。○森政府参考人 お答え申し上げます。平成二十五年、平成二十九年に続き、今回の区割り改定で三回続けて区割り改定が行われることとなる選挙区は、二百八十九選挙区のうち十五選挙区であり、具体的には、宮城県の三選挙区、千葉県の一選挙区、東京都の四選挙区、神奈川県の一選挙区、愛媛県の一選挙区、長崎県の一選挙区

であること承知しております。○塩川委員 十五選挙区もあるということですか。かなり多くの選挙区だと思えます。今回は、格差二倍未満とする、分割市区を減らすという基本方針の下で行われたものですが、今回の区割り改定は過去最多であり、全体の半数の選挙区に及びます。多くの有権者に影響を及ぼすことになりま

す。ある報道では、まさか自分のエリアで区割りが起きるとは思わなかった、応援していた候補者に投票できなくなることに戸惑いを感じると答える声も取り上げられていました。大臣にお尋ねしますが、有権者が選挙のたびに不自然な選挙区変更を強いられることについては、どのように受け止めておられますか。○寺田国務大臣 先ほども選挙部長の説明がありました。平成二十八年の衆議院選挙制度改革関連法などにより、これまで最小額の区割りの改定に与ったことから、例えば平成二十九年の区割り改定においては、都市部においては選挙区の格差を二倍未満とする、また、地方部においては、各選挙区の人口を基準選挙区以上とするために、市区の分割が多数に上つたものというふう

に承知をいたしております。一方、今回の区割り改定に当たりましては、令和二年の大規模国勢調査に基づきましてアダムズ方式による配分を行った上で、各選挙区の人口格差を二倍未満とするほか、地域のまとまりなども配慮して、非常に要望が強かつた市区町村の分割の解消などが、一部まだ残っておりますが、行われたものと承知をいたしております。次回の令和七年予定の国勢調査の結果によりまして格差二倍以上となつた選挙区が生じた場合に限り、またこの区割り審において格差が二倍未満となるような改定案を作成する旨が規定をされているわけでございます。

いすれにしても、今回、そうしたアダムズ法による調整を行ったということ御理解いただいたかと思ひます。○塩川委員 有権者への周知を図ることは極めて重要であります。さらに、この区割り改定案は最大格差が一・九九倍、二〇二五年国勢調査の結果では、更に区割り変更が行われる可能性があります。こういった混乱を招くのが、小選挙区制を取り続けているからであります。小選挙区制導入以降、区割り変更が行われても格差の問題は続き、投票価値の平等を保障する本格的格差是正はできませんでした。

日本共産党は、一九九三年に政治改革と称して現行の小選挙区比例代表並立制が提案されたときから、小選挙区制導入そのものに反対するとともに、小選挙区制が、少なくとも有権者が、市町村の行政単位や地域社会を分断する異常な線引きを押しつけられ、選挙のたびに不自然な選挙区変更を強いられることになると指摘をしてきました。まさに今それとおりの事態が起こつています。投票権の平等という憲法の原則とは矛盾する制度だと言わざるを得ません。

選挙制度は民主主義の根幹であり、主権者である国民の参政権の問題であつて、その基本原則は、国民の多様な民意を鏡に映すようにできる限り正確に反映することではなればなりません。有権者が投票した票が反映されているのかどうか、この点で、現行の小選挙区比例代表並立制の選挙結果について確認をしたい。現行制度が導入されて以降の各総選挙における第一党の得票率と獲得当選人率、比率のみ答えていただけますか。○森政府参考人 お答えいたします。令和三年衆議院総選挙の小選挙区選出議員選挙、第一党、自由民主党、得票率四八・一%、当選人数に占める当選人数の割合は六四・七%となつております。

同様に、平成二十九年衆議院議員総選挙、第一党は自由民主党、得票率は四七・八%、当選人数の割合は七四・四%となつております。平成二十六年衆議院議員総選挙、第一党は自由民主党、得票率は四八・一%、当選人数の割合は

二二

○斎藤(洋)委員 しっかりと周知徹底をお願いしたいと思ひます。

知事意見を拝見して見ますと、区割りの改定は国の仕事でありますから、国においてしっかりと対応してほしいという意見があつたと思ひます。しっかりとお願いしたいと思ひます。

知事意見関連では最後にしたかと思ひますが、知事の意見を拝見しておりますと、特に地方の知事から、投票価値の平等は大変重要であるということ、人口減少地域、過疎地域の声が国政に届くようにしっかりと配慮していただきたいという意見が多数ございました。

また、東日本大震災の避難者が多数おられる県では、人口はまだ流動的である、お帰りになる方々もおられるということで配慮を求めらる声でありますか、あるいは、ほかの委員の質問でも言及がございましたが、東京一極集中の是正のための政策誘導を求めるといふ御意見もございました。

こうした地方の意見に対する見解をお尋ねいたします。

○寺田(國)大臣 御指摘のように、地方選出の国会議員が減つてしまふ、そして地方の意見が反映されにくくなることを懸念する声が知事意見等で出されておることは承知をいたしております。

今回、御承知のとおり、区割り審が令和二年の大規模国勢調査に基づきアダムス方式によりまして勧告を出し、それに基づきこの区割りの法律案、公職選挙法改正案を提出をさせていただいたものでございます。

この各都道府県の小選挙区の定数配分の方法も含めて、衆議院の選挙制度の在り方につきまして、これは議会政治の根幹であり、各党各会派において御議論いただくべき事項であります。もとより地方の人口減少を食い止めていくことや、地方の活性化を図ること、またデジタル田園都市

国家構想、また東日本大震災からの復興、また過度な東京一極集中の是正などは非常に重要な政策課題でありまして、総務省としても、活力ある地

域づくりに向けて、関係省庁と連携しながら取り組んでまいりたいと思ひます。

○斎藤(洋)委員 大臣、ありがとうございます。是非よろしくお願いしたいと思ひます。知事の御意見の半分は、地方の声が国政に届くようにというプロセスの話ですが、もう半分は、地方の支援をもつと充実をさせて人口減少対策などをしっかりとやっていただきたいという政策面の要請でもあると思ひます。是非、特に選挙制度の在り方をおっしゃるとおり各党各会派でということになります。地方支援施策の充実という要請にはしっかりと引き続き応えていただきたいと思います。

次に、選挙制度の在り方ということで関連してお尋ねをしたいと思ひます。投票価値の平等とそれから人口少数地域の意見反映というのは、ある面相反する部分がありま

す。こういった相反する民主主義の要請を受けまして、他国の例を見ますと、衆議院、下院は人口比例がベースという国が多いと思ひます。一方

で、上院につきましては、ある程度地域代表制的な要素を取り入れておる国もあると承知をしております。

その観点でお尋ねいたしますが、海外で二院制を取ります民主主義国家におきましては、上院と下院の在り方はどのようになつておるのでしょうか。

○森政府参考人 お答えを申し上げます。お尋ねの諸外国における選挙制度について、国立国会図書館の資料によりますと、例えば、アメリカにおいては、上院議員は各州二名ずつ選出する旨、下院議員は人口比例による定数配分を原則とし、各州に定数一名を保障する旨が、それぞれ連邦憲法に規定されているものと承知をしております。

また、フランスにおいては、上院について、地方公共団体の代表を確保し、間接選挙により選出する旨が憲法に規定をされ、具体的には、おおむね各県を選挙区の単位として間接選挙により選出

することとされておる。現在の定数配分は、おおむね、人口十五万人までにつき一人、それを超え

る場合は人口二十五万人までごとに一人ずつ追加して配分されているものと承知をしております。

さらに、スペインでは、憲法上、上院を地域代表と位置づけた上で、直接選挙により選出される議員について原則として各県に四人ずつ定数を配分し、自治州議会の指名により選出される議員については各州に少なくとも一人の定数を配分するといった規定となつておるものと承知をしております。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。参議院が合区になつておる選挙区がございまして、合区になつておると投票率が低いとか、あるいは選挙後の意見の反映も困難な場合があるというふうな意見を私も伺います。この合区の解消であれ、あるいは地域代表的な性質を取り入れるのであれ、憲法改正が必要なことではあります。是非この点も議論を進めていただきたいと思います。

思つております。続きまして、今回の区割り改定に関連しまして、岡山県、滋賀県で、区割り改定で一旦小選挙区の数が増えた後でまた増えるということが想定されておる県がございまして、もう午前中で質問が出ておりましたので、ここで改めて答弁を求めたいことには思ひますが、こうした増減は有権者にとつて分かりにくいだけではなくて、選挙

実務上も多々問題があると思ひます。これはあくまでも今後の議論でありますけれども、こうした、減るけれども将来増えることが予測されておるという場合に、あえて一旦減らすということをしなないということが、私は立法府の裁量として認められる余地があると個人的には思つておりますので、この点は是非今後の議論でまた私も意見を述べたいというふうな思つてお

ります。では、次の質問に移ります。この点も既に質問が出ておりましたが、今回の区割り案によつても一・九倍を超えている選挙区

がございまして、十月二十四日の倫選特での質疑でも答弁が出ておりましたが、改めて総務省の見解をお尋ねしたいと思ひます。

○森政府参考人 お答えを申し上げます。衆議院議員選挙区画定審議会設置法においては、令和二年の国勢調査人口による日本国民の人口において、各選挙区間の人口格差を二倍未満とするということが規定をされております。

先般の委員会で、区割り審議会の久保会長代理からは、そのように法律で明確に規定をされておること、また、合理性のある将来推計人口を算出することは困難であることから、これ以外の人口基準を一律に適用すべき改定基準とするは難しいと判断したとの答弁があつたところでござい

ます。ただし、今回の改定作業の最中に執行された第四十九回総選挙において、当日有権者数ベースで格差二倍以上となつた選挙区が二十九存在しております。これらの選挙区については、見直しを行わないと引き続き格差二倍以上となるおそれがあること、から、審議会において、国勢調査実施時点からの人口異動の結果という現実が生じた客観的な事情として考慮することとし、当該格差が二倍未満となるよう見直しが行われたものと承知をしております。総務省としても、勧告を尊重して本法案を提出をしております。

また、同審議会設置法四二条において、十年後を待たずに、中間年の国勢調査の結果で選挙区間の最大格差が二倍以上となつたときは審議会が改定案を作成すると定めておる。今回、令和七年の国勢調査の結果によつて最大格差二倍以上となつたときは、当該規定によつて対応されるものと存じております。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。今回の勧告は、前提として二倍を超えないようにするという作業方針でありますから、今回の勧告の内容についてということではないんですが、今後各党各会派で議論を進めていくに当たつて、一・九倍を超えるような、二倍に限りなく近いよ

うな、二倍に限りなく近いよ

うな、二倍に限りなく近いよ

うな、二倍に限りなく近いよ

うな、二倍に限りなく近いよ

うな、二倍に限りなく近いよ

うな、二倍に限りなく近いよ

うな選挙区をつくることがかえって煩雑な区割りの変更につながらないか、ひいては、投票率の低下ですか、政治参加意識の涵養の逆になつてしまつたことにつながらないかということについては、私もしっかりと議論に参加していきたいと思ひます。

関連いたしましたも、もう一点、今般の区割り改定作業で、アダムズ方式、これを採用することになつた経緯と、それからアダムズ方式の特徴を、簡単に改めて見解を求めたいと思ひます。

○森政府参考人 お答えを申し上げます。

これまで採用されてきておりました、従来の都道府県別定数配分方式である一人別枠方式というものについては、各都道府県にあらかじめ定数を一ずつ配分した上で、残りの定数を人口に比例して配分する方式でございますが、当該方式が、平成二十三年最高裁判決において、選挙区間の投票価値の格差を生じさせる主要な要因であつて、もはや合理性が失われたと指摘されたことから、平成二十四年のいわゆる緊急是正法により削除されました。

そして、今般導入されたアダムズ方式というのは、各都道府県の人口をある除数で割り、商の小数点以下を切り上げた値を各都道府県の定数とする方式とされております。

衆議院に設置された衆議院選挙制度に関する調査会の平成二十八年一月答申において、都道府県への議席配分方式について満たすべき条件として、比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、選挙区間の一票の格差を小さくするために、都道府県間の一票の格差をできるだけ小さくすること、都道府県間の配分議席の増減変動が小さいこと、一定程度将来にわたつても有効に機能し得る方式であることの四点を確認した上で、諸外国において検討されてきた九方式のうち、従来の定数配分からの増減変動が最も小さい方式であつたアダムズ方式が望ましいとされ、採用されたものと承知しております。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

人口を割り算した後で切上げをすることによつて、事実上、人口少数地域にとつて必ずしも不利な仕組みではないということも私も理解をしております。

先ほどの一・九倍の質疑に関するところとちよつと方向性は違ふかもしれませんが、事実上、少しでも人口少数地域への配慮ということでは、アダムズ方式には一定の意義があるものというふうな理解をいたします。

続きまして、十増十減と少し離れますが、電子投票等について何点か確認をさせていただきたいと思ひます。

まず、午前中の質疑にもありましたが、地方自治体に広げられない理由につきましては、そのコストですとか信頼性の問題だということが午前中に既に出ておりましたので、この質問は割愛させていただきます。

続きまして、この電子投票ですけれども、つまり、遠隔ではなくて投票所で、現場で行う電子投票ですけれども、これがトラブルなく行われれば開票事務の簡略化には非常に資するものであります。ですから、信頼性を担保してコストを低減するということを大前提に、国が積極的に取り組むべきではないかと考えますが、総務大臣政務官の見解をお伺いしたいと思ひます。

○中川大臣政務官 今、斎藤議員御指摘いただきました電子投票の促進についてでございますが、総務省として積極的に取り組むべき課題と認識をしております。

なお、電子投票を実施する際のコストについての聞き取り調査によれば、これまで電子投票を実施した団体においては、開票にかかる人件費などの削減が図られる一方で、電子投票機の導入経費や事業者によるサポート経費が追加でかかることから、自書式の投票と比較して高くなつてきている状況でございます。

このような状況を踏まえ、総務省としては、電子投票システムが備えるべき技術的条件に関し、これまでのトラブル事例や電子機器の技術の進展

を踏まえて、タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票が実施できるようにするなどの改定を令和二年に行つたところでございます。

これを踏まえ、全国の選挙管理委員会に対し、開票の迅速化や疑問票、無効票がなくなることなどの電子投票のメリットや、技術的条件の改定内容などについて周知するとともに、電子投票システムの開発事業者に対しても、必要な助言を行つてまいります。

今後、タブレット端末などの汎用機を用いた電子投票機が開発、供給されることにより、電子投票を実施する際のコストについては低減されるものと考えており、引き続き、地方公共団体における電子投票の導入を促してまいりたいと考えております。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

現時点では課題があるということですが、電子投票は非常に大きな可能性のあるものでありますので、モデル地区的に積極的に取り組む自治体があれば、是非総務省から応援をしていただきたいと思ひます。

今お尋ねしたのは電子投票ですが、今度はインターネットを介した遠隔投票、こちらの方ははるかにまだまだハードルは高いと思ひますが、このインターネットを介した遠隔投票制度の実現の、まずは技術的可能性につきましても見解をお伺いしたいと思ひます。

○森政府参考人 お答えをいたします。

インターネット投票は、投票しにくい環境にある選挙人の投票環境向上にとつて有用と考えられますが、一方で、投票管理者や投票立会人が不在の投票となることから、選挙の公正の確保を図ることが大変重要な課題と認識をしております。

現在、総務省では、平成三十年八月の総務省研究会報告を踏まえ、郵便等投票が広く認められている在外選挙におけるインターネット投票について、実証用のシステムを用いた検証を行うとともに、制度、運用面の論点の洗い出しを行つてきて

おります。

導入に当たりましては、マイナンバーカードの海外利用を前提とした確実な本人確認や二重投票の防止、投票の秘密保持という選挙特有の課題に対応するとともに、システムのセキュリティ対策などの重要な課題について確実な対応を行うことが必要となります。

他方、国内のインターネット投票については、在外選挙インターネット投票システムの基本的な仕組みが応用可能とは考えられますが、先ほど申し上げたような課題に加え、有権者の規模が極めて大きくなることに伴う一斉アクセスがあつたときのシステムの安定性確保などの課題もあつておられます。

また、こうしたシステム技術面の課題のほか、国内では投票管理者や立会人の下で行うことが原則となつている選挙の投票、特段の要件なくこれらの者が不在の中で認めることの是非といった大きな課題もあるところでございます。

また、国内では立会人不在で遠隔投票を認めている郵便等投票や船員の洋上特別投票では、過去の不正事例を教訓に、投票の送付時に自書による署名を求めることにより第三者による不正投票を防止する仕組みとしております。

現在認められていない新たな投票方法を導入することは選挙制度の根幹にも関わることから、各党各会派における御議論などを踏まえる必要がございますが、総務省としては、まずは、在外選挙インターネット投票のできるだけ早期の導入について、引き続き着実に検討を進めてまいりたいと存じます。

○斎藤(洋)委員 インターネットを介した遠隔投票は、かなり現時点ではハードルが高いということも私も理解をしております。

私が調べた限りでは、国政選挙で導入している国はエストニアのみということですが、そのエストニアにしても、本人確認であつたりとか不正防止でありますとか、あるいは技術的な障害ですとか不正アクセスの防止ということに相当な

努力をされた上で導入をしている。ただ、その上で申し上げれば、導入した結果、かなり成果が上がっているということも認識しております。この点、国政選挙におけるインターネット投票について、海外の事例はどのようなものがあると思いますでしょうか。

○森政府参考人 お答え申し上げます。

総務省としては、在外選挙インターネット投票に関する調査研究の中で、海外におけるインターネット投票の事例を調査しておりますが、国政選挙の実施例としては、今御紹介いただいたエストニアにおいて、二〇〇七年から電子政府構想の一環として全有権者を対象に実施している例と、フランスにおいて、二〇一二年に在外国民を対象に導入後、二〇一七年にサイバーセキュリティ上の理由から一時中止をし、その後、本年五月の選挙から再開をしている例、これらが国政選挙の実施例としてあるものと承知しております。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

やはりなかなか海外でも広まってはいませんが、エストニアの例を見ますと、やはりかなり意義がある取組ではないかというふうに考えております。

エストニアの二〇一九年国政議会、エストニアは一院制なので国政議会ということだと思いますが、全投票に占めるインターネット投票の割合は四六・七％、もう相当な割合に達しています。期日前投票のみ対応ですから、それを考えるとかなりの数字ということだと思います。

済みません、私も文献を見た限りですが、当初はやはり高齢な方が対応できないのではないかと、いう指摘もあつたようでありまして、今は高齢者の方の割合も相当増えています、ICTの知識ですとかそういう要素を排除すれば、ほぼもう若い人たちと同じぐらいの割合でインターネット投票をしているという評価ができるんじゃないかという指摘もあるようであります。

今後のことなんでしょうけれども、いきなり日本国全体でインターネット投票をやりましようという

のは相当ハードルが高いと私も思います。今御紹介がありましたような南極ですとか船員ですとか、あるいは在外投票といった、いずれにしても遠隔でやらざるを得ない投票類型につきまして、まずそこからインターネット投票を導入してはどうかということ、ここでは提案をさせていただきたいと思っております。

最後にお尋ねをしたいと思います。人口減少地域における投票所の削減の問題であります。

これは既に質問も出ておりましたが、私の地元も人口減少地域を多数抱えておりまして、投票所の統廃合ということが大きな問題になっております。

投票所がなくなるような地域は高齢化していることが非常に多くて、非常に移動が困難な方が増えています。そのために、投票に行きたくても行けないという意見がふだんから聞かれます。非常に多いと言っていると思っております。

実際、投票所がある集落と投票所がなくなった集落とでは、かなり投票に行っている人の割合が違ふんじゃないかというふうな感覚も、回つていて感じます。

そこで、お尋ねをしますが、バス等を活用した移動投票所、これは当然、期日前投票が可能であると思っておりますが、確認したいと思っております。

○森政府参考人 お答えを申し上げます。

バスなど自動車を活用した移動期日前投票所の取組は、投票所までの距離が遠い有権者などの投票機会の確保の観点から大変有効な取組と考えております。

このため、総務省では、各選挙管理委員会の取組事例をまとめた事例集を作成をして横展開を図るとともに、国政選挙や統一地方選挙に際し、各選挙管理委員会に対して積極的に設置を検討するよう要請をしております。

また、財政面に関しては、本年四月の選挙執行経費基準法改正において、国政選挙における移動

期日前投票所に要する経費を国費で措置することについて、法律に明記させていただいたところでございます。

○長谷川委員 自由民主党の長谷川淳二でございます。

また、地方選挙における取組に対しても、特別交付税措置を講じ、支援をしているところでございます。

移動期日前投票所の取組、着実に実は増えてきているところでございますので、引き続き、各選挙管理委員会の積極的な取組を促してまいりたいと存じます。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

済みません、これは通告をしていないんですが、もし回答可能であればお願いします。

実際に、移動投票所の、地方自治体にどのような広がりがあるかというのは、今御教示いただけておりますでしょうか。

○森政府参考人 過去三回の参議院選挙のところの数字で申し上げますと、一番最初にこれが始まったのが平成二十八年度の第二十四回の参議院選挙で、このときには一県の二団体、投票者数六十八人でございました。

前々回の令和元年の第二十五回参議院選挙では、実施団体数は二十県の三十三団体で、四千三百六十九人ということでございました。

今回の第二十六回、令和四年の参議院選挙においては、三十三道県八十八団体にまで広がっております。投票者数は一万六千四百六十六人ということで、前回から見ても四倍程度になっている、こういう状況でございます。

○斎藤(洋)委員 ありがとうございます。

質問は以上でございます。ありがとうございます。

○平口委員長 次に、長谷川淳二君。

○長谷川委員 自由民主党の長谷川淳二でございます。

本日は、公職選挙法改正案、いわゆる十増十減法案について質問の機会をいただき、ありがとうございます。

早速質問に移らせていただきます。

今回の改正案は、いわゆる一票の格差訴訟において、最高裁から、平成二十三年、二十五年、そして二十七年の三度にわたり違憲状態と判示されたことを受けまして、議員立法によって成立した衆議院選挙制度改革関連法に基づき、いわゆるアダプティブ方式による勧告を反映させた区割り改定等を行うものでございます。一票の価値の平等という憲法上の要請と今回の改正案に至る経緯に鑑みまして、勧告を尊重すべきものと考えます。

しかし一方、今回の区割り改定案は、対象となる選挙区が二十五都道府県の百四十選挙区に及んでいます。過去の改定を大きく上回る極めて大規模な改定であり、さらに、今回、地方の定数が大きく減ることとなります。有権者への周知徹底や今後の制度の在り方など、多くの課題があると思っております。

そうした観点から、順次質問させていただきます。

とりわけ今回の区割り改定案では、令和二年国勢調査結果に基づきアダプティブ方式による定数配分の見直しを行った結果、私の地元愛媛県を始め十県において、それぞれ一人、定数が減少することとなります。

私の地域の愛媛県では、かつて中選挙区時代には定数が九でございましたが、小選挙区制で定数四となり、さらに今回、定数三となつてしまっています。県選出の国会議員が更に減りまして、地元の声が国政に届かなくなる、私たちの声が埋没してしまうといった強い懸念の声をいただいております。

また、愛媛県は、文化的、経済的に大きく三つの圏域に分かれています。具体的には、松山市を中心とする中予地域、瀬戸内の東予地域、そして一次産業が基幹産業である南予地域に分かれています。今回の区割り改定案は、愛媛県の定数一減に伴いまして、一区と二区に分割されていた松山市を新一区、東予地域を一つにまとめて新一区、そして、それ以外を合わせて新三区とするものでございます。

私の地元の愛媛四区は南予地域を中心とする選挙区ですが、人口減少に伴いまして、中予地域の市町を選挙区に編入してまいりました。有権者の皆さんからは、なじみのない地域となぜ一緒なのかという率直な疑問の声をいただきます。今回の区割り改定案では、松山市以外の中予地域の市町が全て新三区に編入されることとなります。

有権者の皆さんが民意を集約する単位として小選挙区に望むことは、もちろん一票の価値の平等の実現もございしますが、生活圏としての一体性や、民意を集約するにふさわしい地域のまとまり、これが一番望むことではないかと私は受け止めております。私自身も有権者の皆さんに区割り改定についてる説明をしていますが、やはり、一票の格差の是正を図るために、地域的に必ずしも一体とはいえない選挙区が生じまして、そのことが、有権者の選挙制度への関心の低下、あるいは投票率の低下を招きかねないのではないかと強く危惧をしております。

そこで、今回の区割り改定の考え方や具体的な内容について、特に定数減となった県においては、有権者に対してより一層丁寧な周知が不可欠だと思いますが、政府としての対応方針について伺います。

○森政府参考人 お答えさせていただきます。今回の区割り改定においては、選挙区間の人口格差を二倍未満とすることに加え、十五都県で議員定数の増減が行われること、また、分割されていた市区町の解消にも努めたことから、半数近くの百四十選挙区の区域が変更されることとなり、

有権者に対し、混乱が生じないように、それぞれの見直し内容について丁寧に周知をまいりたいと考えております。

総務省としては、まず、区割り改定法案が成立した際には、定数の変更も含めた区割り改定の趣旨や、定数の増減のある都道府県、改定される選挙区名等を周知するための制度改正の周知チラシのほか、選挙区が改定される全ての都道府県の改正前後の区割り地図、どの地域がどの選挙区に変更されるのかを示す図表といったものを地方公共団体の意見も聞きながら作成をし、お住まいの地域がどの選挙区になるのか、住民にも分かりやすい周知を行いたいと考えております。

具体的には、総務省のホームページ、また、総務省SNSへの掲載、投稿を始め、各種の広報に努めてまいりますとともに、区割り地図やポスターを、関係都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に対し、必要な数配付する予定としております。

そして、関係都道府県、市区町村においては、各団体で発行する広報誌、ホームページへの掲載、公共施設への掲示などを通じて、有権者の皆様に改正内容が周知されるように、きめ細やかな周知を持続的に実施をしてまいりたいと考えております。

また、今回の総選挙が実施される際においても、特設ホームページやSNS、リーフレットを用いて区割り改定について改めて周知をさせていただきます。ほか、全国の選挙管理委員会に対し、例えば、投票所入場券に区割りの改正内容の周知チラシを同封して配付するよう要請するなど、周知徹底を図ってまいりたいと存じます。

○長谷川委員 ありがとうございます。迅速かつ丁寧な周知を図っていただきたいと思っております。続きまして、今回の区割り改定の結果の小選挙区の面積に関して御質問させていただきたいと思っております。配付させていただいている資料の一枚目を御覧いただきたいと思っております。

これは、現行の小選挙区を、左側ですが、面積が広い順に並べたものでございます。左下の私の地元愛媛四区は、三十一番目、面積三千二百九十八平方キロに及ぶ広い選挙区でございます。面積では愛媛県の約六割の面積を占めています。右側にありますように、香川県、大阪府、東京都、神奈川県、佐賀県よりも広い選挙区になっております。東京都の二・五倍の面積がございます。さらに、この私の地元の愛媛四区よりも広い選挙区が三十ほどあります。

そして、右側を御覧いただきたいと思っております。今回の区割り改定案を實施しますと、愛媛県を始め定数減となった県、黄色で網かけをさせていただいておりますが、更に面積が広い選挙区が一層増えることとなります。

午前中でも政府から答弁がりましたが、投票価値の平等の要請を達成するためには、こうした広大な選挙区を設けることもやむを得ないということでも政府は答弁してはいますが、やはりこうした広大な選挙区は、社会資本の整備ですとか、医療、介護、福祉の体制の確保ですとか、面積が広いがゆえに数多くの課題を抱えております。むしろこうした地域こそ、政治の力を必要としている地域でもあると思っております。

私も、新人候補者として丸二年間、この広大な選挙区をひたすら歩きました。現在でも、選挙区内の活動で、一日三百キロ以上車を走らせることもまれではありません。地域の声を国政に届ける責任は更に重くなり、私はその責任をしっかりと果たしていかなければならないと決意をしておりますが、同時に、やはり物理的、経済的な負担も重いことも事実でございます。

しかし、現在、小選挙区の面積を考慮した制度としては、選挙事務所の数、そして法定選挙費用の特例が設けられているのみで、かつ、極めて広い選挙区などに適用が限定されております。もちろん、面積が狭い選挙区においても様々な御負担があると思っておりますが、やはり、選挙区が広大であることによる負担は、立候補の自由やあるいは選挙制度の制約にもなりかねないと思っております。また、有権者の皆さんにとっても、候補者にアクセスをする機会が少なくなるということも問題ではないかと思っております。

そうした観点から、今回の区割り改定を踏まえ、広大な面積を持つ小選挙区が増加することを踏まえ、面積が特に広い選挙区における特例の在り方を検討すべきと考えますが、総務省の見解をお伺いします。

○森政府参考人 お答えさせていただきます。御指摘のように、衆議院小選挙区選出議員の選挙においては、一定以上の広大な面積を有する選挙区などについて、設置することのできる選挙事務所の数、選挙運動費用の上限額の特例が設けられており、この限りにおいて、選挙区の間接的に一定の考慮がなされているものと承知をしております。

御指摘の、更なる申ししますか、選挙運動の特例ということでございますが、選挙運動の在り方に関わる事柄でございますし、また、お金のかからない選挙の実現という観点も踏まえる必要もございまして、これは各党各会派において御議論をいただき、その意思を受けて総務省としても対応するべきものというふうにご考慮いただいております。

○長谷川委員 ありがとうございます。広大な選挙区に対する在り方について、私も議論をさせていただきます。次に、市区町が複数の選挙区に分割をされております分割区について伺います。

先ほどの答弁でもございましたけれども、今回の区割り改定案では、選挙区の分割は原則として避けるという方針の下に見直しが行われた結果、分割市区町が百五から三十二に大幅に減少しております。さらに、かねてから課題となっていました三つの選挙区に分割されている市区町も解消をされました。

私の地元愛媛県でも、県庁所在地の松山市が、平成の合併以降一区と二区に分割された状態が続

ついております。

いては、今回、新一区として分割が解消されました。

分割市区町の解消は、多くの知事や自治体から強く要望されています。大幅な解消を図っていただいたことを高く評価をさせていただきます。

しかし一方で、松山市を例に挙げますと、分割解消に伴いまして新一区の人口が増加をしまして、人口格差が既に一・八五六倍になっております。次の次の総選挙、更にその次の総選挙では再び市域を分割せざるを得ないのではないかと懸念する声もござります。

今回分割の解消を図った選挙区の中では、格差が一・九を超えている選挙区もあって伺っております。この点、前回の平成二十九年区割り改定の際には、平成二十七年の国勢調査に加えまして平成三十二年見込み人口も踏まえた報告を行っておりますが、今回の区割り改定では、いわゆる将来見込み人口を踏まえた改定方針とはなっておりません。

そこで、今回の区割り改定案において市区町の分割を解消した選挙区において、今回の令和七年簡易国勢調査で格差二倍以上となった場合には、再び分割区に戻すことになるのかをお伺いいたします。

○森政府参考人 お答え申し上げます。

今回の区割り改定において、市区町村の分割については、審議会が都道府県知事に対して行った意見照会において分割市区町の解消を望む多くの意見が寄せられたことや、これまでも改定が行われる地域において分割解消を行ってきたことに鑑み、審議会において、市区町村の区域は分割しないことを原則とし、一定の分割基準に該当する場合には限って分割をすることとして、審議の結果、分割市区町の数が大幅に減少したということは、今ほど委員御指摘のとおりでございます。

今回の改正においては、審議会としては見込み人口といったものを用いていないわけでございます。すけれども、衆議院議員選挙区画定審議会設置法

においては、中間年の国勢調査の結果で選挙区間の最大格差が二倍以上になったときに限り、各都道府県の定数を変更することなく、審議会において格差が二倍未満となるよう改定案を作成するということがされております。

したがって、今回の、全国にわたるような大規模な見直しということにはならないものとは考えているところでございます。

また、松山が一・八五六倍で前回どうかというお尋ねでございますが、今後の人口動態いかんということにはなるわけでございますが、審議会において、令和七年国勢調査の結果に基づき、地方公共団体への意見照会も経まして、市区町村の区域の分割に係る方針を含め判断をされるべきものというふうにご覧いただいております。

○長谷川委員 ありがとうございます。

現行法では、答弁いただいたとおり、簡易国勢調査による中間見直しで、定数配分は変えないものの、選挙区の境界を変更して格差是正を図る仕組みとなっております。人口格差を速やかに図る趣旨の法制度になっております。したがって、やはり分割解消区が再び分割区に戻る可能性も否定できないという制度になっております。

しかし一方で、衆議院の選挙は、小選挙区比例代表並立制導入後、これまで平均して約三年、正確に言いますと二・七八年に一回ございました。そうすると、今回市区町の分割を解消して、一回選挙をやりましたら、また次の選挙では分割区に戻ってしまうという懸念がございます。これは制度の安定性という観点、あるいは民意の的確な反映という観点から、私は問題があるのではないかと考えております。

同様に、大都市部の選挙区において格差が二倍以上になったときに、町や字単位で行政区画を分割して格差を是正する場合でも、制度の安定性という点から同様の問題があると思っております。

この点、資料の二ページを御覧いただきたいと思っております。平成三十年の最高裁大法廷判決、午前中も資料配付いただきました議論になりましたが、若干

掘り下げて質問をさせていただきたいと思っております。

この三十年大法廷判決は、これは平成二十八年の選挙制度改革関連法に基づく区割り改定後に実施された平成二十九年総選挙を合憲とした判決でございます。

投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対的基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものであるとした上で、具体的な選挙区を定めるに当たっては、市町村その他行政区域などを基本的な単位として、国政遂行のための民意の的確な反映を実現するとともに、投票価値の平等を確保するという要請との調和を図ることが求められておるとされております。

午前中もありましたように、要は、最高裁は、投票価値の平等が絶対的基準ではなくて、国政遂行のための民意の的確な反映との実現の調和を図ることが重要であるとしております。さらに、私が強調させていただいたのは、ここに下線を引いていますが、選挙区は、市町村等の行政区画が基本的な単位であるとしている点でございます。

制度の安定性の観点、また、今ほど申し上げましたように選挙区の単位は行政区画を基本とすべきという観点からは、今回の令和七年簡易国勢調査において仮に格差が僅かに二倍を超えるような場合、最高裁は分割解消区を再び分割することまでは求めていないのではないかと考えますが、総務省の見解をお伺いいたします。

○森政府参考人 お答えをさせていただきます。

現行の衆議院議員選挙区画定審議会設置法第四条第二項において、中間年の国勢調査の結果で選挙区間の最大格差が二倍以上となったときは、各都道府県の定数を変更することなく、審議会において格差が二倍未満となるよう改定案を作成するということが規定をされております。

その際作成される改定案については、同審議会設置法第三条第一項により、各選挙区間の人口格

差を二倍未満とすることとされておりますので、仮にそうしたことを認める措置を取るには、法改正が必要となることとさせていただきます。

そして、今ほど御紹介いただいた三十年最高裁判決でございますけれども、投票価値の平等の要求とともに、それが選挙制度の仕組みを決定する絶対的基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきということとは最高裁も言っておりますけれども、選挙制度の合憲性が、国会に与えられた裁量権の行使として合理性を有するか否かによって判断されることになるという考え方が示されておりました。これは三十年最高裁判決も含め、これまでの判決において踏襲されておるものと承知をしておりますので、この考え方に照らしてどうかというところの判断になるかと存じております。

○長谷川委員 ありがとうございます。

現行制度は、速やかな格差の是正を図ることと、中間見直しでも境界変更という形で格差是正をすること。

私が指摘させていただいたのは、やはり制度の安定性ですとか、あるいは選挙区の一体性を重視する考え方の制度設計もあり得るんじゃないか。

現行制度は、先ほど来繰り返してまいりますように、簡易国勢調査時でも格差是正を行う仕組みとしてありますから、例えば、大規模国勢調査と五年後の日本人の人口推計、これは、今そういう推計はありませんが、それを合理的に算定する方式を導入して区割り改定を行って、十年間は選挙区を変えないという制度設計も、私は立法府の合理的な裁量の範囲内であるんじゃないかというふうにご覧いただいておりますが、いずれにしても、やはり人口格差の是正と制度の安定性、そして選挙区の一体性の確保というのをいかに両立させていくかが大きな今後の論点となると思っております。今後の論点の一つとして指摘をさせていただきたいと思っております。

それから、最後に、地方の声を国政に反映させる選挙制度の在り方についてお伺いをさせていただきます。

だきたいと思えます。

一票の価値の平等は憲法上の要請であります。先ほどの最高裁判例にあるように、同時に、民意的確な反映の要請を考えると、やはり国政上の最大の課題であります人口減少で苦しんでいる地方の声を国政に反映させるのも私は代表民主制の大切な要請であると思えます。

さらに、都市と地方は、食料や電力の供給などで、いわば共生の関係にあります。国会議員は憲法上は全国民の代表であります。地方から選出される議員が減少の一途で、地域間でバランスを欠くことは、地域間格差の是正、これも国政上の重要課題の一つと思えますが、地域間格差の観点からも問題があるのではないかと思います。

この点、今回の区割り改定案の作成に当たって都道府県知事から提出された意見を拝見しますと、人口基準だけでなく、地方の声を国政に反映させるよう制度を見直すべき、さらには、抜本的な見直しが必要であるという趣旨の意見を述べられた知事が、私が確認したところ、約半数近くの知事がございました。

そうした声、さらには、アダムズ方式を導入した平成二十八年の衆議院議員選挙制度改革関連法の附則には、望ましい選挙制度の在り方について、不測の見直しを行うと規定をされています。選挙制度は民主主義の根幹を成す制度でございますから、私も、立法府の立場にある者として、望ましい選挙制度の在り方、とりわけ地方の声を反映させる選挙制度の在り方について議論を重ねていかなければならないと思っております。

その上で、選挙制度を所管する総務省は、民主政治の基盤の確立を総務省設置法において任務として掲げています。さらに、公職選挙法に基づく選挙に関する制度の企画及び立案を所掌事務と定めておられます。

そこで、選挙制度に関する各党各会派の今後の議論に資するように、選挙制度を所管する総務省においても、選挙制度に関する世論の動向、これを把握するとともに、人口減少に直面している地

方の声を反映させる選挙制度の在り方について調査研究を進めるべきと考えますが、大臣の見解をお伺いします。

○寺田国務大臣 御指摘のように、地方の声を反映させる選挙制度の在り方の調査研究、必要なものと考えております。

もちろん、衆議院の選挙制度については、各党各会派の議論の積み重ねから現在の仕組みとなり、今後の在り方についても各党各会派において御議論いただくべき事項であります。御指摘のように、総務省としても、その参考に資するため世論の把握、また選挙制度の不断の調査研究、これが極めて重要であると認識をいたしております。

このため、国政選挙における投票率や、あるいは当選人の状況などにつきまして、各種調査統計を実施、公表しますとともに、我が国における選挙制度の経緯や考え方、また諸外国の選挙制度などにつきまして、国立国会図書館なども連携しながら文献調査などを進め、また、その把握に努めているところでございます。

また、世論の把握については、公益財団法人明るい選挙推進協会におきまして、有権者の投票行動と意識を探るためのサーベイが、調査が国政選挙のたびごとに行われております。具体的には、選挙あるいは政治に対する関心度や投票に関する意識、投票参加の状況、候補者選択に際し考慮した点、選挙運動への接触度などを調査しておりますが、委員御指摘の選挙制度あるいは区割りの在り方については、どのような内容であれば適当であるのか、調査が可能ななどについて、この明るい選挙推進協会とも相談しながら検討してまいりたいと思えます。

今後とも、各党各会派におけます御議論に資するように、必要な対応に努めてまいります。

○長谷川委員 ありがとうございます。今後、各党各会派で選挙制度の今後の見直しを行うに当たっては、国民の選挙制度に関する思いといえますか考え方がいえますか、そういったもの

のをやはり客観的に把握をしていただいて、それを土台に議論していくことが何より重要だと思えます。

私が先ほど指摘させていただきましたように、私の肌感覚では、選挙区に何を求めておられるか、有権者の皆さんは、もちろん、投票価値の平等も大事ですけれども、選挙制度、小選挙区です。民意を集約する単位であります。代表者を送る大切な単位である選挙区です。やはり、生活圏の一体性ですとか、地理的、経済的、社会的なまとまりですとか、そういったことを有権者の皆さんは重視をしているんじゃないかと思えます。

ただ、これは、私も議員一人一人の感覚の話でございます。知事の見解は区割り審に向けられたものですが、広い意味では政府に対する意見でありますので、是非とも総務省において、選挙制度の企画立案を担当する立場として、そうした選挙制度に対する国民の世論、これをしっかりと調査をしていただいで、各党各会派の議論に資するように取り組んでいただきたいと思います。

この度の区割り改定案を作成されました川人会長始め、区割り審の関係者の皆さんの多大なる御尽力に対しまして心から敬意を申し上げますとともに、私も、今後の選挙制度の見直しに向け積極的に議論に参画することを決意申し上げます。私からの質問を終わらせていただきます。

○平口委員 次に、奥水恵一君。○奥水委員 公明党の奥水恵一でございます。本日は、質問の機会をいただきましたことに、まず心より感謝を申し上げます。

それでは、公職選挙法の一部を改正する法律案、いわゆる区割り改定法案につきまして、今までの議論も含めて、改めて確認をさせていただきます。今回の区割り改定法案は、平成二十八年の衆議院選挙制度改革関連法に明記されたアダムズ方式による定数配分に基づいて提案をされたものであ

ると思えます。このアダムズ方式とは、先ほどもございましたけれども、都道府県ごとの選挙区の数を、都道府県の人口を一定の数値で割った商の小数点以下を切り上げた数にする。ここで都道府県の人口を割るのに使う数値は、都道府県に配分される小選挙区の合計が選挙区の定数に一致するように調整をされるものでございます。

一方、先ほど来様々な委員の皆様からもお声が上がりました。人口比で都道府県の定数を増減させるアダムズ方式では、地方の声が反映されにくくなるという声も上がっております。そこで、改めて、アダムズ方式が衆議院の選挙区の区割りに導入された経緯につきまして確認をさせていただきますたいと思えます。

○森政府参考人 アダムズ方式が導入された経緯につきまして御説明を申し上げます。平成二十三年の最高裁判決におきまして、従来の都道府県別の定数配分方式である一人別枠方式について、選挙区間の投票価値の格差を生じさせる主要な要因であつて、もはや合理性が失われた、こういう指摘がございまして、平成二十四年のいわゆる緊急是正法により、規定としては削除されました。

しかしながら、その後の平成二十五年、平成二十七年の最高裁判決でも、一人別枠方式に基づき配分された定数の見直しがされておらず、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあつたという指摘がございまして、三回続けて違憲状態と判断をされたところでございます。

こうした中、平成二十六年六月に衆議院議院運営委員会が決定をされました第三者機関である衆議院選挙制度に関する調査会において、衆議院選挙制度に関する調査検討が行われ、平成二十八年一月に答申が出されたところでございます。

この答申におきましては、新たな各都道府県への議席配分方式について、満たすべき条件として、第一点、比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、第二点、選挙区間の一票の格差を小さくするために、都道府県間の一票の格差をできるだけ小さくすること、第三点、都道府県間の配分議席の増減変動が小さいこと、第四点、一定程度将来にわたっても有効に機能し得る方式であること、この四点であることを確認した上で、諸外国において検討されてきた九つの比例配分方式のうち、従来の定数配分からの増減変動が最も小さい方式であったアダムズ方式が望ましいとされたものと承知をしております。

そして、この答申を受けまして、平成二十八年五月、小選挙区の都道府県別定数配分を十年に一度の大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式で行うことなどを内容とする、いわゆる衆議院選挙制度改革関連法が議員立法により成立して今に至っている、こういった経緯があると承知をしております。

○興水委員 どうもありがとうございます。
まず、平成二十三年の最高裁で、もはや一人別枠方式は合理性が失われたと。このときは、当日有権者数で二・三、そして国勢調査の人口で二・二倍だったとご説明ありますが、その後、平成二十五年、平成二十七年の最高裁でも、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるということで、違憲状態。

そして、これらの判決等を踏まえて、二倍以内に抑えるだけではなくて、全体を見直すということ、平成二十八年、衆議院選挙制度に関する調査会において、何と、比例性のある配分方式を前提としながら、九つのそういったものに對して様々検討した結果、従来の定数配分から増減の変動が最も小さい方式であったアダムズ方式が望ましいというふうな判断されたという理解をさせていただきます。

ここで、今後このアダムズ方式で区割り改定を行う中で、特に小選挙区の区割りなんかは、都道

府県に定数を割り振った時点で格差二倍ぎりぎり。そしてその上で、地域の様々な事情も考慮しながら、都道府県内の選挙区ごとの格差でも二倍以内に収めるといふ大変難しい作業を要するものであります。そのための検討や準備期間、また、午前中の議論でもございましたが、答申の時期など、適切なスケジュール設定も必要なのかな、このように思うわけでございます。

○森政府参考人 お答えをさせていただきます。
先ほど申し上げました平成二十八年のいわゆる衆議院選挙制度改革関連法により改正をされた区割り審設置法において、一点目は、まず、十年に一度の大規模国勢調査に基づき都道府県別定数配分を見直すとともに、各選挙区の人口格差が二倍未満となるように改定案を作成すること、そして第二点目、中間年の簡易国勢調査、この結果によりまして選挙区間の最大格差が二倍以上となるときは、都道府県別定数配分を変更すること、格差二倍未満となるよう改定案を作成することが規定をされておるところでございます。

とが規定をされておるところでございます。
見てみますと、今回の令和七年の簡易国勢調査の結果により最大格差が二倍以上となった場合には、区割り審議会において格差二倍未満となるよう改定案を作成、勧告をすることとなります。こういうふうな承知をしております。

○興水委員 どうもありがとうございます。
ちょっとここで、一点確認をさせていただきます。いんですけれども、十年を待たず、中間の簡易国勢調査の結果で選挙区間の最大格差が二倍以上になつたときには改定案を作成するというふうになつておりますが、この改定案を策定するときのやり方というのは、アダムズ方式で今までと同じ手順でやるのか、どのようにやるのかについて、お聞かせ願えますでしょうか。

○森政府参考人 お答えをさせていただきます。
都道府県間の定数配分を見直す、こういうことはやりませんので、人口格差が二倍以上となつて選挙区につきまして、区割り審議会を開催をし、また都道府県知事の意見の聴取といった手続を経ることにはなりませんけれども、当該選挙区と、またその周辺の選挙区との間での区割りの調整をしていく、こういう運びになるかと存じております。

○興水委員 どうもありがとうございます。
そして、午前中また今日一日、様々御議論があったと思えます。法案では、成立後一か月程度区割り適用を経て施行し、次の衆院選から新たな区割りを適用することになっておりますが、ここで、実際に選挙が行われる際、区割り改定について住民への適切な周知徹底が求められますが、具体的などのような取組がなされるのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○森政府参考人 お答えをさせていただきます。
今回の区割り改定においては、選挙区間の人口格差を二倍未満とすることに加え、十五都県では議員定数の増減も行われること、また、分割された市町村の解消にも努めたことから、半数近くの百四十選挙区の区域が変更されることになり、また、有権者に対し、混乱が生じないように、それぞれの見直し内容等について丁寧に周知をしていくということが重要であるというふうな認識をしております。

総務省としては、まず、区割り改定法案が成立した際には、その制度改正の周知チラシによりまして、今般の改正全般の周知ということをし、それから、選挙区が改定をされる全ての都道府県において、都道府県や政令市を範囲とした改正前後の区割り地図を作成するとともに、分割区域

が変更される市区などにおいては、それぞれの選挙区に對する区域や地名、地番を表記した改正前後の区割り地図も、これは地方公共団体の御意見もお聞きしながら作成をし、有権者のお住まいの地域がどの選挙区になるのか分かりやすい周知を行いたいと考えておるところでございます。
また、具体的には、総務省のホームページや総務省のSNS、ツイッターへの掲載、投稿を始め、各種広報に努めますとともに、区割り地図やポスターについて、関係の都道府県、市区町村選挙管理委員会に対し、必要な部数というものを配付することとしております。

そして、関係都道府県、市区町村においては、各団体に発行していただいている広報誌あるいはホームページへの掲載、公共施設への掲示などを通じ、有権者の皆様に改正内容が周知をされるよう、きめ細やかな周知を継続的に実施をしてまいります。

さらに、今回の総選挙が実施される際においても、特設のホームページ、SNS、リーフレットなどを用いて区割り改定について改めて周知を行うほか、全国の選挙管理委員会に対し、投票所入場券に区割りの改正内容の周知チラシを同封して配付するよう要請するなど、周知徹底を図ってまいります。

本日も、様々な周知徹底についての御質問、御意見もいただいております。ありがとうございます。そういったこともしっかりと踏まえながら対応させていただきます。

○興水委員 どうもありがとうございます。
せっかくの機会でございますので、この投票率の向上の取組についても確認をさせていただければと思っております。

昭和三十三年は七六・九九%の投票率。その後七〇%前後で推移をし、最近では、平成二十五年が五九・三二、二十七年が五二・六六、二十九年が五三・六八、そして令和三年が五五・九三と、ちよっと大変落ち込んでいる状況ではございません。

そこで、この投票率を上げるためにどのような取組がなされているのか、確認をさせていただきたいと思えます。

○森政府参考人 お答えをさせていただきます。投票率向上、投票機会の確保に向けての制度面での取組として、選挙の公正を確保しながら有権者が投票しやすい環境をつくっていくということが、まずもって大変重要なことだというふうに考えるところでございます。

投票環境の向上に関するこれまでの制度改正といたしまして、平成九年に、投票所の開設時間を二時間延長し、原則午後八時までとし、平成十五年には期日前投票制度の導入、平成二十八年には、投票日当日、市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所制度の創設や、期日前投票所の開設時間の弾力化などを行ってきたところでございます。

そして、こうした制度を各地域の実情に応じて御活用いただけるように、買物や通学の際に投票できるようにするための共通投票所、期日前投票所のショッピングセンターや大学などへの設置、投票所までの距離が遠い方などのために、複数の箇所を巡回する自動車を用いた移動期日前投票所の実施、それから、投票所への移動が困難な方のため、投票所までの巡回、送迎バスの運行やバスの無料乗車券の発行など、選挙人に対する投票所への移動支援の実施などの実施も要請をさせていただきまして、こうした取組に取り組みされる団体といたしましては着実に増えてきているものと認識しております。

また、国政選挙においては、その経費について国費で措置をいたしますとともに、地方選挙についても、共通投票所や移動支援、移動期日前投票所の経費について、特別交付税によりその支援を行っております。さらに、これらの取組をまとめた事例集も作成をし、自治体の利用に供し周知を図っております。

引き続き、それぞれの地域の実情に応じて、投票環境の向上に資する取組を積極的に実施いただき、投票率の向上に資するように支援をしてまいりたいと思存いたします。

○輿水委員 本日に積極的に取り組まれているところで、是非よろしくお願いをいたします。こんな中で、障害の有無によって分け隔てられることなく投票ができる環境の整備も大変に重要だと思えます。そこで、この際、投票所における障害者等への配慮について、どのような取組がなされているのかについてもお聞かせ願えますでしょうか。

○森政府参考人 お答えをさせていただきます。障害のある方や高齢の方が投票所において円滑に投票できる環境を整備していくということが、総務省においては、国政選挙のたびごとに、第一点、投票所の設置に当たって、歩行が困難な方に配慮した場所を選ぶことや、段差がある場合には、スロープの設置や人的介助などの措置を講ずること、第二点、投票所内の設備の配置については、案内図の掲示や順路の明示など、適切な措置を講ずるとともに、視覚障害者等の誘導に十分配慮すること、第三点、記載台の照明灯、車椅子用の記載台、点字器、ルーベ、老眼鏡、車椅子などを準備すること、こういったことを要請をいたしまして、これらの取組に要する経費について国費で措置を行っているところでございます。

それから、心身の故障などによって自ら記載することができない有権者の方が代理投票を希望される場合がございますが、その場合には、投票所の事務従事者が有権者の方の意思を確認し、有権者に代わって投票用紙に記入することになります。その際、各選挙管理委員会において実施をされている、投票の秘密に配慮した意思確認の方法などの事例について、周知に努めているところでございます。

少し具体的に申し上げますと、氏名等掲示を指さして意思確認をする際に、他の有権者から見えないように隙間をなくす形で補助者二名が立つことだとか、投票先を決めていない方に対して、候補者名等を小さな声で順に伝えた上で、手を握っていたりなどの反応により意思確認を実施するだとか、手を動かすことができない者について、他の有権者には意思表示が分りにくいよう、まばたきによって意思確認を実施するなどの事例を紹介しているところでございます。

引き続きまして、障害のある方、高齢の方が円滑に投票することができるよう、必要な取組を推進してまいりたいと思存いたします。

○輿水委員 どうもありがとうございます。そして、あわせて、郵便等による不在者投票についても確認をさせていただきたいと思えます。現在、郵便等による不在者投票は、介護保険の被保険者証の要介護状態の区分が要介護五の方に認められているというところでございますが、ここで、現場からは、この郵便等による不在者投票の対象を要介護五から要介護四や三の方にも拡大してほしい、そんな声も届いているところでございます。

この点につきまして、総務省の見解をお聞かせ願えますでしょうか。○森政府参考人 お答えいたします。郵便等投票につきましては、疾病等のため歩行が著しく困難な方の投票機会を確保するために昭和二十二年に導入されましたが、選挙人が病氣と偽って制度を利用するなどの不正が横行したこと等を背景に昭和二十七年に一旦廃止をされました。その後、重度障害者や要介護五の方に限定をして認められることとなっております。高齢社会が進行する中、在宅高齢者の中には、投票の意思があるにもかかわらず、歩行困難などのため投票所に行くことができない方がおられると考えられ、このような高齢者の投票環境の向上は重要な課題と、総務省としても認識をしております。

このため、投票環境の向上方策等に関する研究会を総務省として設けていただき、郵便等投票について議論がなされたわけでございます。平成二十九年六月に提言がございましたが、その中で、要介護者のうち、寝たきりや寝たきりに近い方が相対的に及ぶこと、選挙人や選挙管理委員会の負担増を克服する運用が可能であることなどの観点から、要介護四及び三の方を対象とするところが適切であるとの提言がなされたほか、選挙の公正確保の観点から、罰則を含めた現行の郵便等投票制度について、介護福祉部局とも連携しつつ、選挙人に限らず、その家族やケアマネジャー等にも周知を図るべきとの提言があったところでございます。

郵便等投票の対象者の拡大については、昨年、議員立法により、新型コロナウイルス感染症の患者等による郵便等投票を可能としていただいたところでございますが、こうした経緯や議論、選挙の公正確保の観点も含め、各党各会派におかれても御議論いただければと考えているところでございます。

○輿水委員 どうもありがとうございます。誰もが安全に安心して投票ができる環境の更なる整備に向けて、郵便投票等による不在者投票の対象の要介護四、三への拡大について、公正性もしっかりと考慮しながら議論を深めてまいりたいと思存いたします。投票率の向上のためには、このように投票所の様々な配慮と同時に、やはり投票意欲の醸成も大事ではないか、このように思うわけでございます。その中で、やはり主権者教育というのが重要なのかな、このように感じているところでございます。政治を行う代表者を選ぶための大事な手段が選挙であり、有権者になることは、選挙を通じて政治の過程に参加する権利を持つこと。そして、こ

ここで、総務省の研究会からは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していくとの主権者像が示されているところがございます。

有権者には、誰かに任せられるのではなく、積極的に課題を調べ、考え、自分なりに判断していく姿勢を保つことが求められているようにも思うわけですが、日本が国民が主権を持つ民主主義国家であり、そして選挙は、国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させるための最も重要な機会とされる中で、その機会を生かすための主権者教育は大変に重要であると考えられているわけがございます。

そこで、主権者教育に対する重要性の認識、また、その推進状況について、寺田総務大臣に伺いたいと思っております。

○寺田総務大臣 委員御指摘のように、政治意識の向上を図り、また投票率向上のためにも、この主権者教育、極めて重要であると認識をいたしております。

平成二十七年に選挙権年齢十八歳への引下げが行われ、直ちに、文部科学省と連携をして、政治や選挙に関する副教材を作成いたしました。毎年度、全ての高校一年生にこれを配付をして、今年度から新たに設置されました「公共」の科目においても御活用いただけるようにしているところであります。

また、各選挙委員会においては、教育委員会と連携をして積極的な主権者教育に取り組んでおりまして、高校における出前授業については、平成三十年度から直近の令和三年度まで、平均しますと一年度当たり約千百校、約二十五万人に對して、この出前授業、実施をされております。

また、主権者教育に知見のあるアドバイザーの全国の学校への派遣、また、選挙管理委員会における出前授業の際に活用いただける動画の教材の作成も行って、学校現場などにおける取組も支援を行っているところであります。

今後、さらに、模擬選挙の実施など、主権者教育に先進的に取り組んでいる各地の事例について、その具体的な内容や手法などを調査して、全国の選挙管理委員会や学校にその内容を御紹介をして横展開を推進したいと考えておりまして、主権者教育の更なる充実に取り組みたいと思っております。

○興水委員 どうもありがとうございます。今日は文科省の方にもいらしていただいております。

十八歳の選挙権に伴い、若者の政治的リテラシーや政治参加意識を育む必要があると思うわけですが、税金を集めて、その税金をどのように使うのかを決めること、あるいは、法律や制度など国や社会のルールを作ること、さらに、社会の秩序を守り、統合を図ることなど、政治の役割は大変大きなことと思っております。

その上で、文科省では、ただ単に政治の仕組み等についての学習にとどまらず、地域課題の解決に向けて主体的に行動できる力を養うことや、ルールにのっとって社会で生きる力を教えることも重要と考えます。

そこで、文部科学省の主権者教育の重要性に対する認識と具体的な取組についてもお聞かせ願いますでしょうか。

○森友政府参考人 お答え申し上げます。

選挙権年齢の引下げにより、主権者として社会の中で自立をし、他者と連携、協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を育む主権者教育がこれまで以上に求められております。

初等中等教育段階におきましては、学習指導要領に基づきまして、政治参加の重要性や選挙の意義などにつきまして指導するとともに、平成二十七年以降、総務省と連携をして、全ての高校生に對して主権者教育に関する副教材を作成、配付

し、その充実にも努めております。

また、令和四年度からは、新たに、高等学校において、先ほどもございましたが、自立をして社会に参画する力を育むことを狙いといたしました必履修科目「公共」を実施をして、全ての生徒が学ぶこととしております。

さらに、大学等に対しましては、住民票異動の必要性ですとか不在者投票制度等につきまして周知をしているほか、入学時におけるオリエンテーション等を通じた学生への啓発活動を促しております。

今後とも、総務省等と連携をしながら、学校、家庭、地域における主権者教育の取組を推進してまいります。

○興水委員 どうもありがとうございます。選挙制度の改革あるいは投票環境の改善、さらに、投票意欲の醸成など、これからは民主主義の根幹である選挙につきまして、絶え間ない改善と改革のために皆様としっかりと議論を深めてまいりたいと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○平口委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○平口委員長 これより討論に入ります。討論の申出がありますので、これを許します。塩川鉄也君。

○塩川委員 私は、日本共産党を代表して、区割り改定法案に反対の討論を行います。

本案は、アダムズ方式を導入して定数配分し、政府の衆議院議員選挙区画定審議会勧告に沿って衆院小選挙区十増十減の区割りを改定することともに、衆院比例代表のブロック定数三増三減を確定するものです。

今回の区割り改定案は、二十五都道府県百四十選挙区の区割りが変更されます。過去最多であり、全体の半数の選挙区に及び、多くの有権者に

影響を及ぼすこととなります。

度重なる区割り改定に、都道府県からは、有権者に混乱を招く、選挙管理委員会の事務負担が大きいとの声が上がっています。

さらに、この区割り改定案では、最大格差一九九倍です。二〇二五年国勢調査の結果により、また区割り変更が行われる可能性があるのです。

日本共産党は、現行小選挙区制について、少ない有権者が、市町村の行政単位や地域社会を分断する異常な線引きを押しつけられ、選挙のたびに不自然な選挙区変更を強いられることになると指摘してきました。まさにそのとおり事態が引き起こされていきます。

これほど大きな区割り変更を行っても、格差の問題は続きます。これは、小選挙区制が元々、投票権の平等という憲法の原則とは矛盾する制度であるということを示すものです。

二〇一六年の衆院選挙制度関連法で、国勢調査のたびにアダムズ方式の定数配分と区割りを見直す仕組みを盛り込み、長期にわたる小選挙区制を温存したことが間違いであったことは明らかです。

憲法が求める投票価値の平等は、選挙区間の人口格差是正にとどまりません。そもそも、選挙制度は民主主義の根幹であり、その根本は、国民の多様な民意を正確に議席に反映することです。

現行制度の最大の問題は、第一党が四割の得票で六割から八割の議席を獲得し、半数に上るいわゆる死に票を生み出すことです。我が党は、制度の提案当初から、小選挙区制が民意の公正な議席への反映をゆがめ、比較第一党が虚構の多数を得ること強権政治を推し進めようとするものだと批判してきました。

民意と議席に著しい乖離を生み出す小選挙区制は廃止し、民意を反映する選挙制度へ抜本的に改正、改革すべきです。

この際言っておかなければならないのは、議員定数の問題です。

衆院定数削減を行った一六年関連法の議論では、議員定数削減の理由も根拠も見出せず、これ以上の削減は難しいというのが結論でした。この結論を無視し、国民の声を代弁する定数を削減することは断じて許されません。

このことを改めて強く主張し、反対討論を終わります。

○平口委員長 これにて討論は終局いたしました。

○平口委員長 これより採決に入ります。

内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平口委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○平口委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、富樫博之君外四名から、自由民主党・立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。源馬謙太郎君。

○源馬委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明に代えさせていただきます。

公職選挙法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

一 この法律の施行後においても、国会議員を選出する選挙制度は重要な課題のため不断に見直していくべきものであり、人口減少や地域間格差が拡大している現状を踏まえつつ、立法府の在り方を含め、議員定数や地域の実

情を反映した選挙区割りの在り方等に関し、国会において抜本的な検討を行うものとする。

二 当該検討に当たっては、速やかに、与野党で協議の場を設置し、田村かつ公正公平な運営の下、十分な議論を行い、次回の令和七年の国勢調査の結果が判明する時点を目途に具体的な結論を得るよう努力するものとする。

三 今回の区割り改定により、区割りが変更される選挙区が多数に上るため、政府においては、有権者に混乱が生じることのないよう新たな選挙区に関し十分に周知徹底を行うことと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○平口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○平口委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。寺田総務大臣。

○寺田国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○平口委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○平口委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○平口委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十七分散会

第二十部 参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第四号

令和四年十一月十一日(金曜日)

午後一時十分開会

委員の異動

十一月九日

補欠選任

水野 素子君

小西 洋之君

十一月十日

山下 芳生君

岩淵 友君

出席者は左のとおり。

委員長 古川 俊治君
理事 石井 正弘君
西田 昌司君
比嘉奈津美君
堀井 巖君
石川 大我君
谷合 正明君
石井 章君

委員

上月 良祐君
佐藤 啓君
中田 宏君
長峯 誠君
福岡 資麿君
藤井 一博君
舞立 昇治君
松川 るい君

松下 新平君

三浦 靖君

森屋 宏君

山下 雄平君

熊谷 裕人君

小西 洋之君

古賀 千景君

宮口 治子君

森屋 隆君

伊藤 孝江君

杉 久武君

山本 博司君

片山 大介君

中条きよし君

伊藤 孝恵君

浜野 喜史君

井上 哲士君

岩淵 友君

天島 大輔君

寺田 稔君

尾身 朝子君

中川 貴元君

佐藤 研資君

久保田正志君

本日の会議に付した案件

○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

○委員長(古川俊治君) ただいまから政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、水野素子君及び山下芳生君が委員を辞任され、その補欠として小西洋之君及び岩淵友君が選任されました。

○委員長(古川俊治君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。寺田総務大臣。

○国務大臣(寺田稔君) 公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める措置を講じようとするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、令和二年の国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受けて、当該勧告どおり二十五都道府県において百四十選挙区の改定を行うこととしております。

第二に、令和二年の国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を東京都選挙区で二、南関東選挙区で一増加させるとともに、東北選挙区、北陸信越選挙区及び中国選挙区で二ずつ減少させることとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○委員長(古川俊治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十二分散会
十一月十日日本委員会に左の案件が付託された。
一、公職選挙法の一部を改正する法律案

(第二十部)

第二百十回
国会

参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会会議録第五号

令和四年十一月十六日(水曜日)

午後一時開会

委員の異動

十一月十一日
辞任
岩淵 友君

補欠選任
山下 芳生君

十一月十五日
辞任
中田 宏君
天島 大輔君

補欠選任
友納 理緒君
船後 靖彦君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

古川 俊治君

委員

石井 正弘君
西田 昌司君
比嘉奈津美君
堀井 巖君
石川 大我君
谷合 正明君
石井 章君

委員

上月 良祐君
佐藤 啓君
友納 理緒君
長峯 誠君
福岡 資麿君
藤井 一博君
舞立 昇治君
松川 るい君
松下 新平君
三浦 靖君
森屋 宏君
山下 雄平君

熊谷 裕人君	小西 洋之君	古賀 千景君	宮口 治子君	森屋 隆君	伊藤 孝江君	杉 久武君	山本 博司君	片山 大介君	中条きよし君	伊藤 孝恵君	浜野 喜史君	井上 哲士君	山下 芳生君	船後 靖彦君	寺田 稔君	尾身 朝子君	杉田 水脈君	中川 貴元君	佐藤 研資君	久保田正志君	森 源二君	
國務大臣	副大臣	大臣政務官	事務局長	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官	総務大臣政務官

○委員長(古川俊治君) ただいまから政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、岩淵友君、天島大輔君及び中田宏君が委員を辞任され、その補欠として山下芳生君、船後靖彦君及び友納理緒君が選任されました。

○委員長(古川俊治君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案の審査のため、必要に応じ政府参考人の出席を求め、その手続につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○委員長(古川俊治君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(古川俊治君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小西洋之君 立憲民主・社民の小西洋でございます。冒頭、寺田大臣の昨年の総選挙の、配付資料のページ、二ページでございますけれども、昨年の総選挙の寺田大臣の選挙運動収支報告書において、ガソリン代、レンタカー代、宿泊費、事務用品など、音響設備など、合計九枚、合計金額百六万八千四百二十二円の寺田稔竹原後援会名義による振り込み明細書が領収書に代わるものとして添付されております。

これについて、選挙運動に係る支出を第三者である竹原後援会に支払わせていることは公職選挙法違反ではないでしょうか。事実関係を説明するともに、報告書を修正するなどの対応をするつもりがあるかについて、大臣の答弁をお願いいたします。

○國務大臣(寺田稔君) 今、委員御指摘の振り込み明細に係る支出の件でございますが、便宜上、支払先の口座番号を把握しておりますが、寺田稔竹原後援会がその口座を用いて取り次いだという取次行為でございます。したがって、その財源は選挙運動費用の収支報告書におきまして収入として記載されている寺田稔個人の自己資金でございます。したがって、この支出は竹原後援会には当然記載をしております。

したがって、これらの振り込み明細に添付されている書類については、そうした選挙費用として支出をしたものでございまして公職選挙法には当たらず、収支報告書の訂正等が必要であるとは考えていないところでございます。

○小西洋之君 まあ極めて疑惑を深める答弁だと思っております。

じゃ、一つずつ事実関係を伺いますけれども、今おっしゃったこの支出は、寺田大臣が任命した出納責任者が行った支出なんですか。端的に答えてください。

○國務大臣(寺田稔君) この支出は、出納責任者の責任において行われた支出でございます。

○小西洋之君 出納責任者が、なぜ第三者である寺田稔竹原後援会の口座を使って支払をすることができるといえるのでしょうか。

○國務大臣(寺田稔君) この竹原後援会につきましては、政治団体竹原後援会は、先ほど申し上げたとおり、単に支出の取次ぎということで行ったものでありまして、この取次行為でございます。

が、念のため、出納責任者から竹原後援会の事務担当者に対して支払承諾した文書が作成をされて保管をされているところでございます。

したがって、先ほども申し上げたとおり、出納責任者の方から竹原後援会の事務担当者に対して支払承諾がなされたところでございます。

○小西洋之君 今大臣が行ったこの承諾という確かに手続はあるんですが、その承諾書を、個人情報報は落として結構ですから、この倫理特に証拠として出していただけですか、大臣。

合、迅速な支払が行えるということで竹原後援会経由で支払っておりますが、これは何回も申しますとおり、私の資金でございますし、出納責任者の承諾もあるものでございまして、あくまで便宜上の取次ぎでございます。

○小西洋之君 ちよつとよく分からないんですが、これ、総選挙は十月三十一日投票日だったんで、支払は十一月の五日なんですか、それだけでも、選挙が終わった後、なぜ大臣の、寺田大臣の集めた資金を使わずに竹原後援会にある口座、これ政治資金のほうなんですか、それを使つたらいいんじゃないか。

○小西洋之君 委員の先生方、これ第八十七条、公選法ですね、我々選挙をやっているからみんな知っているんですが、選挙に関する支出は出納責任者に一元化しているんですね。これはまさに、選挙の公正、誰か第三者が選挙のお金払ってあげたら選挙の公正なんて守られませんか、しかもこれ、公選法で一番、最も重い罰則が付いているんですね。

○小西洋之君 いや、この問題は大臣の選挙の選挙取支報告書の話ですから、大臣がいついって言えばいいんですよ、もちろん個人情報保護法に照らし合わせて結構ですから。

○小西洋之君 大臣の御説明どおりだったら、私だつて政治団体持っていますよ。私の選挙に関する支出は、常日頃、政治活動でお付き合いがある会社等々ありますよ。だから、私も自分の選挙の費用、この七月選挙やったらばつかりですけれども、自分の政治団体を大臣が言う取次ぎなる行為に使つてそこから支払えばいいわけですけど、ただ、それだと外形上は、先生方への配付資料どおりですよ、この百万円以上のお金は、大臣が払つたお金ではなくて大臣の政治団体が払つたことになるんですよ。

○国務大臣(寺田稔君) 私の資金は、あらかじめ選挙用資金として事務担当者にお渡しをしていたところでございます。実際に選挙は、おっしゃるとおり、委員御指摘のとおり十月三十一日でございますが、その後請求が参りまして、支払、例えばこの十一月五日という、利用明細書に書いてございしますが、私の資金から支出がなされたということでございます。

○国務大臣(寺田稔君) 先ほども申し上げたとおり、出納責任者の責任でもって選挙の支出がなされます。竹原後援会に単にこの支出を取り次いだだけのものではないんですが、出納責任者から正当に竹原後援会の担当者に対して支払承諾がなされたというふうなことでございまして、これは適正な行為であると考えております。

○国務大臣(寺田稔君) 文書は適正に存在をしておりますので、個人情報等については伏せるといふ前提で出すことは可能であるというふうに思いますが、ちよつと弁護士の確認だけ取らせてくださいませ。

○国務大臣(寺田稔君) これは、あくまで選挙費用の支払として取次ぎに使つた、したがってこれは、一切竹原後援会の収入、支出には計上しておりません、計上しておりません。全て選挙関連の支出として行つたものです。

○国務大臣(寺田稔君) 私が選挙用に準備した資金の全てが竹原後援会に入っていたわけではございませんが、先ほども申し上げたとおり、この支払先の口座を竹原後援会が、これまでの後援会活動の中で把握している分について竹原後援会に一部入れてあつて、私のお金ですね、取次ぎ行為として竹原後援会が支払つたということでございます。

○小西洋之君 じゃ、大臣の説明は、大臣の選挙資金が竹原後援会の口座に入つたというところをおっしゃっているんですね、端的に答えてください。

○小西洋之君 分かりました。出していただくようにはお願いいたします。

○小西洋之君 いや、だから、出納責任者の承諾が要するにしても、竹原後援会という大臣の政治団体で百万円以上のお金を払う、これをほかの政治家やほかの候補者も全員やったら、公選法の、選挙の支出は出納責任者に一元化する、それは、不正を防ぐため、選挙の公正を守るため、そうした法律の定め、趣旨が壊れるとお考えになりませんか。ほかの政治家がみんな、大臣が言っている法

○小西洋之君 大臣は公選法の責任者なんですよ、選挙の資金を別の政治団体に何か取次ぎなる行為で支払うということは公選法は容認していません。その根拠条文を言ってください。

○国務大臣(寺田稔君) 今委員御指摘のとおり、全ての支出は出納責任者の責任の下で行われます。今御指摘の竹原後援会からの支払分については、個々に支出を特定できるものとして、しかも支出の前にこの出納責任者が承諾を与えたものというふうな認識をいたしております。

○国務大臣(寺田稔君) 先ほども御説明しましたとおり、委員が今資料として御指摘のこの支払先は竹原後援会が常日頃からお付き合いをさせていた会社さんあるいはお店でありまして、この住所、口座番号等、全て把握をしております。選挙費用として、そこのお店も使つた場

○小西洋之君 いや、だから、出納責任者の承諾が要するにしても、竹原後援会という大臣の政治団体で百万円以上のお金を払う、これをほかの政治家やほかの候補者も全員やったら、公選法の、選挙の支出は出納責任者に一元化する、それは、不正を防ぐため、選挙の公正を守るため、そうした法律の定め、趣旨が壊れるとお考えになりませんか。ほかの政治家がみんな、大臣が言っている法

○国務大臣(寺田稔君) 公選法上はこうした取次行為についての規定はございませんが、これは全く公選法上規定のない話でございますので、こうした行為は禁止はされておられません。

○国務大臣(寺田稔君) 今委員御指摘のとおり、全ての支出は出納責任者の責任の下で行われます。今御指摘の竹原後援会からの支払分については、個々に支出を特定できるものとして、しかも支出の前にこの出納責任者が承諾を与えたものというふうな認識をいたしております。

○国務大臣(寺田稔君) 先ほども御説明しましたとおり、委員が今資料として御指摘のこの支払先は竹原後援会が常日頃からお付き合いをさせていた会社さんあるいはお店でありまして、この住所、口座番号等、全て把握をしております。選挙費用として、そこのお店も使つた場

○小西洋之君 いや、だから、出納責任者の承諾が要するにしても、竹原後援会という大臣の政治団体で百万円以上のお金を払う、これをほかの政治家やほかの候補者も全員やったら、公選法の、選挙の支出は出納責任者に一元化する、それは、不正を防ぐため、選挙の公正を守るため、そうした法律の定め、趣旨が壊れるとお考えになりませんか。ほかの政治家がみんな、大臣が言っている法

律の規定どこにもない取次ぎをやつていいんですか。

○国務大臣(寺田稔君) 取次ぎという行為は、全く違法な行為ではございません。公選法違反でもございません。

○小西洋之君 いや、だから、やつていいのかわかっているんです、ほかの政治家が、いや、そんな便利なことがあるんだつたら、いや、私だつて、やりませんけど、私は公選法を守りますけど、大臣と違つて、ほかの政治家がやつていいというふうには法解釈を持つ大臣として答弁なさるんですか。

○国務大臣(寺田稔君) あくまで出納責任者の下で行われる支出であれば、そうした取次ぎ行為は可能でございます。

○小西洋之君 委員長にお願いしたいんですが、この寺田大臣については、もう政治資金の、大臣の国会関係団体を始めとしてもう七件、八件ですか、あと今日は公選法の違反の問題を指摘しました。

私は、かつて総務省の選挙部で働いておりました。国会議員関係団体、政治団体の法改正のときも私もメンバーとして関わつておりました。当時の官僚として、このような大臣は許せない。また、国民の代表の国会議員として、このように公選法あるいはこの政治資金規正法を違反し、おとしめるような大臣は許せません。

委員会の威信においてこの寺田大臣を解任させる、そのことをこの委員会ですっかりと審議することを委員長に求めます。

○委員長(古川俊治君) ただいまの件につきましては、後刻理事會において協議いたします。

○小西洋之君 寺田大臣、同じ問題が寺田大臣の寺田稔君後援会でも、令和三年十月分の読売新聞の購読料ですかね、二千四百五十円に生じています、これについても取次ぎなんですか、事実関係と、あと法律に違反していないか答弁ください。

さい。

○国務大臣(寺田稔君) 委員御指摘の呉後援会からの支払分についてでございますが、これも呉後援会の支出ではなく出納責任者の権限の下で支出をされました選挙運動費でございます。したがつて、呉後援会の収支報告書には一切記載がございません。

これは支払つた先からの求めがございました。経理処理上、寺田稔君後援会名義にしてください、この名義で支払つてくださいと。事務担当者がこれは選挙費用ですというふうに申し上げたところ、呉後援会名義で支払つてほしいという先方のリクエストがありまして記載上そのようにしたということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、きちんと出納責任者の権限の下で承諾がなされた支出行為でございます。

○小西洋之君 いや、何かその先方のリクエストがあつたら、罰則が付いている公選法の定め違反して呉後援会名義で呉後援会から、呉後援会の政治資金からお金支払つていいんですか。

○国務大臣(寺田稔君) 呉後援会からの支出は一切ございません。

公選法上は、選挙運動費用の収支報告書に添付する領収書の要件は、支出の目的、金額、年月日、この三要素が記載されていることが正当な領収書の要件でございますので、その要件は満たしているところでございます。

○小西洋之君 私の手元に大臣のまさに昨年の選挙の収支報告書があるんですけども、これを見ると、ガソリン代の項目が、私、一見、見ただけでこれ二十件以上ありますよね。ところが、今回の竹原後援会はこのガソリンの領収書、何枚もないんだと思うんですけども、なぜ特定のガソリンのもの、あるいはほかの項目もそうなんですけど、なぜ特定のもののだけ竹原後援会で支払つていられるんですか。余りにも不自然じゃないですか。

○国務大臣(寺田稔君) これは選挙用に使用した車ではございません。一時的にこの車を借り上げて竹原方面の運行に用いたがために、竹原後援会

の方が常日頃から使つておりますガソリンスタンドで支払つたものでございます。

○委員長(古川俊治君) 時間が来ておりますので、よろしく願います。

○小西洋之君 はい。会派の持ち時間の中でやらせていただきますけれども。

大臣に伺いますが、大臣は、公選法の所管大臣であり、また政治資金規正法の所管大臣なんです。で、今回の問題も含めて、国会議員関係政治団体でめぐつて起きている問題なんです、大臣はこの間、いや、国会議員関係政治団体、竹原後援会や呉後援会とは自分代表でもないし会計責任者でもないというふうには言っているんですが、国会議員関係政治団体は、大臣の通知によつて各政治団体が国会議員関係政治団体であるというふうに出るんです。つまり、大臣は生みの親なんですか。

そして、先ほど申し上げたように、国会議員関係政治団体というのは特別の特権を持つていられるんですね。寄附の税額控除です。かつ同時に、第一次安倍政権で起きた何と還元水のような問題が二度と起きないために、国会議員に關係する政治団体の収支報告、支出の報告を特別厳し、一円領収書の開示だとかを設けているんです。

大臣に伺います。大臣は、今回問題が起きている竹原後援会あるいは呉後援会の国会議員関係政治団体としての制度上の生みの親です。法的な責任を持つていられるし、政治的な責任を持つていられる。その団体で起きた違法あるいは違法の疑惑について、大臣は制度を所管する総務大臣として特別重い責任を持つとお考えになりませんか。

○国務大臣(寺田稔君) 委員御指摘のとおり、通知行為というのがございます。ただ、例えば私の関係政治団体で、私が議員になる、私が立候補する前から存在している政治団体もござります。しかし、私が支部長に就任してからその同意を身元という通知を行つておきますので、生みの親という認識ではありませんが、ただ、委員御指摘のとおり、関係政治団体についてこれまで御指摘の

ような事務的なミスなどがあつたことについては誠に遺憾でありまして、その点については心からおわびを申し上げるものでございます。

○小西洋之君 いや、配付資料の五ページですけど、国会議員関係政治団体は、寺田稔大臣、大臣による記名、押印あるいは署名がなければ国会議員関係政治団体にはならないんですよ。あなた、生みの親なんです。だから、そこに起きている団体の問題は、国民との関係で、法律との関係であなたの責任なんです。何を言っているんですか。

大臣、政治資金規正法、通告していますが、第一の目的は、こうした収支報告をきちんとやつて国民の批判と監視、それを受けるというのが政治資金収支報告書の目的です。大臣の国会議員関係団体、竹原後援会や呉後援会がこうした国民の批判と監視を適正に受ける前提を欠いていたら、これはお認めになります。あるいは、いや、批判と監視を適切に受けられる、そういう状況だつたと、どちらですか。明確に答えください。

○国務大臣(寺田稔君) 今し方お答えしたとおり、関係政治団体ということで私がその同意を与えている関係政治団体でございますので、そうした関係政治団体におけるこのミス、不手際等については、これは法的な責任という意味ではございませんが、遺憾でありまして、おわびを申し上げます。

○委員長(古川俊治君) 答えてはいるんですけど、(発言する者あり)何で止める必要があるのか。(発言する者あり)何で止める必要があるのか。じゃ、だつたら質問して。

○小西洋之君 いや、委員長、私、明確に通告してあるのが答えてないわけですよ。政治資金規正法の第一条に、収支の報告きちんとやつて国民の批判と監視に委ねると、そういう制度なんです。そういうことが条文に書いてあるわけですよ。呉後援会、竹原後援会、様々な問題がありました、訂正もしている、会計責任者は死ん

でいらつしやいました。そういう状態では、国民の批判と監視を適切に受けられる状態ではなかつた、その二つの団体。これはお認めになりますかと聞いています。イエスかノーかで答えてください。

○国務大臣(寺田稔君) 全ての収支も公開をしております。もちろん、不手際や事務的ミス等については迅速に是正をさせていただいてるところでございます。

○小西洋之君 何を聞いても答えない人なんです。杉田政務官に伺いますが、杉田政務官、よろしいですか。

問題になつてはいる月刊誌ですが、新潮のあれですが、この言葉を撤回、修正する考えはありませんか。もうこれだけです。彼ら彼女らは子供をつくらない、つまり生産性が低いのです。まあこの前後もいろいろと言つていらつしやるんですが、この言葉だけ、彼ら彼女らは子供をつくらない、つまり生産性が低いのです、この言葉だけについて撤回あるいは修正するお考えはありますか。

○大臣政務官(杉田水脈君) そういった配慮を欠いた表現をしたことを真摯に反省し、理解を深め、差別のない社会、暮らしやすい社会の実現のためにこれからも努力をしております。今後とも、そういう努力をもつてお応えしていきたいと考えております。

以上です。(発言する者あり)
○委員長(古川俊治君) 見解の相違なの、見解の相違なんだから。答弁しているんだからね。(発言する者あり)
もう一回聞いてください。

○小西洋之君 撤回あるいは修正する考えはあるかを聞いています。それだけ答えてください、明確に。
○大臣政務官(杉田水脈君) 今後とも、差別のない社会の、あつ、差別のない社会の実現に向けてしっかりと努力をしております。(発言する者あり)

○委員長(古川俊治君) 答えているでしょう。答えているでしょう。答えていられるでしょう。答えていられるでしょう。ちやんと。(発言する者あり)
質問を変えてください。

○小西洋之君 もう終わりますが、違法な大臣と、もう異常、異常を超えてもう狂気という言葉を使うしかなのですが、政務官の辞職に追い込むことを誓つて終わります。ありがとございまして。

○熊谷裕人君 立憲民主・社民の熊谷でございます。会派に与えられた時間内で質問をさせていただきます。通告をした質問が全部できなくなりそうなので、小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。

通告をした質問が全部できなくなりそうなので、小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。

通告をした質問が全部できなくなりそうなので、小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。

通告をした質問が全部できなくなりそうなので、小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。

通告をした質問が全部できなくなりそうなので、小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。小西議員に引き続いてのところをさせていただきます。

した一つの、政治活動の自由を有した、憲法上の活動の自由を保障された政治団体でございます。その政治活動の自由を最大限尊重する中で、私も確かに収支報告についてはチェックする立場にございまして、御指摘のような多くの事務的なミスも存在しているのも事実でございます。早急に訂正をお願いし、今後、この体制の見直し、立て直しをお願いしているところでございまして、事務処理の適正を図つてまいりたいと思ひます。

○熊谷裕人君 前回指摘をさせていただきました六百万円の貸付金、こちらの、まずは、返したというふうには、翌年返したという御答弁をいただいたおりましたが、翌年の収支報告書で、これ収入がないと返せませんので、この収入のところの報告書の訂正というのを考えられていますか。

○国務大臣(寺田稔君) 委員御指摘のとおり、この六百万円の借入金とその返済、これは、私自身が貸して、そして返してもらったという関係は明確に記憶しております。

したがいはして、呉後援会の方においてこの十年前の収支について、もちろん訂正が必要であれば訂正が必要なので、今、その十年という保存期限を過ぎた中で、過去の帳簿、領収書等が廃棄をされている状態でございます。また、当時の事務担当者も既に退職をしておりますが、その退職をしております事務担当者を通じて幾つかの寄附が存在をしたと、私に六百万円の返済を行ったことも確認はできておりますが、これは、きちんとここは中途半端な形ではなく正確な形で国会に対しても御報告を行いたいと思ひますので、引き続き委員御指摘のとおり確認を行いたいと思ひます。

○熊谷裕人君 少なくとも、返したということを確認に覚えているということであつて、返したということが確定なことであれば、これ収入の訂正は必ず行わなきゃいけないことであるので、必ず収支報告書の訂正はしていただかなきゃいけない。

○国務大臣(寺田稔君) 政治資金規正法上は収入

○国務大臣(寺田稔君) 政治資金規正法上は収入

そして、今、寄附という話が出ました。六百万円相当の寄附ということであれば、個人からであれば一人百五十万円のキャッシュがありますから、四人以上の方が寄附してくれた。若しくは、後援会ですら、企業、団体からは直接受けられません。政治団体からの寄附しか受けられないので、相手方、政治団体ということであれば、相手方の寄附の記載というのはどこに残っているはずなんです。そんなに時間掛かんないはずなんです。そういうところもちゃんとチェックをしていただいて、そして訂正をしていただくように求めたいと思ひます。

次に、事務所の領収書、収入印紙が貼つていなかったという件についてでございます。送付したのは、前回の質疑で五月三十一日というふうには答弁をいたしました。この領収書に気が付いて収入印紙を貼つた日を、いつだか特定をしていただければ。

○国務大臣(寺田稔君) 前回から委員の御指摘のあつたとおり、収入印紙を貼付していない状態で写しを取つて五月三十一日に提出をしておりますが、収入印紙は、その当日、すなわち五月の三十一日に貼付をされております。その郵送後です。で、収支報告書に貼付をされておりました当該領収書の写しは、今日四日付で収入印紙を貼付したものに訂正をさせていただきますところでございます。

○熊谷裕人君 ということは、大臣の後援会収支報告書の監査を受けている監査人のチェックは、この収支報告書を見ると五月二十四日なんですよ。ということは、監査人はこの領収書に収入印紙が貼付をされていないものを見逃したということになるんですけれど、今の大臣の答弁である三十日ですから、監査をした日には貼付をしていないものを監査をしているということになるんですけれど、この監査人、法律で決められた特別な監査人になっているはずなんです。この人の信頼性をどう考えますか。

○国務大臣(寺田稔君) 政治資金規正法上は収入

○国務大臣(寺田稔君) 政治資金規正法上は収入

○国務大臣(寺田稔君) 政治資金規正法上は収入

印紙を貼付をしなくても正当な領収書と認められ
ますが、委員御指摘のとおり、これは印紙税法の
方で正当に収入印紙を貼る必要は当然あるわけ
でございます。その点、監査人がちゃんと貼って出
してくださればと御指摘されたかどうかは分かりま
せんが、その点は監査人にもきちんと確認をさせ
ていただくと思っております。

○熊谷裕人君 同じく事務所費の領収書なんです
が、この事務所費、あつ、事務所の賃貸契約とい
うのはされておられますか。そして、この領収書、
百二十万円の領収書なんです、消費税は含まれ
ているんでしょうか。

○国務大臣(寺田稔君) この事務所は、委員御指
摘のとおり、寺田慶子との間で賃貸借契約をして
おりまして、毎年毎年の事務所の使用実態、また
不動産価格を参考に適正な賃料を算出をして支払
を行っております。

御指摘の消費税についてでございますが、寺田
慶子は年間売上げが、課税売上げが年間一千万未
満の免税事業者に当たりますため消費税の納税義
務はなく、消費税は含まれておりません。

○熊谷裕人君 賃貸契約書というものはあるのか
どうかお尋ねをしておりますが、あります。あ
れば、その写しを是非この委員会に提出をいた
だきたいと思っております。個人情報のところは隠して
いただいて結構でございますので、これは委員長に
お願いをしたいと思います。

○委員長(古川俊治君) ただいまの件につきま
しては、後列理事会において協議いたします。

熊谷委員、時間が来ておりますので、よろしく
お願いいたします。

○熊谷裕人君 はい。
横々、大臣につきましては、大変うかつであつ
たということなかもしれませんけれど、様々な
疑惑がございます。これから統一地方選挙、そし
て衆議院選挙も控え、いつあるか分かりません
が、選挙があるというところにふさわしくない大
臣だと思っておりますので、私は大臣の辞任を求めて、
私の質問を終わりにしたいと思います。ありがと

うございました。

○石井重君 日本維新の会、石井重です。

それでは、衆議院選挙区の区割り変更について
御質問したいと思います。

まず、区割り審の皆様には、今般の区割り改定
において、改定選挙区数が百四十という現行の半
数近くも及ぶ中で、トータル三十五回もの審議を
もって地域ごとの特性に配慮して慎重に御検討い
ただいたと、そのことに関して心より敬意を申
上げたいと思っております。

さて、本案では、一票の較差は正や衆議院小選
挙区の十増十減にする定数配分案に基づいた区割
り改定に加え、市区町村の分割原則回避により、
これを回避するということが原則にありますが、ま
三分割された五市区の分割が解消される、ま
た分割市区町村の数も百五から三十二市区に大きく
減少することになります。分割解消優先を要望し
ていた多くの都道府県からは、市の区域の分割が
解消され、基礎自治体の一体性の向上につながる
と喜びの声も上がっていることも事実でございます。

そこで、改めて区割り審による改定案の作成に
おいて市区町村の区域を分割しないという基本方
針を付けた理由についてお伺いいたします。

○政府参考人(森源二君) お答えいたします。
衆議院議員選挙区画定審議会設置法第三条第一
項においては、審議会による区割り改定案の作成
については、直近の国勢調査人口で較差二倍未満と
することのほか、行政区画、地勢、交通等の事情
を総合的に考慮して合理的に行わなければならない
とされております。

そして、審議会が区割り改定案の作成に当た
って都道府県知事に対し意見照会を行ったところ、
分割市区町村の解消を望む多くの意見が寄せられ
たところでございます。

審議会においては、これらの意見や、これまで
も改定が行われる地域において分割解消を行って
きたことに鑑みまして、市区町村の区域は分割し
ないことを原則とし、一定の分割基準に該当する

場合に限り分割することとしたものでございま
す。

以上です。

○石井重君 御答弁いただいたとおり、行政区
域が分割されると、有権者の混乱に加えて、開票な
どの自治体の選挙事務負担が大きくなるなどの問題
も存在しています。それを念頭に多くの都道府県
が分割解消を求める意見書を提出していただけて
ありますけれども、札幌市の白石区と福岡市の東区
が新たに分割され、十二市区で分割区域が変更さ
れ、十八市区での分割区域の変更がなされなかつ
たわけでありませぬ。

もちろん、地域の一票の較差を拡大させない
ぎりぎりの判断であったためであることは理解しま
すけれども、それらの地域の住民感情あるいは不合
理性、選挙区の候補者の誤認など、その混乱を防
ぐためにこれから政府が行うべき方策についてど
のように考えているか御答弁願います。

○政府参考人(森源二君) お答えいたします。
区割り審により令和四年六月十六日に行われた
区割り改定案の勧告においては、市区の人口が鳥
取二区に二倍以上である場合や飛び地を避けるた
めに必要な場合のほか、定数が増減のない道府県
において現在分割されている市区の分割解消によ
って県内の最大較差が拡大する場合など、一定
の分割基準に該当する三十二の市区について市区
を分割することはやむを得ないものと判断したと
承知をしております。

また、審議会においては、新たな市区の分割を
検討する際に、選挙人への影響をできる限り小さ
くする観点から、投票区の区域を考慮しつつ、支
所、出張所の区域、道路や河川等の状況など、そ
れぞれの地域の実情に応じて適当な区域となるよ
う改定案が作成されたと承知をしております。

今回の区割り改定法案成立の暁には、総務省に
おいて、区割り改定の趣旨や内容を十分理解いた
だくことはもとより、特に選挙区の変更につい
て、選挙人を始め関係者に混乱が生じることな
いよう、きめ細かく周知啓発を行ってまいりま

す。

具体的には、法律の公布、施行に合わせまし
て、区割り改定の趣旨や改定される選挙区名等を
周知するための制度改正周知チラシのほか、選挙
区が改定される全ての都道府県の改正前後の区割
り地図、どの地域がどの選挙区に変更されるのか
を示す図表を作成し、分割の区域が変更されるな
ど、分割が解消されなかった市区も含め、お住ま
いの地域がどの選挙区になるのか、住民にも分か
りやすい周知を行いたいと考えております。

その場合に、総務省のホームページ、SNSな
どによる広報のほか、区割り地図やポスターにつ
いて、関係都道府県及び市区町村の選挙管理委員
会で発行する広報誌やホームページへの掲載、公
共施設への掲示などを通じ有権者の皆様に改正内
容が周知されるよう、きめ細やかな周知を、これ
は継続的に実施してまいりたいと存じます。

さらに、今回の総選挙の際にも、特設ホーム
ページやSNS、リーフレットを用いた周知のほ
か、全国の選挙管に対し投票所入場券に区割り改定
の周知チラシを同封するよう要請するなど、混乱
の生じないように、きめ細かくしっかりと周知徹
底を行ってまいりたいと存じます。

○石井重君 ありがとうございます。

これで一〇〇%ということはないかと思
うんですけども、審議会での慎重な議論というの
は、その結論が、今回の結論が審議会での結果で
ありますからまあ理解はしておりますが、有権者など
への勧告の趣旨はもちろんですけれども、新たな選
挙区のエリアなどの周知については特に、県や市
町村に任せるのではなくて、政府が率先して取り
組んでいただくよう、これ御要望しておきたいと
思っています。

今回のアダマス方式に基づく区割りの見直しで
は選挙区の一票の較差は辛うじて二倍を下回る区
域も多々存在しており、五年ごとの国勢調査のた
びに人口の変動に応じた、それに、見直しによる
定数の増減は、これは避けられないわけでありま
す。

衆議院事務局が、会派からの要請によりまして、国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づいて将来的な議席の変化を試算したところ、二〇三〇年には、東京都はもろろん、愛知県などでは定数が増える、北海道が一つ減る、そして今回の改定でそれぞれ一減となった滋賀県、岡山県、再び一議席増えるとされております。そして二〇四〇年にはさらに、岐阜、山形、栃木で定数が減り、選挙区二百八十九のうち、その約三〇％の八十四を首都圏の四都府県が占めるといふ、首都圏への議席が偏在することが進むような数字になります。

総務省は、この衆議院の事務局の推計に関してどのように評価しているのかお伺いします。
○政府参考人(森源二君) お尋ねの件でございます。

お尋ねの推計については、社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を用いたものと承知をしておりますが、これは、前回、平成二十七年の簡易国勢調査の結果に基づく外国人も含めた全国民ベースのものが約五年前の数値として公表されておるものでございます。

これによる二〇三〇年の将来推計人口に基づいてアダムズ方式で計算した場合、今回の十増十減を実施した後の都道府県別定数配分と比較すると、御指摘のとおり、東京都、愛知県、滋賀県、岡山県、福岡県で一人定数が増加、北海道、秋田県、茨城県、群馬県、香川県で一人定数が減少する試算となるものと承知をしております。また二〇四〇年に同様に計算をいたしますと、今回の十増十減後の都道府県別定数配分と比較して、東京都で三人、神奈川県、愛知県、滋賀県、岡山県、福岡県でそれぞれ一人定数が増加、北海道、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、岐阜県、香川県でそれぞれ一人定数が減少する試算となるというふうには承知をしております。

ただ、これはあくまで推計値を用いた試算というところでございまして、現行の法律上は、外国人を除いた十年後の実際の日本人の人口に基づいて、その時点で改めて計算をし、都道府県別定数の配分を行うことになるべきものと承知をしております。

○石井重君 ありがとうございます。
外国人のことも質問すればかなり中身が濃くなっていくので、それは今回は避けておきますけれども、政府としてはアダムズ方式に基づく区割り改定を継続した場合にどのような定数の増減となっていくかについて独自に推計している、今お話出ましたけれども、実施しているならば、二〇三〇年と四〇年の議席配分の予測について、再度お伺いします。

○政府参考人(森源二君) お答えをいたします。
社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を用いてアダムズ方式により定数の試算を行った結果としては、私どもとしても先ほど述べたとおりの結果になるものというふうにご承知をしております。

ただ、衆議院議員選挙区画定審議会設置法においては、都道府県別定数は十年に一度の大規模国勢調査の結果によりアダムズ方式で配分するということにされておりました。将来推計人口だと将来の定数の変化というふうな点については規定をされていないものでございます。
また、今後の実際の人口動態によっても変わりますので、今後実際の人口動態によっても変わりますので、十年後、実際の日本人の人口に基づいて、その時点で改めて計算をされるものというふうにご承知をしております。

○石井重君 この推計の二〇三〇年の状況、特に今回の改定で一減となった県が再びまた今度は増えるというふうなことが予想されます。十増十減の前の状況、その状況に戻ることを祈りまして、一回減らしてまた増えるということが予想されますが、地域に大きな混乱と不満を招くことは明々白々であると思っております。
この議席増減の直近で見込まれる区域を今回の減少区に含めていることについて、政府の所見をお伺いします。

○国務大臣(寺田稔君) 委員御指摘のとおり、今回、衆議院の区画画定審議会設置法において、十年に一度の大規模国勢調査を用いてアダムズ方式で配分をしております。したがって、今後、人口動向の結果、今回定数が増えたあるいは減った都府県は、元に戻ることには制度上はあり得ることでございます。

なお、御指摘の社会保障・人口問題研究所の将来推計は、これはあくまで推計値を用いた試算でございます。外国人も入っているということでありまして、その時々実際の日本国民の人口により今後対応すべきものであるというふうにご承知をしております。

また、区割り画定審議会における今回の改定案の作成に当たりましては、同設置法におきまして、直近の国勢調査の結果によりまして最大較差二倍未満とすることが規定をされておる。また、次の令和七年の国勢調査の結果によりまして最大人口較差が二倍以上となった場合には各都道府県の定数を変更することなく審議会において二倍未満となるよう改定案を作成することが規定をされておる。法律に明文の規定がない二倍以外の数値あるいは将来見込み人口などの独自推計は用いなかつたものと承知をいたしております。

○石井重君 一九九六年の衆議院選での小選挙区比例代表並立制が導入されて二十六年がたちましたが、現在のこの制度は、第一党の議席占有率が得票率と比べて非常に高いと。それは、大政党に有利であり、与野党が拮抗し難い。また、金の掛からない選挙を標榜しておいたわけでありまして、しかしそれが中身が違っていた。そして、比例復活当選へのこれ批判が物すごいあります。
様々な問題点が指摘されているわけでありまして、けれども、もちろん誰にとっても、先ほどから言っているのとおり、完璧な選挙制度は存在しません。具現化している様々な問題をこのまま放置することはできないわけでありまして、衆議院選では与野党協議の場を設けて選挙制度を抜本的に見直すとした、これは附帯決議が採択されました。

抜本的な選挙制度の機運は高まっているとは思いますが、一九九四年に政治改革四法の成立によりまして小選挙区比例代表並立制が導入されましたが、その道のりは、皆様御承知のとおり、困難を極めたわけでありまして。一九八八年、リクルート事件を始め、議論は紆余曲折を経て、成立までに六年の歳月と膨大な議論が費やされました。この改革実現には、自民党の後藤田正晴委員長の政治改革委員会が与野党自民党総裁直属の機関として設置されたことが大きいと言われておりますが、政治腐敗を憂う次の政権を取った鳩山由紀夫ら与野党若手一年生議員らによるユートピア政治研究会の活動も、ある角度から見ると評価もされております。

しかし、結局、自民党の竹下、宇野、海部、宮澤内閣ではこれは実現しなかつた。
日本新党の細川連立政権の誕生後の羽田、村山内閣をもつて一九九四年に成立することができたわけでありまして、すなわち、旧態依然の与野党治では選挙制度改革は難しいことを歴史が表明証明しております。ですが、現在の選挙制度は限界を迎えていると思っております。古い時代の党利党略、政治家のための選挙ルール作りから脱却を時代は求めているわけでありまして。だから、いわゆる投票率も低くなつていまして。

先ほど来の議論を申し上げましたが、人口が集中する地域の議席が増える一方、人口が減る地域では議席がどんどん減っていくという制度には欠陥があると思っております。例えば、地方で現状と同じ制度の議席を確保しつつ国の全体の定数を減らすことなどを検討すべきだ、これは、我が日本維新の会ではこれを国民の皆様にも広く選挙の際の公約にはしておるわけでありまして。

そこで、政治改革四法のような抜本的な政治制度改革の必要性について、大臣、御所見をお願いいたします。

○国務大臣(寺田稔君) 今回の区割り改定法案については、投票価値平等の観点から、アダムズ方式による区割り改定案、これを各党各会派の御議

議

論の上、議員立法によって平成二十八年五月に立法されたものでございます。

その後、平成三十年の最高裁判決では、平成三十二年、これは、当時平成の御代で、平成三十二年とは令和二年のことでありますが、令和二年以降十年ごとに行われる国勢調査の結果に基づく各都道府県への定数配分をアダムズ方式により行うことによつて一人別方式の下における定数配分の影響を完全に解消させる立法措置が講じられたと、投票価値の平等を確保するという要請に応えつつ選挙制度の安定性を確保する観点から漸進的な是正を図つたものと評価され、合憲と判示をされております。

委員御指摘のように、選挙制度のこの不測の調査研究また見直しは、非常に重要であると認識をいたしております。衆議院の選挙制度については、国会における審議、また各党各会派における御議論の積み重ねの中から現状のような制度となつておられますが、今後の在り方については、議会政治の根幹に関わる大変重要な問題でありますことから、各党各会派におかれましては御議論いただくべき重要事項であると考えております。

○石井重君 時間がないので途中で飛ばしますが、インターネット投票について最後に質問をいたします。これは総務省の所管でありますので、担当からの、方からの答弁で結構です。

インターネット投票の実現に向けて、過去には自治省、現在の総務省であります。一九九九年に電子投票制度案を提示してあります。その内容は、指定投票所のみでの電子投票、全国中の投票所の電子投票、投票所以外でのインターネット投票の三段階での投票を目指すものとしていました。そして、二〇〇二年には電子投票法が施行され、約二年間で自治省が電子投票を導入するなど、順調な滑り出しでありました。しかし、残念ながら、現在は電子投票を実施している自治体は存在しません。

そこで、まず、電子投票の有益性について総務省から御見解をお願いいたします。

○政府参考人(森源二君) お答えいたします。電子投票のメリットとしては、開票管理者が投票の効力を判断する際に疑問票がなくなることで、電磁的記録媒体に記録された投票データを集計機により集計することができると開票が迅速に行えること、開票事務に従事する職員の数や作業を大幅に減らすことができることなどが挙げられると承知しております。

○石井重君 時間が来ましたのでこれで終わりにします。ありがとうございます。

○浜野重史君 国民民主党の浜野重史でございます。今回の法改正につきましては、一票の較差是正を目的としたものでありまして、理解できるところであります。

一方、我が国におきましては、一票の投票すらできない、投票がしづらい状況を余儀なくされている有権者が一定数おられます。長期間の遠洋航海に出る、我が国の国際物流の九・六％を担う海上物流に従事する船員や乗船実習中の実習生等であります。

このような方を対象といたします洋上投票制度について質問をいたします。

まず、洋上投票制度の概要を御説明いただきたく思います。

○政府参考人(森源二君) お答えをいたします。洋上投票制度は、遠洋区域を航行区域とする指定船舶によつて本邦以外の区域を航海する船員のうち、選挙当日、職務等に従事することが見込まれる者の衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙における投票について、投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により行わせることができるものであり、平成十一年の議員立法により創設され、平成十二年の衆議院議員総選挙から実施をされており、また、平成二十八年の公職選挙法改正により、いわゆる便宜置籍船に乗船している船員、日本人船員が二人以下の船舶に乗船している船員、

実習を行うため航海する学生、生徒等が対象に加えられたところでございます。

具体的な投票の手続につきましては、まず、船員の申出を受けた船長の請求に基づき、指定市町村の選挙管理委員会に投票送信用紙を交付し、次に、選挙の公示日の翌日以後、指定船舶内で船長が船員の請求に基づいて投票送信用紙を交付し、船員は投票送信用紙に投票の記載をし、フアクシミリ装置を用いて指定市町村の選挙管理委員会に送信をいたします。指定市町村の選挙管理委員等は記載された部分が外部に見えない形で専用の用紙と装置でその投票を受信をし、船員の選挙人名簿登録地の選挙管理委員会に投票の決定後、その覆いを外して投票箱に投函することとなっております。

なお、本年七月参議院通常選挙における選挙区選挙の投票者は百十一人、昨年十月の衆議院総選挙における小選挙区選挙の投票者は百二十七人となっております。

○浜野重史君 御説明いただきましたとおり、洋上投票の対象は、衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙に限定されております。それぞれの補欠選挙や首長選挙、自治体議員選挙については対象外というふうになっております。

限定されている理由を御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人(森源二君) お答えをいたします。洋上投票は、今ほど申しましたとおり、平成十一年に議員立法で創設された制度でございますが、地方選挙等に対しては洋上投票が認められていないことについては、これまでも議論をされております。

投票用紙等を交付、受信する指定市町村の選挙管理委員会が全国の地方選挙の期日等の実態を常時把握する必要があると、毎週のように市町村では選挙が行われているという状況の中でそういう必要が出てくるというところでございます。また、投票受信のために投票送信用紙と受信状況に関する電話連絡や確認を行わなければならないという点で、事務負担が過大であるといったことが指摘をされてきたところでございます。

また、不在者投票管理者を務めることとされている船長におきましても、地方選挙の日程などを常時把握をし、選挙の告示があったことや立候補者の氏名等を船員に知らせる必要があること、投票送信用紙の請求、保管、投票の管理などの事務負担が過大となるといった課題が指摘をされてきたところでございます。

そして、同選挙の補欠選挙につきましても、地方選挙と同様の事務負担の過大というところを考慮されるところでございます。

○浜野重史君 御説明いただきましたように、選挙等における事務負担が過大であるということ、そして船長におかれましては負担があるということの御説明でございました。

その上で伺いたいんですけども、総務省におかれての立場を伺いたいんですけども、そういう課題がクリアされれば洋上投票制度の対象は拡大していくという方針であるというふうには私は理解をします。逆に、いや、もうこれで限定して将来的に拡大はないんだという立場を取つておられないというふうには理解をします。御見解をお伺いいたします。

○政府参考人(森源二君) お答えをいたします。地方選挙を含む全ての選挙についての投票送信用紙の請求受付や事前の送信テスト、送信済みの投票送信用紙などを厳重に管理し、航海終了後に指定市町村の選挙管理委員会に送致するといった指定市町村の選挙管理委員会に送致するといった指定市町村の選挙の一連の手続に係る指定市町村の選挙管理委員会と不在者投票管理者である船長の事務負担が過大という点、これは引き続き解消されていくところでございまして、また、過大な事務負担が要因となりその選挙の管理執行に瑕疵があったというようなことに万が一なると、選挙の効力に関する争訟が提起をされ、選挙無効となるお

それとも考えられるところがございます。

ただ、この洋上投票の対象となる選挙の範囲の拡大については、洋上投票制度が各党各会派によつて創設をされ改正されてきた経緯がございますので、こうした課題あるいは課題の解消も含めて各党各会派においても御議論いただければと考えているところでございます。

○浜野喜史君 少し明快さは欠いていたとは思いますが、将来的に限定をしているということを決め付けているわけではないという御答弁だったかと思えます。

更にお伺いしたいんですけども、御説明の中で、この制度の在り方については今日までいろいろ議論されてきたんだという御説明もございました。そこで伺いますんですけども、この制度は、一九九九年に導入をされて、それ以降、十六回にわたる衆議院総選挙、参議院通常選挙で適用されてきておりますね。こういう経過の上に立つて、どういった問題があるのかということについて検証するような場合が省内で持たれたといったようなことがあるのかどうか、御説明いただけますか。

○政府参考人(森源二君) 毎回、選挙、衆議院、参議院の選挙が行われるたびに、管理執行上どのような問題があったかどうかというふうなことにについては、地方団体の方から調査をさせていただいて御意見をいただいているところでございます。

ちよつと、過去の、その過去十数回の中でどのような意見が出てきたかというところまで今ちよつと手元には持ってきたかというところまで今考えておりますので、このことが確実に執行、管理執行できるように市区町村共々取り組んでいるところでございます。今現在としてこの制度そのものについての根本的な課題というものがあろうかというふうには認識はしていないところでございます。

○浜野喜史君 特別なこれは制度だと思っております。

ね。これを導入していただいたということにも、経過については私ばかりから敬意を表する次第なんですけれども、ただ、対象が限定されていると。できれば拡大してほしいという当事者の御希望も強くあるわけですから、やはり、どういった執行状況になっているのかということも少し検証、議論をしていただくということが必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(森源二君) 実は、ちよつと平成三十年八月にこれは、在外選挙とインターネット投票なども含めて、幅広く投票環境の向上方策等についての検討をする研究会というのを設けたところでございます。その際に洋上投票について、例えば、投票送信用紙等の交付を受ける前に出港したような場合について、出港後であっても投票送信用紙等の交付の手続をできるようにし、選挙人の投票の機会を確保することも考えられるんじゃないかとか、そういうふうな議論もございました。そういう中でこういったことについての取組ということを進めてきたということもございまして、今後も絶え間なく、課題ということが発生するとするならば、そのことについて、制度の改善ということに取り組んでまいりたいというふうなことを考えております。

○浜野喜史君 今御説明されたのは、投票環境の向上方策等に関する研究会、二〇一八年にまとめられたもの、そのことを説明されたと思っております。私もそれ拝見をいたしましたけれども、この対象者がどうあるべきなのかというふうなことは検討対象には入っていないかというふうには私は理解をいたしません。これはやはり、検討、対象がどうなのかということも含めた御議論を是非いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○政府参考人(森源二君) まさに、特殊な投票方式の下における投票というところで、その対象者をどうするかという点については、この洋上投票についてはこれまで議員立法によって創設をされ、議員立法によってその対象範囲が拡大され

てきたという状況がございます。

まさに、各党各会派の議論の中で、例えば、便直置籍船に乗っている船員の方が投票できないじゃないか、あるいは実習生の方が投票できないじゃないか、あるいは三人以上というふうな決まっているけれども二人以下の船員もいるじゃないかと、こういったことがまさにその各党各会派の議論の中で取り上げられて、そのことについての議論の中で取り上げられたというところで、政府としてもそれが実際に投票できるように日々取り組んでいるところでございます。

○浜野喜史君 先ほど来から議員立法で法が制定されてきたという経過を強調されておられます。まあそれは経過としてはそうなんですけれども、今この法を所管されているのは、責任ある立場で総務省が検討されておられるわけですから、各党各会派で意見をまとめていただいているという話ではないんじゃないかというところは申し上げておきたいと思っております。

大臣にお伺いしたいんですけども、こういう洋上投票を希望されておられる方は、旅行者とかそういう方じゃないんですかね。極めて重要な日本の経済を支える立場の海運に従事されている方々が是非投票したいという希望を強く持つておられるわけですので、これ、結論はなかなか難しいとは思っております。やはり制度を導入しても十年以上、あつ、二十年以上ですね、たっているわけですから、その制度の対象者を広げられるのかどうかというふうな検討会を是非持つていただければというふうには私は思っておりますけれども、大臣の前向きな御答弁を是非いただければというふうには思っています。

○国務大臣(寺田稔君) 委員御指摘のとおり、これまで非常に特殊な制度としてこの洋上投票制度が導入をされ、今日に至っております。今後のこの論点の洗い出し、またこの議論の方向性、また必要なその諸課題等につき検討を行い、各党各会派の御議論に資することができればと思っております。

○浜野喜史君 大臣、もう一步踏み込んでお答えいただければと思っておりますが、私、結論を定め付けているわけじゃないんです。様々な難しさもあるというふうには思っておりますけれども、一度、対象拡大ができるのかできないのか検討をしていただいて、どういった困難性があるのかということをもっと洗い出したいだけならば、なるほど、やむを得ないのかというふうに関係者も理解するかも分かりますので、是非そういう検討をやっていたらどうかというふうには思っていますので、これも最後にいたしますけれども、大臣、再度御答弁いただければ有り難いと思えます。

○国務大臣(寺田稔君) 前回の平成三十年の八月の研究報告もあつたわけでございますが、その点での洗い出し等も踏まえ、今委員御指摘のこの対象が拡大できるかどうか、その際、一体どういったふうな問題点があるかということについては、総務省としても検討の俎上にのせてまいります。

○浜野喜史君 ありがとうございます。当事者は何かとこの思いを持っておりまして、大臣が御答弁いただきましたように前向きに是非御検討をいただくことをお願いを申し上げます。私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。通告と順番変えまして、まず、寺田大臣の選挙制度や政治資金を所管する大臣としての資質、資格について質問をいたします。寺田稔竹原後援会が領収書の宛名を自ら記入して偽造した疑いという文春オンラインの報道に関して、十一月八日の衆議院倫理特で我が党の塩川議員が質問いたしました。寺田稔竹原後援会の収支報告書に添付された領収書のうち、宛名が寺田稔で、かつ発行者が違ふのに筆跡が酷似したものが十一枚あるという問題をたどりました。これに対して大臣は、誰が書いたか確認すると答弁し、十一月九日の当委員会での山下議員の質問には、確認中という答弁でありました。

確認中という答弁でありました。

うか。

○国務大臣(寺田稔君) 御指摘の政治資金規正法のこの目的規定の趣旨に沿って政治資金の収支の公開を行っているところをごさいます。政治活動の透明性を確保しているところをごさいます。

私の関係するこの政治団体において事務的なミスがありましたことについては、遺憾であり、これまでおわびを申し上げているところをごさいます。今、関係政治団体の体制についても必要な見直しを行っているところをごさいます。関係する政治団体も含め、適正な処理が行われますように努めてまいります。

○井上哲士君 大臣の五つの政治団体については、収支報告書の記載漏れの疑惑、呉後援会の家賃支払の疑惑、大臣の妻が代表者である以正会をトンネルにして源泉所得税を免れているのではなにかという疑惑、そして今朝の文春電子版は更に新しい疑惑も報道しております。

私も広島出身でありますから、広島には友人や親戚もたくさんおります。あの河井法務大臣夫妻の選挙買収のときに、それ今も本場に多くの皆さんが憤って残念がっております。そして今度は、その政治資金を担当する大臣に広島出身の寺田さんがなった、それがまたこういうことが起きている。私は、地元の広島の方々に、本場に憤っている、その信頼を失っている、それで本場に所管する大臣として資格があるのか、改めて大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(寺田稔君) 繰り返しにはなりますが、この私の関係する政治団体において事務的なミスがありましたことは誠に遺憾であり、おわびを申し上げるところをごさいます。また、関係する政治団体も含め、その適切な処理が行われるように努めてまいり、政治資金法の趣旨を貫徹できるように努めてまいりたいと思っております。私の地元からも大変多くの激励をいただいているところでございます。

○井上哲士君 激励をいただいている、そうですか。私は、今、本場に多くの残念だという怒りの

声がたくさん届いております。そのことを受け止めていただきたいと思います。

最後、時間がありませんので、公選法についても質問させていただきますが、小選挙区の下で、多数の死に票が生まれて得票と議席に著しい乖離が生じると、こういうことも指摘をされてきました。特に、今回、この間、小選挙区の下で少ない有権者が市町村や地域社会を分断する異常な線引きを押し付けられて、選挙のたびに不自然な選挙区変更が押し付けられてきました。しかも、この間の区割り改定で三回連続して改定となる選挙区が六都府十五選挙区もあるんですね。

選挙で当選した、自分が投票して当選した議員が任期中に公約に基づいてどういう活動していたのか、それから自分の選挙区の議員がどういう活動をしているのかと、それを見て次の選挙で判断して投票すると、この積み重ねが私は議会制民主主義にとつて本場に重要だと思っております。それが、選挙のたびにですよ、区割りが変わっている人がいるんですよ。そうしますと、自分が投票した議員は任期中に何やったか次に審判、判断を下すという権利が奪われているんですよ。

こういう権利が奪われていることについて、大臣はどのようにお考えですか。

○国務大臣(寺田稔君) 現行のこの小選挙区比例代表並立制については、選挙の仕組みを個人中心から政策、政党中心の仕組みに転換したものでございます。そうした中で、民意の集約による政権選択機能、また民意の反映機能という二つの基本理念の下、今回、第八次の選挙制度審議会のこの答申にも書いてありますとおり、政権の選択についての国民の明確な意思が示されるなどの長所が挙げられているところをごさいます。いずれにせよ選挙制度の根幹に関わる問題であり、これまでも各党各会派の熱心な、また活発な御議論により現行制度に至っております。

平成二十四年のいわゆる緊急是正法、また十八年の選挙制度改革関連法などによりまして定数減となります。それ五県及び六県以外の都道府

【参議院】

県の定数は、これまで変更されず最小限の区割り改定にとどめましたことから、平成二十五年及び二十九年の二回にわたります区割り改定においては、人口較差の二倍未満をいたしますとともに地方部において各選挙区の人口を基準選挙区以上とするために、この分割等、市区の分割等が上つたものと承知をいたしております。今回、御承知のとおり、令和二年の国勢調査に基づくアダムズ方式によりまして見直しが行われました結果、多くの市区町の分割解消が行われたものと承知をしております。

投票価値の平等という大変重要なこの理念の下、今回の区割り改定法案がもし成立の暁には、総務省においても、十分改定の趣旨、また内容を理解していただくべく、周知、広報、またきめ細かい周知啓発に努めてまいります。

○委員長(古川俊浩君) 時間が来ております。○井上哲士君 時間ですので終わりますが、今後小選挙区制を続けていく限り、自分が投票した投票者に、候補者に次の選挙で審判を下すことができなという指摘した問題はやはり続くんですよ。

選挙制度の抜本的な改正が必要だということをお求めまして、質問を終わります。

○船後晴彦君 れいわ新選組、船後晴彦でございます。私は、難病ALSの進行により、喉に穴を空けて人工呼吸器を付けています。声を出すことができないため、パソコンによる音声読み上げ、文字盤による文章作成、秘書による代読によって質問を行います。聞き取りづらい部分もあるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

まず、公職選挙法改正案について伺います。一票の較差の是正は重要ですが、しかし、今回の十増十減では、議席が増えるのは大都市、減るのは地方で、都市部偏重が加速し、地方の疲弊が進むばかりです。

一票の較差解消のためには、国会議員の定数増も方法の一つです。多様な民意を反映する観点か

らも有効です。人口百万人当たりの国会議員数は、イギリスが二十二・五人、フランスで十四・三人、ドイツは八・六人、日本はたった五・七人、日本の議員数は決して多くないのです。政府は、一票の較差が開く中、選挙があるたびに区割りを変えるという場当たり的な対応を繰り返してきました。なぜ、議員定数を増やし、較差解消を進めてこなかったのでしょうか。総務大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(寺田稔君) 御指摘のような御意見もあることはよく承知をいたしております。今回の、今御提案をさせていただいております区割り改定、これは、最高裁判決等を踏まえアダムズ方式により計算がなされ、そしてまた区割り審の勧告を受けて法案提出に至ったものでござい

ますが、このアダムズ方式導入に至ります平成二十八年の衆議院選挙制度に関する調査会の答申によりまして、現行の衆議院議員の定数は国際比較、過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難いとしつつも、衆議院議員の定数削減は多くの政党の公約であり、主権者たる国民との約束である、このことから、削減案を求められるとするならばとして、衆議院議員の定数を十名削減して四百六十五名とする案が示されました。この衆議院議員の定数の在り方については、御指摘のように様々な御意見があらうと思っております。

いずれにいたしましても、選挙制度の根幹に関わる大変重要な問題でございますので、各党各会派におかれまして御議論いただくべき事柄であると考へております。

○船後晴彦君 次に、杉田政務官に質問します。先週の日島委員の質問に対する回答は、重度障害者として聞き流すことはできません。先週の日島委員の質問に対する回答は、重度障害者として聞き流すことはできません。先週の日島委員の質問に対する回答は、重度障害者として聞き流すことはできません。先週の日島委員の質問に対する回答は、重度障害者として聞き流すことはできません。

いる価値がない、日本は借金だらけなのに生産性のない人たちにお金を回しているという植松死刑囚の主張と全く同じです。生産性、社会の役に立つかどうかを物差しに人の価値を測る優生思想はこの社会に蔓延し、私たちが重度障害者、病気や高齢で働けず支援を必要としている人の生存を脅かしています。新型コロナウイルスが拡大し、人工呼吸器やECMOが足りなくなつたとき、高齢、障害のある人は若く健康な人に譲るべきという誤つたトリアージ論が浮上したのを御存じですか。

○大臣政務官(杉田水脈君) 普通であることを見失つていく社会は秩序がなくなり、いざれ崩壊しかねない、私は日本をそうした社会にしたくありませんとあります。政務官は、自分の価値観から見た普通でない人、秩序の枠に当てはまらない人の存在を否定しています。政務官の主張は、社会的マイノリティーを排除していくことにつながり、断じて容認できません。

改めて、主張を撤回し、LGBT当事者、生産性で切り捨てられてきた障害者や病者、高齢者への謝罪を求めます。

○大臣政務官(杉田水脈君) 御指摘の雑誌の寄稿については、既に、多様性を尊重することは当然のことだと認識していること、当事者の方々の人権を否定するつもりも偏見を持って差別する意図も一切ないこと、障害者や高齢者、難病の方、子供を持つておられない女性を差別するような言及は一切なく、また考えてもいないこと、LGBTの方々への理解増進はもとより、差別やいじめのない社会に向けて努力してまいることなどの見解を既に表明しているところであり、現在も今申し上げたことおりの認識でございます。

また、繰り返しになりますけれども、障害を持つ方や高齢者や難病の方、子供を持つておられない方々を差別するような言及は、今までも、その論文の中でも一切しておりませんし、そういう考えは一切持つておりません。

○委員長(古川俊治君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕
○委員長(古川俊治君) 速記を起こしてください。

○松後晴彦君 代読いたします。

私を含め、なぜ障害者などが差別や排除をされたと感じているのか分かりますか。

○大臣政務官(杉田水脈君) 配慮を欠いた表現があったことは率直に反省をしております。

○松後晴彦君 代読いたします。

私の質問に答えてください。

○大臣政務官(杉田水脈君) そういった配慮を欠いた表現をしたことは反省をし、また、理解を深め、差別のない社会、そして暮らしやすい社会の実現のために今までもしっかりと努力をしております。これからもしっかりと努力をしてまいります。発言する者(発言する者)たいというふうに思っております。

○委員長(古川俊治君) 今合図が、答弁してらんだから。今合図あるから、向こうから。松後さん、松後さんから合図がいたことになっていてるんで。

速記を止めてください。

〔速記中止〕
○委員長(古川俊治君) 速記を起こしてください。

○松後晴彦君 代読いたします。

謝つただけなのですか。

○大臣政務官(杉田水脈君) 何度も申し上げますが、私は、障害を持つ方や高齢の方、難病の方、子供を持つておられない方々を差別するような言及は一切いたしておりません。そういう考え方も一切持つておりません。また、論文の中にもそういった内容は一切書いておりません。

以上でございます。

○委員長(古川俊治君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕
○委員長(古川俊治君) 速記を起こしてください。

○松後晴彦君 代読いたします。

あなたを政務官に任命した岸田総理の見識を疑います。

以下、用意していた原稿を代読します。

多様な人が多様な意見を持つていて、その調整をし、より良い社会をつくるのが政治の役割だと考えております。多数派が少数派の多様な意見を排除したり、強者が多くの支援を要する人を駆逐していく弱肉強食の社会にならない、弱肉強食の社会にならないためこそ政治があるのです。杉田政務官に辞任を求め、次の質問に移ります。

次に、障害のある人の選挙活動における合理的配慮について伺います。

これは、障害のある議員らによる障害者の自立と政治参加をすすめるネットワークが行ったアンケート調査の結果です。移動や建物のアクセス、情報保障、障害福祉サービスが政治活動に使えないことなど、障害のある候補者には障害のない候補者とは比べ多くのハンディがあることが分かります。

車椅子利用者の多くが、選挙カーの乗り降りに時間が掛かり有権者と出会う機会が制限されています。車椅子対応宿泊施設の少なさを挙げています。日常使用のリフト付き福祉車両を選挙カーとして使えず、選挙カー用に更に一台用意しなければならぬという声もあります。地方選挙は、有権者と会い、地域の課題を共有することから始まります。体力的に一日十二時間動けない、有権者と出会う機会が限られるため、選挙期間を障害のない候補者より延長してほしいという提案もあります。

高校、大学受験や公務員採用試験では試験時間の延長が実施されています。障害のある人がいない人と平等に被選挙権を行使するために何が課題か実態調査を行い、公職選挙法及び規則を見直し、合理的配慮の検討をお願いしたく存じます。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(寺田稔君) 御指摘のように、選挙の公正を確保しながら障害がある方々の政治参加を進めることは重要な課題であると認識をいたしております。

選挙運動は有権者に誰を選挙すべきかの判断材料を提供するものですが、選挙の公正を確保するため選挙運動には一定のルールが設けられており、これは、これまでも各党各会派における熱心な御議論の積み重ねの中から現在の制度となっております。

若干の例を最近の例で申し上げますと、選挙運動期間における候補者情報の充実、また有権者の政治参加の促進のため、インターネット選挙運動が解禁されました。また、発語障害のあらわな方々が立候補されます場合におきましては、政見放送の録音を行います際に、あらかじめ提出をされた原稿に基づいてNHKなどで録音したものを使用することができるよう規定となつております。

しましても、御指摘のような、候補者が行う選挙運動の実態を確認することや、これまでの状況を踏まえた合理的配慮の検討などについては、選挙運動の根幹に関わる大事な論点でございます。各党各会派におきまして御議論いただくべき事柄であるとと考えております。

○委員長(古川俊治君) 時間が来ていますので、よろしく願います。

○松後晴彦君 代読いたします。

国会、地方議会に多様な声が届くよう、障害のある人となない人が平等に選挙に臨める環境整備についての検討を国会議員の皆様にもお願いし、質問を終わります。

○委員長(古川俊治君) 他に御発言もないようです。これから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○井上哲士君 私は、日本共産党を代表して、区割り改定法案に反対の討論を行います。

本案は、アダムス方式を導入して定数配分し、

政府のいわゆる区割り審議会勧告に沿って衆議院小選挙区十増十減の区割りを改定するとともに、衆議院比例代表のブロック定数三増三減を確定するものです。

今回の区割り改定案は、二十五都道府県百四十選挙区の区域変更が行われます。過去最多、全体の半数の選挙区であり、多くの有権者に影響を及ぼすこととなります。また、最大較差が一・九九九倍であり、次回国勢調査後にまた区割り変更が行われる可能性があるものです。

審議で明らかになったように、今回の区割り改定で三度区割り変更となる選挙区が生まれています。選挙区が変更となる有権者は、前回投票した候補者や自分の選挙区から選出された議員の活動に基づいて次の選挙で審判を下すという有権者としての権利が奪われることとなります。

大きな区割り変更を行っても較差の問題は続きます。これは、小選挙区が投票価値の平等という憲法の原則とは矛盾する制度であることを示すものです。二〇一六年の衆議院選挙制度関連法で長期にわたり小選挙区制を温存することにしたのが間違っていたことは明白です。

そもそも選挙制度の根本は、国民の多様な民意を正確に議席に反映することです。得票と議席に著しい乖離と半数に上る死に票を生み出す小選挙区制は廃止し、民意を反映する選挙制度への抜本的な見直しを行うべきです。

このことを強く主張し、反対討論とします。
○松後靖彦君 私は、れいわ新選組を代表し、公職選挙法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

一票の較差の是正は、最高裁が指摘するように、憲法十四条の平等原則から導かれるものであり、無視できるものではありません。しかし、一票の較差を是正するために都市部の定数を五増やし地方の定数を五減らしてしまえば、都市部偏重、地方軽視の状況に陥ってしまいます。地方の意見が国会に届きにくくなり、より地方が疲弊します。都市部にとっても、一票の較差の是正のた

めに選挙があるたび区割りを変えていくことは、場当たりのな解決策、問題の先送りではかありません。

そもそも、この間、自公政権が継続する中で、議員定数を削減する一方、国は財政再建、構造改革の名の下に緊縮財政を推進してきました。これが地方疲弊の根本的な原因です。

れいわ新選組は、多様な民意を反映するために、先進国の中でも極端に少ない国会議員の数を増やすべきだと考えます。身を切る改革などというスローガンは、この現実を無視したものです。

日本の人口百万人当たりの国会議員数は、世界で百六十八位、OECD加盟国三十八か国中三十五位、ほかの国と比べても少ないと言われています。衆議院、参議院共に、まずは減らしてきた議員定数を増やすことにより一票の較差の是正をすべきでしょう。

一票の較差の根本的な原因は、地方から都市部への人口流出です。そして、それに対する有効な施策を講じず、地方の過疎化を招いてきた時の政権の失策があります。地方を活性化するために地方への交付金を増やすなど、積極的な財政支出により地域活性化の施策を国として推進することを求め、反対討論といたします。

○委員長(古川俊治君) 他に御意見もないようです。これより採決に入ります。
公職選挙法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕
○委員長(古川俊治君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(古川俊治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時四十六分散会